

予算特別委員会

令和4年3月16・17・18・22日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和4年3月16日(水) 午前9時30分 開会
午後5時22分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	西川善浩
〃	柴田三乃
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	吉村始
〃	藤井本浩
〃	下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
企画部長	吉川正人
人事課長	植田和明
企画政策課長	高垣倫浩
情報推進課長	高橋勝英
総務部長	吉村雅央
総務部理事	米田匡勝
総務財政課主幹	内蔵清
管財課長	倉田主税

庁舎機能再編推進室長	吉 田 和 裕
生活安全課長	竹 本 淳 逸
税務課長	葛 本 章 子
収納促進課長	椿 本 真 司
市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事兼	
社会福祉課主幹	林 本 裕 明
市民窓口課長	増 井 朋 子
保険課長	新 澤 明 子
人権政策課長	津 本 佳 成
都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	森 井 敏 英
保健福祉部理事兼	
新型コロナウイルス対策室長	東 錦 也
長寿福祉課長	中 井 智 恵
長寿福祉課主幹兼	
いきいきセンター所長	油 谷 知 之
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来創造部理事	板 橋 行 則
子育て福祉課長補佐	野 地 幸 一 郎
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育委員会理事	西 川 育 子
学校教育課長	勝 眞 由 美
会計管理者	中 井 浩 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第21号	令和4年度葛城市一般会計予算の議決について
議第22号	令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第27号	令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第25号	令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第23号	令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 議第26号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第28号 令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 議第29号 令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。月曜日の補正予算に続きまして、予算特別委員会2日目になるわけでございますけれども、本日から令和4年度当初予算のご審議を賜るわけでございます。16日本日、それから17日、18日、22日と4日間にわたります。非常に長時間のご審議ではございますけれども、コロナウイルス感染防止の観点からも、非常にこの状態を見てもと異様なほど過密な状況になっておりますので、極力換気はさせていただいて寒かったら閉めるということで、常時換気をしていただくということで発生防止に努めていただきたいと思います。また、理事者側のご準備等々もございますので、時間厳守で予定をしておりますこの4日間のスケジュールに基づきまして審議進めてまいりたいと思いますので、委員各位、よろしくお願い申し上げます。また、新人の議員につきましては初めての当初予算審議でございますけれども、しっかりとご発言をいただいて、今後の市政にしっかりと反映していただくご意見を頂戴したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をさせていただきます。下村議員、藤井本議員、吉村議員、横井議員、以上でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように、順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。

また、発言につきましては、簡単明瞭にいただきまして、時間短縮にご協力をお願い申し上げます。

ここで、令和4年度当初予算を審査するわけでございますけれども、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認をいたしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法につきましては、お手元に配付の予算特別委員会審査の方法・日程（資料1）のとおり、一般会計予算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。新型コロナウイルス感染対策で密を防ぐため、3つの部分に分けて質疑を行いたいと思います。1つ目の部分は、予算書51ページの地方創生推進交付金事業費の前まで。またこのときに全ての款の人事課配当の人件費の質疑を行います。2つ目の部分は、54ページから66ページの2款の最後まで。そして3つ

目の部分は51ページから54ページの質疑を行います。地方創生関係は多くの部署が関係することから、その前に休憩を取り、休憩中に質疑箇所をお聞きしてから、再開後、関係部署のみ入室していただき、地方創生関係の質疑を行います。次に、3款及び4款の説明を受け質疑に入りますが、質疑につきましては、理事者側の出席者があまり多くなならないよう、款ごとに職員を入れ替えて行います。次に、5款及び6款の説明を受け、先ほどと同様、質疑については款ごとに職員の入替えを行います。次に、7款及び8款につきましても同様に行います。最後に、9款から12款までの説明を受け、その部分について一括で質疑を行います。続いて、歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入、また次の総括質疑につきましては範囲が広うございますので、歳入の前に休憩をとり、出席職員の調整を行いたいと考えておりますので、ご承知おきを願います。その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑につきましては市政全般に係るものとなりますので、ご留意をさせていただきようお願い申し上げます。

特別会計予算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算と下水道事業会計予算につきましては、歳入、歳出の順で説明を受けますので、ご承知おきを願います。

また、新型コロナウイルス感染対策で待ち時間等の密を防ぐため、審査日程については厳守いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

次に、お手元に配付しております予算特別委員会の進行及び審査方法について（資料2）をご覧ください。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

続いて、裏面の4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数については2回まで、3回目は発言のみとなりますので、ご留意を願います。なお、答弁漏れ等があった場合などにつきましては、委員長の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたしますので、「関連」と手を挙げていただいたら結構かと思えます。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き・要望は、議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いを申し上げます。7番、質問される場合は、予算書のページ数及び款項、目の費目を述べてから質問いただきたいと思えます。この予算書のページと、参考につけていただいております予算案の概要も含めまして、同じページ数を言うていただくようお願い申し上げます。8番、理事者側におかれましては、答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名をいたした後、質問者が替わるごとに、所属、役職名と氏名を言うていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いをいたします。基本、課長補佐級以下の委員会室への入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクによりご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表（資料3）をご覧くださいと思

ます。委員会を進めるに当たっての時間配分として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員はじめ理事者側もご協力をお願い申し上げます。

以上のことについて、何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議案審査に移ります。

議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず、歳出の1款議会費、2款総務費まで、提案者の内容説明を求めます。

米田理事。

米田総務部理事 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。初めに、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,400万円と定めるものでございます。第2条の債務負担行為につきましては7ページの第2表で、また第3条の地方債につきましては8ページの第3表でそれぞれ明記させていただいております。また、第4条の一時借入金につきましては、借入れ最高額を35億円と定めるものでございます。また、第5条では、歳出予算の流用について規定するものでございます。

それでは、歳出、1款議会費及び2款総務費より説明をさせていただきたいと思ひます。時間短縮の観点から目ごとの主な事業について読み上げさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、事項別明細書の29ページをお願いたします。

1款議会費、1項1目議会費では令和4年度予算額1億7,650万2,000円でございます。人件費では、議員15人の報酬、また職員5人で1億3,687万6,000円。また、議会運営事業では3,647万6,000円でございます。

次に、31ページ、2款総務費をお願いたします。1項1目一般管理費で、6億7,474万3,000円でございます。人件費では、特別職2人、また職員57人で5億7,878万円。32ページ、一般管理事業(人事課)につきましては、全般的な管理業務及び会計年度任用職員等に要する経費といたしまして3,376万4,000円。それから34ページ、人事管理事業では897万5,000円。それから、36ページ、財政運営事業では763万円。また、入札・契約事業で620万7,000円でございます。

37ページに移りまして、2目文書広報費では1,236万9,000円で、38ページに掲載しております広報発行事業で924万9,000円でございます。

次に、3目会計管理費では1,147万8,000円で、会計管理事業に要する経費でございます。

38ページ下段をお願いたします。4目財産管理費では3億6,837万5,000円で、新庄庁舎管理事業で7,175万1,000円。39ページの當麻庁舎管理事業で1,135万4,000円。それから、40ページ、市有財産管理事業で2億7,989万9,000円でございます。

42ページに移っていただきまして、5目電子計算費では6,320万9,000円でございます。電算システム共同化推進事業で3,991万円でございます。

43ページをお願いいたします。6目地域情報化推進費では2,627万8,000円で、イントラネットシステム整備事業で2,359万2,000円でございます。

44ページをお願いいたします。7目交通安全対策費では2,819万円で、交通安全対策事業で541万3,000円。また、46ページの交通安全施設整備事業で1,765万4,000円でございます。

8目自治振興費では1億7,619万2,000円で、公共バス運行事業で8,388万5,000円。47ページのまちづくり一括交付金事業では5,258万円。また、街灯管理事業で1,928万3,000円でございます。

48ページをお願いいたします。9目の企画費でございます。1,638万円で、企画政策事業で1,168万6,000円。49ページの国際交流・友好自治体交流事業では318万5,000円でございます。

50ページをお願いいたします。10目の公平委員会費では22万5,000円で、公平委員会事業に係る経費でございます。

11目の防災行政無線管理費では495万3,000円で、防災行政無線管理経費でございます。

51ページ、12目地方創生推進交付金事業費では100万円で、移住・就業・起業支援事業でございます。

13目地方創生臨時交付金事業費では1億4,219万3,000円で、感染症拡大防止事業として700万2,000円。53ページ、市内消費活性化事業で9,051万円。学校情報化推進事業で3,583万7,000円でございます。

54ページに移りまして、2項1目税務総務費でございます。1億3,209万4,000円で、人件費で、職員15人、9,419万9,000円。それから、55ページ、ふるさと応援寄附事業で3,200万円でございます。

2目賦課徴収費では8,599万4,000円で、賦課管理事業で1,676万2,000円。それから、56ページにございます固定資産税賦課事業で3,831万6,000円。57ページ、諸税徴収事業で2,312万1,000円でございます。

58ページの中段でございます。3目過年度支出金で、過誤納金還付事業1,300万円で前年度同額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では7,832万円で、人件費で、職員7人、5,022万円。59ページの個人番号カード関連事業では2,163万9,000円でございます。

60ページに移っていただきまして下段、4項1目人権啓発費では3,277万4,000円で、人件費、職員3人で2,415万3,000円。それから、61ページの人権啓発事業で579万1,000円でございます。

63ページに移っていただきまして、5項1目選挙管理委員会費では57万7,000円でございます。

2目選挙啓発費では2万円。

3目参議院議員選挙費では2,424万7,000円で、人件費で1,036万5,000円。参議院議員選挙費で1,388万2,000円でございます。

65ページをお願いいたします。6項1目統計調査総務費でございます。92万3,000円で、

統計調査事業に係る経費でございます。

2目基幹統計費では141万2,000円で、基幹統計事業で138万8,000円でございます。

次に、66ページをお願いいたします。7項1目監査委員費では81万8,000円でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、この部分に対する質疑に入りますが、冒頭に説明をさせていただきましたとおり、初めに予算書51ページの地方創生推進交付金事業費の前までの部分と全ての款の人事課配当の件費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、よろしくお願いします。ページ数から先に申し上げます。29ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費の件費についてであります。この2節で給料となっております。一般職給料5名、これについては監査委員事務局と兼務というふうになってると思いますので、どういう割り振りになってるかということについて伺います。

2つ目であります。これは、人事課の方がおられるのでトータルで聞くことになります。総括質疑になるんだったら、それでまたおっしゃっていただいたら結構ですが、186ページ、187ページのところになります。会計年度任用職員制度に関わって少しお尋ねいたします。186ページのところは会計年度任用職員以外の職員数ということで、常勤の方の人数があるんだらうと思います。その187ページの下、会計年度任用職員制度ということですが、これは1つは確認なんですけど、確認の上でまた質問内容に答えていただきたいんですが、括弧書きの短時間勤務職員ということですが、これは再任用ということで、いわゆる再任用職員というふうに一般的に言われてるものでよろしいかということ、これは1つ確認しておきます。

会計年度任用職員について、まず総数が書いてありますけれども、フルタイムとパートタイムの方の人数及び総時間数はどうなってるかということについて伺います。

それから、3点目になります。32ページになります。これは2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の事業説明のところで質問いたします。一般管理事業の人事課配当で、パートタイム会計年度任用職員の費用が書いてありますが、これは宿直員の方の会計年度任用職員の人数について、あるいは積算に当たった内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

3点お願いします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、187ページの会計年度任用職員の人数でございますけれども、こちらにつきましては、439人というのは、これはパートタイムの会計年度任用職員の人数でございます。14人につきましては、これはフルタイムの会計年度任用職員の人数ということになってございます。

それから、会計年度任用職員の報酬の件でございますが、まず給与の事務補助として1名

分で162万9,558円、それから欠員補充ということで、職場の全体として急な退職等が出ました場合に人事課で予算を組んでいるものが41万9,391円、それから警察連携支援員ということで420万円、それからご質問のありました施設の当直員、これは8名分でございますけれども、総額といたしまして1,638万3,024円ということになってございます。

それから、議会の5名でございますけれども、これは現状の人数で予算計上させていただいております。

それから、パートタイムの会計年度任用職員の予算の積算勤務時間でございますけれども、パートタイムの会計年度任用職員で令和4年度に予算計上している人数は延べ439人で、総積算勤務時間数は約51万7,000時間となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員、説明をお願いします。

谷原委員 ちょっと答弁漏れで、議会に割り当てられてる5名の人数ですけれども、議会事務局と監査委員事務局が兼務というふうになってますので、その積算はどうなってますかと。まるっきり5名が全て議会事務局が当たるんですか、それとも兼務になってますから監査委員事務局の中で何名、あるいはその兼務が何名でどれぐらいの割合というふうな、それをお願いいただけますか。

もう一つ、それから再任用の方、これは短時間勤務職員については、今、フルタイムの方というふうにおっしゃったんです。会計年度任用職員のフルタイムがここに当たるとおっしゃったんですが、再任用職員は一般職のほうへ全部入ってるということでもよろしいんですか。そこだけお願いします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 再任用の職員につきましては、会計年度任用職員以外の職員のところに入っております。

それから、人件費のほうでございますけれども、これは機構改革が決まる前に予算のほうを組んでおりますので、現状の令和3年度のままで予算を組んでるということでございます。

増田委員長 分かりましたか。分からないですか。どうしますか。分からない部分を教えてください。
谷原委員。

谷原委員 具体的におっしゃっていただいたほうがいいんですけど、人数を。私の理解では、従来だと3名と0.5人が例えば議会事務局で、1名と0.5人でこれが主に監査委員事務局が当たって、それで5名ということなんか。もうその割り振りについては全く人事課では関係なくて、もう議会事務局と監査委員事務局のやり取りの中で割り振ってるということなのか、そこがよく分からないんですよ。

増田委員長 結論から言ってもらえますか。

谷原委員 結論だけね。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。

ただいまの谷原委員の質問でございますけれども、現状、議会事務局の職員が監査委員事務

局を兼務しておりますけども、人件費につきましては議会事務局で組んでるもので全部行ってるという状況でございます。来年度も、予算計上は今年度と同様にしております。ただし、職員の人事異動に関しましてはまだこれから、今現在考えているところでございます。監査委員事務局の配分といいますか、その仕事の割り振り、その辺はまだこれから人事異動に伴って行っていくというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう煮詰まらないので、これは置いておきます。ちょっとよく分からないのは、そういうふうに関、予算上のことでの計上してますよということに尽きるんだらうと思うんですが、私の質問は、本来、監査委員事務局を独立させてる市町村もあるわけですし、そしたら議会事務局何人、監査委員事務局何人というふうにはっきりするんですが、うちはそこがどうなってるのかと。兼務だけれども5人が全部兼務してるのか、それとも1名だけ監査委員事務局専任になってるのか、どういうふうな考え方でこの人数、この予算計上になってるかいうことを聞きたかったんです。そこは、今2回ほどお聞きしても出てこなかったんで、そこがどうなってるのか、それはもう議会事務局で決めてくださいということなのか、そこがどういうことになってるのか、それを聞きたいんです。もう答弁なかったら難しいところですけど。

増田委員長 現状はさっきおっしゃってる議会事務局としての1つのくくりやけども、令和4年度中に機構改革等も含めて、その辺の人の異動と、それから予算の配分については精査するよと、こういうことでいいんですかね、吉川部長。

(発言する者あり)

谷原委員 分かりました。今後の議論ということになるんだらうと思います。

2回目の質問になりますけれども、ここで一般職と充てられてたんですが、先ほどの話だと、人事異動の関係で、ここに会計年度任用職員が入ることもあり得るという認識でいいのかどうか、これについてお伺いします。これは全部一般職で充てられていますので、5名が。だけど、先ほどの中で、人事異動の関係でそうでないこともあり得るよということであるのかどうかということをお聞きします。

それから、187ページ、186ページのところですけれども、再任用の方は186ページのアの会計年度任用職員以外の職員、この324名の中に入ってるというご答弁でしたけど、何人かということをお伺いします。これ、2つ目なんです。

それから、宿直員の方ですけれども、當麻庁舎が除却されましたので、そちらの方の定員がなくなって、宿直はこの新庄庁舎のみということになるかと思いますけれども、この8名分で、従来は宿直員の方はフルタイムの会計年度任用職員だったと思います。今回これはパートタイムになってるということの理由ですね。その理由の中で夜間手当がどうなっているのか、このことについて尋ねます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 まず、5名のうちに再任用の職員が入るのかどうかですけれども……。すみません、会計年度任用職員は入らないです。ここの給料には入らない。

それから、この会計年度任用職員以外の324人の内訳でございますが、これはあくまでも一般会計のみですけれども、常勤の職員が313名、再任用が7名、任期付きが4名ということでございます。

それから、宿直のほうでございますが、こちらにつきましては1週間の勤務時間数が減りますので、フルタイムからパートタイムになるということと、宿直の深夜割増というのはまた同様に付くということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう置いておきます。最後の宿直員の方ですけれども、従来フルタイムだったのがパートタイムになったというのは、1人当たりの勤務時間が少なくなったと。その少なくなった理由をお尋ねしたかったんですけれども、もう再質問でよろしいですかね。

増田委員長 初めから聞きたいことをずばっと言うてもうたほうが、スムーズなやり取りになると思うんで。

植田課長。

植田人事課長 従前は2庁舎2人の3交代ということでございまして、4月からは1庁舎の2組の4交代ということでございます。6人で1庁舎回してたのを、8人で1庁舎回すことになりますので、1人の勤務時間が減るということになってます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう際限なく質問せなあかんようになるのであれなんですけど、これまでの3交代制から4交代制にしたと、だから8名体制で行きますよということですよ。だから、そこも含めて説明が欲しかった。なぜそういうふうに移行したか、これは変化してるわけですから、従来のやり方と違ったやり方してはるわけですから、それを説明していただくとありがたいんですけれども、いいでしょうか。ちょっと、もうあれですか。

増田委員長 いやいや、言ってください。その自分の考えを言って、おかしいんじゃないですかというご指摘をいただいたら、それに対してご回答いただけると思うんでね。ずれてるんですわ、聞きたい部分が。

どうぞ。

谷原委員 要は、宿直制度が変わるわけですから、どう変わってるかいうことを説明してほしかったんです。それをまとめて説明していただいたらいいんですが、1つ1つこうなると……。

増田委員長 予算上の問題も含めて、何を指摘したいかという質問をしてください。

谷原委員 そこがなぜ変わったかいうことを聞きたいんです。フルタイム、パートタイム、3交代、4交代になった、それをお聞きします。要は、なぜ従来どおり3交代で回さないんですかと。従来、新庄庁舎は3交代で6人で回してるわけですから、なぜ4交代で8人にしてフルタイムをパートタイムにして、そのことをしたんかということを知りたいんです。それをまとめて説明していただいたら一遍で済んだと私は思ってるんですけど、ちょっと変わってるわけですから。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 なぜ6人が8人になったかということですが、従前から年次休暇がなかなか取りにくいという体制でございましたので、その辺を改めるということで、人数を増やして休みも取ってもらいながら勤務をしていただくということでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 ちょっと発言ができひんかったから。

増田委員長 何回しまんねん。

谷原委員 いやいや、だから質問がぱしっと、だから再質問、先ほど言ったように質問の回答が変わらなかったら僕は切ろうと思ったんですけど、また変わってしまったので申し訳ないです。

3回目の発言ができないということなんですけど、今、質問で2回まで……。

増田委員長 もう私、指足らんぐらい。

どうぞ、谷原委員。

谷原委員 1つ、宿直制度が変わったということで、休みが取りやすくなった。これは結構なことなんですけど、1人当たりの賃金が下がってしまいますので、それでどうなのかなと思って、それを心配するところですが、夜間手当も出るということなので分かりました。

それから、議会の5名配置、これは職員で当たられると。会計年度任用職員は入らないということなので、事務局体制、監査委員事務局の体制も強化されるものと理解いたしました。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、3点聞かせていただきます。まず、予算書34ページ、人事管理事業、これの報償費、講師謝礼93万5,000円計上されてます。これは何を何回、研修を予定されてるのかというところを、1つ目教えてください。

2つ目、35ページ、各種相談事業の12節委託料、法律相談業務等委託料276万円、これの内訳を教えてくださいませんか。

3点目です。3点目が、41ページ、庁舎機能再編推進室の委託料、測量設計等委託料が、これ当麻庁舎の除却に伴うものだと思うんですけども、479万6,000円計上されてるんですけども、これの内容を教えてくださいませんか。

以上、3点お願いします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

講師謝礼の内訳でございます。これは研修に伴います講師の謝礼でございますけれども、まず職員の全体研修といたしまして例年やっております接遇研修やコンプライアンス研修、これに36万円、それから小規模研修といたしまして人事評価研修に18万円、それから職員採用試験の個人面接のときの臨床心理士の謝礼として3万5,000円、それから小規模研修といたしまして36万円計上させていただいておりますけれども、これにつきましては各課からの

こういう研修をしてほしいとかいう要望に応えるための予算でございまして、講師が必要なときに言うていただければ、ここのお金を使って研修をするということでございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの梨本委員のご質問、法律相談業務等委託料276万円の内訳でございます。まず1つ目が法律相談業務委託料、これ、第1木曜日當麻文化会館、第3木曜日新庄庁舎におきまして、市民の方が無料法律相談をしていただくための委託料でございます。

次に、顧問弁護士料委託料でございます。79万2,000円でございます。そのほかに訴訟弁護士委託料といたしまして、枠取りといたしまして100万円予算計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

梨本委員の3点目の質問でございますけれども、測量設計等委託料、こちらは當麻庁舎の除却に伴う工事監理業務委託料ということになります。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 じゃあ、1点目から掘り下げて聞かせていただきたいと思うんです。全体研修、接遇とコンプライアンスで36万円ということで、これは阿古市長の令和2年度の施政方針までこの研修事業をしっかりとやっていくというところで、施政方針にもしっかりと記載されておりました。私、これ追ってると、令和3年度、令和4年度はもう施政方針から消えてるんですね。予算も追っていくと、以前はこちらの予算案の概要のほうでいくと、令和2年度は186万4,000円だったのが令和3年度は168万1,000円、そして令和4年度は更に減額されて148万7,000円と、どんどんこの研修費用というのが削られていってるんです。本当に研修に対する考え方といいますか、この成果、これは成果が出てるんだと、しっかりとコンプライアンス研修も含めて成果が出てますよというところで減額されていってるのであればそれで結構なんですけれども、どうも私そういうふうに思えないもんですから、理事者側のこの成果に対する考え方を聞かせていただきたいんです。それが1点目です。

次に、法律相談業務等の委託料、これ無料法律相談とかは本当に市民の方に喜んでいただけるようにしっかりとやっていただきたいんですけれども。顧問料79万2,000円。この顧問料、実際にどれぐらいの頻度で法律相談されてるのかということと、あと訴訟費用として100万円計上されてるんですけれども、これ確か、昨年クリーンセンターの裁判費用を6月補正で220万円ほど、補正で多分上げていただいたと思うんですけれども、その費用のことなのか、どの訴訟費用のことなのかということをもう少し掘り下げて教えていただけますでしょうか。

3点目です。測量設計等委託料です。庁舎機能再編、これ私よく分からないんですけど、新築工事をする場合は、監理業務というのは工事の監理は必要やと思うんですよ。ある程度建てていくのに設計どおりきちっとなっていくのかというふうに思うんですけども、これ除却するのに工事の監理は要るんですか。通常はこれはやるもんなのかというところ、私、分からないんで、これは例えば職員でできないもんなのか。なくなっていくわけですよ。削っていったきれいに除却されていくだけのことで、何でこれに監理が要るのかなというのは、私、専門家でないんで分からないんですよ。もし職員でできるのであれば、こんな職員でやったらええん違うかなと。一昨日の補正のときも、いきがい体育館のほうで屋根のほうの監理業務、これは職員でやりましたというところで答弁いただいたんですけども、職員でできるところはどんどん職員でやっていったらええと私は思うんです。しかもこれ結構、479万6,000円、約500万円近くのお金を監理で充てるんやったら、こんな職員がしっかりと張り付いて見はったら、このお金浮くん違うかなというふうに素人ながらに思ってしまうわけなので、その辺しっかりとご説明いただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 研修の成果ということでございますけれども、まず接遇のほうでございますが、接遇対応については基本的かつ重要なスキルであり、常に意識して見直し、組織としての標準レベル向上のため継続的な研修が必要であると考えております。それで、職員の窓口対応に関するお叱りとか受ける場合もあるんですけども、そういうご意見を頂戴する回数はちょっと減ってきておると感じておりまして、職員の丁寧な窓口対応に対する感謝の言葉も頂戴しておるといってもございます。

それから、コンプライアンス研修につきましては、平成30年度から全職員に毎年継続的に行ってきておりまして、大部分の職員につきましてはコンプライアンス意識というのは高まってきたおると思いますが、引き続きまして市役所の職員にとってはコンプライアンス研修、法令遵守は大原則であり、常に意識して確認して、時代の変化による意識の向上のためにも継続的な研修が必要であると考えております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの梨本委員のご質問、顧問弁護士の相談の中身なんですけども、まず市の職員が法律問題や民事、刑事事件などの問題に関して、専門家である顧問弁護士に電話など、直接、あるいは出向いて相談しているものでございます。件数につきましては、令和3年度につきましては現在把握しておるので27件、ちなみに令和2年度につきましては私ども把握してまずのは37件でございます。

また、100万円の訴訟の弁護士費用につきましては、毎年100万円枠取りとして計上いたしておりまして、特にどの訴訟という想定で上げておるものではございません。

以上でございます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの梨本委員の3点目の質問でございますけれども、こちらはこの除却工事に伴う工事監理業務は必要であると考えておまして、これを職員が今、建築技術職員等、技術職の職員が少ないものでありますので、職員で対応するというのはなかなか厳しいかなと思います。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。1点目から、3回目もう意見だけなんですけれども、接客研修は窓口業務でしっかりとやっていただいているということで、私の耳に入ってくるものが全てではないと思いますので、継続してまた量的にいい評価をいただいているということであれば、また更にそれを継続してやっていただけたらいいと思うんですけれども、コンプライアンス研修はいろいろ議会からも指摘を受けていると思うんですよね、コンプライアンスの件に関しては。その点、この部分が減額されてるのかどうか分からないんですけれども、通常いろんなことが起これば、もっとやっぱりしっかりと職員に学んでいただこうと。これ、私、増額してくるのが普通違うかなと思うのに、逆に減ってるということは、これできてるという認識でやられてるのか。それとも、それ以前にもう職員個人でもうやってくださいよという話なのかということなんですけれども、これ職員個人に任せてしまうと決して組織全体の向上にはつながってこないと思うんです。このコンプライアンス、非常に昨年の決算特別委員会でも法令遵守の話もたくさんその議会の中で議論してますんで、そういった私は予算委員の立場でもありますけれども、総務建設常任委員長としての立場で言うならば、契約事務に関するコンプライアンスの徹底した研修であるとか、そういったところもしっかりやっていただけないかなと。この部分、私としては増額の補正というのはなかなか議員から発議するのは難しいですけれども、しっかりと使ってやっていただきたいなという思いを持っております。これは意見だけにとどめておきます。

法律相談の件です。職員がしっかりと顧問料の分、令和3年度で27件、令和2年度で37件ということですので、それなりにいろんなところでしっかりと相談に乗ってもらってるのかなというふうに思います。ただ、さっき言ったように、私ちょっと気になったのは、議会に対して、昨年、クリーンセンターの件で請願がありましたよね。請願があって、その後、住民訴訟という形になってますんで、その費用がここに出てきてんのかなと私思ったんですけれども、それはまた別の枠取りでということですか。分かりました。そしたら、その辺はまた別の機会に聞かせていただくようにいたします。

最後に、當麻庁舎の除却に伴う測量設計等委託、これ職員での対応は厳しいということで、これ私、本当に専門家じゃないんで、これはもう必要だと言われれば必要なかもしれないんですけども、ちょっと私、聞いたことがなかったんです。こういう除却にこういう工事の監理業務が必要だということは、本当にさっきの繰り返しになってしまうんですけれども、新築ではやっぱりどこまでちゃんと進んだかというところ、監理していくというのは大事なことやと思うんですよ。でも、除却はなくなるわけでしょう。なくなるものであるわけですか

ら、そんなずっと張り付いて見てやんとあかんというわけでもないと思いますし、ちょっと職員が、今のその庁舎機能再編推進室にはそういった技術系の職員がいらっしゃるということなんですけれども、うまくその辺割り振りをして、これに関しては今回いろいろとしっかりとやっていくというところで私たち注目していますので、この除却に対しても大きなお金がかかるわけじゃないですか。少しでも節減をしていくようなやり方をやっていただけないかなと。もうできたら決算のときには、これ予算計上しましたけれども、梨本委員が言われたように、「しっかりと職員でやったんで、これ不用になりましてん」と、そんなふうに言っていただけるようなことを私は期待するということだけ申しおきます。

以上です。

増田委員長 契約事務に関してはいろいろとご意見を頂戴してる、出てるということを踏まえて、減額したのは何ぞやと。先ほど説明があった、成果が上がってるというふうなものと若干ずれがありますので、ここでこういう状況を踏まえて研修会の必要があるの違うかという意見に対して、阿古市長、どうですか。ご答弁お願いします。

阿古市長。

阿古市長 ご指摘、どうもありがとうございます。研修事業は決して力を抜いているわけではございません。研修事業に力を入れていきますよというその気持ちは全く変わってないんです。ただ、接遇研修等につきましては、課長のほうから答弁ありましたように、全体としての意識は高くなってきていると思います。個々につきましては、いろんな事象が多分、市民の皆さん方からあるのかなとは思いますが、またその部分もなくなるように努力してまいりたいと思います。

それと、コンプライアンスのほうは、当初は契約事務等、過去の事象においていろいろ問題ありましたので、その部分も含めまして継続的に行っているところではございます。委員ご指摘の個人の非常に水準が満たない部分につきましても、今後それを補うような研修を考えてまいりたいと思います。予算、もう少ないからもっとつけてくれとおっしゃっていただきまして、どうもありがとうございます。

増田委員長 それから、もう1件の庁舎解体に伴う監理費の不要論でございますけれども、この件に関しましても努力できないかというご意見がございますので、ここは溝尾副市長、ご答弁お願いします。

溝尾副市長 除却で監理が要らないというのは、私には分からないんです。除却は、なくなるだけではなくてアスベストも出ますし、杭も今回ありますし、2億円の工事ですので、しっかりした監理をして、アスベストも外に影響出ないような監理というのが必要だと思っております。それ、我々職員でやれというのものなかなか、建築主事の関係もありますし、建築職自体が、まあずっと張りつけと言われたらそうなのかもしれませんが、建築課はほかの仕事もありますので、それずっと張り付いたらほかの仕事もできないということで、今回は委託させていただくということでございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、35ページの2款総務費の、説明で言いますと負担金補助及び交付金、行政相談委員活動助成金、ここの総務大臣から委嘱をされた行政相談委員が行政相談活動をやっているということで、ここのところを具体的にご説明いただければなというところ。

それともう一つは46ページになりますけれども、これは2款総務費のところですが、ここで一番上の上段の右端の自動車急発進等抑制装置設置補助事業という、ここの内訳をご説明、2点よろしくをお願いします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

松林委員のご質問でございます。行政相談委員はどのような仕事をしておられるのかというようなご質問であったかと思っております。行政相談委員につきましては、主には人権・行政・心配ごと相談業務というのを、今、継続的にやっていただいております。この事業は何かと言いますと、人権擁護委員、行政相談委員、それから民生児童委員のそれぞれが協働して人権侵害に関する諸問題、また一般行政上の諸問題、暮らしの諸問題等、市民の心配ごとの相談を受けまして解決の一助を行っているという事業でございます。毎月の第2、第3、第4木曜日の午前中にそれぞれ、新庄庁舎、それから歴史博物館、當麻文化会館の会議室におきまして開設いたしております。こういった場でいろんな市民の方々の相談を受けていただいているというのが主な事業でございます。そのほかに研修会とかも行っていただいております。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま松林委員のご質問の、自動車急発進等抑制装置設置補助事業の内訳でございますが、こちら1件当たり上限3万円の5件分ということで15万円を見させていただいてるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 行政相談ということで、ここの説明、概要欄を見ますと年間6万円ということで、ほかの法律相談とか消費者相談に比べると予算的に本当に低いなという感じはしておるんです。本当にボランティアというんか、そういうような感じもするんですけども、月に3回の相談業務をされておるということで、結構、市民の方も利用されておるのかなというところもありまして、その実績、どの程度今まで、月どのぐらい相談に来られておるのかなということもお聞きしたいなと思っております。

そして、自動車急発進等抑制装置のところでもありますけれども、予算書を見ますと300万円から今回150万円、予算づけが半額になつとるんですね。高齢者運転の交通事故防止、特にブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故防止、ここが非常に多発もしております、自動車急発進等抑制装置の購入または設置を市が行っている補助ですね。この補助、縮まっています。何人ぐらいの人が今までこの利用をされたのかという、この急発進抑制装置の取付け

をされたのかということをお聞きします。

増田委員長 ちょっと数字が、質問されてるのと説明とずれてるんですよ。3万円の5件という発言。15万円でしたっけ。松林委員、15万円です。よろしいか。

松林委員 はい、15万円。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部、米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

実績ということでお答えさせていただきたいと思います。平成30年度の実績でございますが、こちらは34件ございます。令和元年度では40件、それから令和2年度では29件、それから令和3年度12月末現在の実績ということでお答えさせていただきますが、22件ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

過去の実績でございますが、こちらの補助制度は令和2年度から開始で、令和2年度につきましては4件で、補助額が5万7,200円、1件当たり約1万5,000円の補助額です。今年度につきましては2件で、実績額として2万4,000円、1件当たりの平均で1万2,000円という状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 行政相談につきましても、結構、今お聞きして、年間通じてまあまああるのかなと。法律相談であれば基本的に30分以内やと思うんですけども、この行政相談というのはもう時間際限なしに相談されるのかなと、そういうことを考えますと、もうちょっとそういう助成金というのか、そこらをもうちょっと考えていただかなければならないかなと私個人的には思うところなんです。本当に今後、行政、住民、市民の悩みに寄せていただいて、相談者に必要な助言、アドバイスを行い、また関係する行政機関と連絡して相談者の悩みの解決を促進する活動ということで、本当に了解いたしました。今後もさらなる充実をよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、この減額になった理由というのは利用者が少ないからということで、ちょっと少なめに見てはるのかなと思うんですけども、もっと普及活動を、この急発進等抑制装置、本当に悲惨な事故が結構多いです。高齢者の特にブレーキとアクセルの踏み間違いによる痛ましい事故が時々見られます。周知徹底方、推進方、またひとつどうかよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

関連、柴田委員。

柴田委員 自動車のことなんですけど、さっきの松林委員の関連なんですけど、サポカー補助というのが国から出たと思うんですけども、それが多分、去年の11月29日で打ち切られてますので、なおさら必要ではないのかなと私は思ってるんです。国の補助がなくなった分、市で

サポートできるのではないかと思うんですけど、この11月29日で終わったのはご存じの上でこの予算をつけられてるということなんでしょうか。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくをお願いします。

ただいまの柴田委員のご質問でございますが、サポカー補助のほうは確かにうちの補助制度創設段階で、たしか当初補正予算でサポカー補助というのがありまして、翌年度、更に今年度まで繰越しされた中で、その段階でももともとサポカー補助の分を除いて補助ということではさせていただいておりますけど、問合せ件数とか、あと市内のディーラー等にもいろいろ聞き取り調査等もさせていただいて、そちらに来られたときにこういった補助の周知もお願いする方向で調査させていただいたんですけども、やはり後づけの装置の今回の事業でございまして、やはりディーラー、メーカーとしては、もう今、新車では標準装備というのが多くなってきておりますので、そちらを推奨してるということでございます。今回、先ほども言いました2件分につきましても、そのディーラーでの手続じゃなくて市内の自動車屋での手続で集中的なところでもございまして、その当初から見込んでる件数が少ないというところは……。もちろん広報等もさせていただいてます。問合せで過去につけたということで、お問合せの件は何回かはあるんですけども、現状、今、つけるという段階での方はほとんどないというような状況でもございまして、そういうことで減額計上になったというところでもございます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 将来、電気自動車に全部変わるような可能性もあるということで、今ある車で修理とかそういうのをつけないという方も多分いらっしゃると思うので、もうちょっと周知していただくという方向でやっていただけたら、もっと安全な運転ができるのではないのかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。1項総務管理費の33ページなんですけども、その13節の土地借上料153万円ついてます。これは、まずどこのを借りらはんのかということと、その目的を教えていただきたいのと、次に41ページ、これも1項総務管理費なんですけど、これの12節の委託料、測量設計等委託料180万円ついてます。これの内訳お願いいたします。

それと、同じページで庁舎機能再編推進室のこれも委託料なんですけど、壁画作成業務で33万円ついてるんですけど、これのイメージを教えてください。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

土地借上料でございますけれども、當麻庁舎の機能再編によります職員の新庄庁舎への移動に伴いまして、新たに職員駐車場として2か所借り上げた借上料でございます。まず、新庄庁舎の西側で28台分と、それから新庄庁舎の北側で30台分を借りたものということでござ

います。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

測量設計等委託料の中身についてでございますが、一般の普通財産の管理につきまして、払下げ等の必要があるとき、測量の分筆、もしくは筆界確定等が必要な場合がございますので、枠取りとして委託料の設定をさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。よろしく申し上げます。

3点目の質問でございますけれども、當麻庁舎除却時の壁画作成業務委託料、こちらにつきましては、内容といたしましては當麻庁舎の除却に際しまして、その庁舎への感謝と地域の発展に願いを込めまして、市内の子どもたち対象に、除却前の庁舎に落書きが体験できるような参加型のアートイベントを企画し開催しようと考えております。このアーティストの監修によるステンシルアートのワークショップ及びライブペイント形式で、みんなで1つのアート作品を作り上げるような予定をしております。このステンシルアートといいますのは、型紙にスプレーを吹きつけて絵柄を作成するアートという想像をしていただければと思います。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。その下、土地借上料のやつは、當麻庁舎の職員の駐車場が少ないんで、そのための駐車場やということなんですけど、まず北側のやつというのは土地開発公社が持ってたところではないんですね。北側というたらどこなんやろうなと思うてね。まあいいですわ。それで、もう足りてるんですかね、今、実際。

それと、さっきの12節の市有財産の委託料のところ、僕の理解不足なんやと思うんですけど、この180万円は普通財産に戻すときに、払下げをするときに、土地家屋調査士とかそういうところになんのかなと思うんですけど、これはそやからそんな予算のつけ方なんですかねというところなんです。180万円はどういう根拠があつてというところがちょっと分かりにくいなというところがあるんです。

それをもう一回詳しく教えていただきたいというのと、アートイベントですね、先ほどお話しいただいた。これ、自分の感覚がちょっとおかしいんか分からんんですけど、耐震あそこ危ないけど、基本危険ですよ、子ども入れるのいうたら、今のところね。それを安全をきっちりしてやるということは、そういうふうにしはんのかもしれへんんですけど、またなくすようなところに子どもたちが一生懸命やったやつ、これなくす、壊してしまうというの、僕の感覚がちょっと。皆それでええなと言うたはんの分からんんですけど、まず子どもたち、あそこ何か思い入れあるんですかというところもあるんです。それやったら、これ僕あれですけど、あそこは年配の方というのがやっぱりどうしても思い入れが強い場所なんかな

というところが自分の感覚ではあるんですけど、そういうふうな話にならんかったんか。何で子どもらにやったら、これ子どもというたら受けはいいんですよ、多分。そやけど、何かあんまりそういう、あんまり考えてないん違うかなと。僕やったら、やっぱりそこで思い入れのある年配の方を呼んで何かするとか、何かそういう話もなかったんかなと。どういう意味で子どもらを対象にそういうふうにしはったんか。そういうところをもう一回教えていただきたい。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 駐車場でございます。北側に大きい駐車場があるんですけども、それよりもまだ更に北側のところで1か所借りてるということでございます。それで新たに借りた駐車場を含みまして、現在154台分の駐車場スペースを確保しております。今現在はその台数でいけるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく願いいたします。

先ほどの測量設計等委託料の件でございますが、普通財産を処分するには基本的に一般公募ということで、測量及び分筆の必要な場合が出てきます。前もって最低の価格を求める際には不動産鑑定等も必要がございますので、不動産の鑑定料といたしまして約50万円、測量登記手数料としまして約130万円を想定して予算を計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 3点目の質問でございますけれども、このアートイベントを検討しておりますのは、當麻庁舎の中ではなくて外側で行おうと考えております。また、子どもたちを対象としましたのは、除却によって當麻庁舎というまちの記憶がなくなるようなマイナスイメージというものがあるんですけども、それに子どもたち、若い子どもたちが集まっただけでイベントに参加していただいて、人々が集まって1つの作品を完成させるということで地域が生まれ変わるような、そういう将来のにぎわいが想像できるようなイベントにしたいという思いで、子どもたちを対象としております。

また、委員おっしゃいましたように、當麻庁舎に子どもたちが思い入れ等があるかどうか、それだったら當麻庁舎に関係された方のほうが思い入れがあるのではないかとということで、この壁画の委託料ではないんですけども、この當麻庁舎入口付近に定礎というものがございまして、この定礎といいますのが、建築をされた際に記念して建物の安泰を祈るために行われた定礎式というときに設置された礎石のことでありまして、その定礎の中にその建築当時の図面等、何か記念品が収められていると思っておりますので、その定礎の裏に収められた当時の記念品を取り出すためのお別れイベントなども、その思い出を振り返っていただくことを併せて検討させていただこうと思っております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 駐車場の件につきましては、分かりました。場所も分かりましたので、副市長に教えていただきました。

それと、僕、やっぱり分からへんのがその委託料のところなんですけど、50万円、不動産鑑定料とか入れて、これはだから、今、市で持っているところがこっだけあるから、払い下げたときにこっだけ金額がかかるというんやったら分かるんですけど、何もなしに、要はこの、例えばどこの敷地かも分からんと。分からんと、今この金額をつけてるところがちよっとあまり分からなかったなというところなんです。ずっとこれでいけてんねやったらいいんですけど、毎年毎年。そやから、今年ここももしかして払下げせなあかんというんやったら、それをつけてはんのかなと思うただけで、今はそういうのがないと言うけど取りあえずつけとこうかということなんです。毎年これでいけるから大体このままでいけるやろうということですね。今度からそういうのはもうちよっと具体的にあったほうがええんかなと、もしかしたらね。

それと、イベントに関しては、子どもたち分かりましたけど、定礎式も一緒にしはったらいいんかなと思います。子どもたちと今までそこに思い入れあるご年配の方というのと一緒にして、その定礎式もそのアートイベントも同じ日にして、そやから過去から未来へみたいなイメージで、そういうふうになんかそういうシナリオをうまいこと作っていただいたほうがいいん違うかなと思います。簡単にアートイベントしまっせというたら、ちよっと何か違和感感じるなど、言い方悪いですけど、子ども使ったらそれをええイメージに見せれるというんじゃなくて、やっぱりちよっとストーリーを作ってもらったほうがいいん違うかなと僕は思います。これは意見ですけど。

以上です。

増田委員長 先ほどの枠取りの意義といいますか、もうちよっと過去の実績、こういうふうなことをしといたからその後の事業がスムーズにいきましたとか、取っとかんと進みませんねんとかという、その辺のところも突っ込んで説明いただけたらなと思います。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いたします。

普通財産につきましては、一般的に持っている財産を処分するというのが本来であります。なかなかいろいろな条件がございます。今、現に市、自ら積極的に払下げをしている状況ではございません。ただ、そういう場合でも、ここがこの場所がというお話もございましたら、その場合はやっぱりこういう調査等が必要になってくるということですので、突発的に補正予算等を組むのは時間もかかるということで、枠ということでこの額を用意させていただいているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 緊急性のあるそういう交渉事にすぐ対応できるように予備費で枠取りしてるというふうな解釈でよろしいですか。

よろしいですか、西川委員。

西川委員 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。3点、まず伺いたいと思います。

36ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この中の総務財政課の13節使用料及び賃借料の財務会計システム使用料なんですけども、令和3年度当初に比べて100万円強上乘せになってる、その理由を教えてください。

それから、同じくそのページの下、管財課のほうの13節使用料及び賃借料、電子入札コアシステム使用料と電子入札システム等使用料、これ合わせて予算の概要では1つになってますけども、これというのは電子入札が増えてきたというか、業務の内容を全部電子入札のほうに置き換えていってるから増やしていってるというのか、あるいはそれが仮に不調か何かで終わって、その入札回数が増えてるから利用料が増えていくんかというのが、その辺がよく分からないので、その辺教えてください。また、現状で全ての入札がこの対象となっているのかどうか。あるいは電子入札化しない入札が今後あるのか、残るんかどうか。その辺教えてください。

次、3点目。次のページ、37ページ、同じく2款総務費、1項総務管理費の2目文書広報費、その中の12節委託料、ホームページ用サーバ等保守委託料。これ、過去に杉本副委員長が再三、今のところでおっしゃってましたけれども、ようやくほぼ1年経ちましたんで、私これを言わせていただきたいと思います。まず、導入当初、まだシステムがいろいろ検討というか作成途上であることで、様子見といてくださいというご答弁が過去にありまして、どういうふうに推移していくかなと思って見ているんですけども、基本的に葛城市のホームページは非常に使い勝手が悪い。ユーザーインターフェイスがもう何か統一感がないんですよ。同じシステムを導入してらっしゃると思われる自治体を二、三、私、比較するんですけども、ほぼデフォルトのまま使ってはるんですよ。というのは、メニューの位置が右にあったり左やったり、中にはタブで開くようなページがあたりとか、もう統一性がないんですよ。あれというのは、あくまでもシステムとしてこういうのができますという見本みたいなもんなんで、そのどれかを1つ絞った上で構築していくというのが本来のはずなんです。そうしないと、自治体のシステムでこれをやられると非常に使い勝手が悪い。それと、今、PCで開いた場合、パンくずリストというんですけど、上に出てくるやつ、足跡とありますよね。あれはオーケーなんです。ところが、パソコンのときだけ、現在のページはオーケーなんです。今、自分がどこにいるか。足跡は要らないんですよ、はっきり言って。全然意味ないんです。あんな要らない情報は載せる必要はありませんので、何であれがあるんか疑問です。それと、途中でページトップへというのがスマホでも出てきますよね。あれというのは、本来スクロールしたら必ず下に付いてきて、どのページのどの場所からでもトップに戻れる、そのページの上に戻れるというボタンのはずなのに、一番下までスクロールしないとリンクが出てこないんです。あれもおかしい。一番下のフッターリンク、葛城市というところ、リンクが入ってないんです。だから、一番下までスクロールして、ページの最下段の葛城市をクリックしてもトップページに戻らないんです。この辺というのは、基本的な基

本のところなんで、ちょっとおかしいんですね、作り方が。それとあと、チャットボットの蓮花ちゃんのところ、これAIなんで、学習機能があっただんだん精度が高まっていくかなと思ってるんです。私、見る限り、これ学習機能というか、学習されてないかな、あんまり。だから、ということはある限り使ってらっしゃらないのかなという気がするんです。その辺のところも踏まえた上で、今後どういう形でこのホームページを運用していくかということをお聞きしたいと思います。

この3点お願いします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本委員の1つ目のご質問でございます使用料の増額という部分でのご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、平成30年度より使用しております地方公共団体情報システム機構が作成いたしました公会計の標準ソフトというものがございます。これが令和3年度で使用期限となることから、現在使用しております財務会計システムに新たなソフトの移行をこの1月から行わせていただいております。そのことから、令和3年度は3か月分の使用料を計上させていただいております。引き続き令和4年度は12か月分を計上することになりますので、その部分が増額となっているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの2つ目の質問にお答えさせていただきます。電子入札システムにつきましては、令和2年度の年度末に導入いたしまして、導入当初の令和3年度からは途中から使用することから、取扱い件数も低いという想定で利用料が設定されておまして、令和4年度から令和7年度にかけては年間通じて利用ということになりますので、システムの利用料が令和3年度に比較して高く設定されております。

続きまして、電子入札のこれからのことについてでございますが、現在対応しております電子入札につきましては、工事・コンサルタント系については対応可能になっております。対応できない業者についても呼びかけて電子入札に移行していただくというふうにやっていきたいと思っております。ただ、このシステムは物品、役務等は対応できておりませんので、これにつきましては電子入札は不対応ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問、ホームページ、昨年の令和3年3月にリニューアルいたしまして、そのときに杉本副委員長からもご意見いただきまして、その点については十分認識しております。それで、ちなみにアクセス数につきましては、令和2年度の旧のホームページまでは21万9,000件だったのが、新しいホームページになってからは35万1,478件と増えてはいるんですが、これコロナ禍のアクセス数の分析をしたら、やっぱりコロナ関係のアクセ

ス数が非常に多いので、単純にそれがどうなのかという比較は難しいかと思うんですが、特にメールとかの問合せのフォームだけは、だけ言うたらあれですね、フォームはよくしましたので、各課へのメールの問合せ件数はかなり増えてまして、私見てましても1日10件以上はありますんで、その点は改善されております。また今、奥本委員おっしゃいました専門的な足跡がどうかページのトップが、リンクがどうか、ちょっと専門的な職員も私らのほうもなかなかおりませんので、そのことにつきましてはご意見いただきまして、また保守の範囲で変えてもらうようにはちゃんと話ししておりますので、そのような対応でいきたいと考えております。

また、チャットボットにつきましても、基本的にはこのチャットボットはAIではなく、学習するのではなくて、データベース的な蓄積させるというチャットボットなんで、もし切れてたら私らが関係職員に聞きまして、データをどんどん入れていくという考えで運用しておるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず1点目の財務会計システムの使用料については、これは新システムに移行するためということで増額という形で理解いたしました。ありがとうございます。

2回目の電子入札システム、これは令和3年度当初に比べて200万円弱増えてる理由としては、令和3年度は年度途中から導入したためであるということでも理解いたしました。工事・コンサルタント系のところで、まだ現状、全ての業者が使ってらっしゃらないんで、その辺を今後拡張していくということで、これも理解いたしました。

物品等は不対応ということですけども、これは今後導入予定あるのか、これ重ねてお聞きします。

それと、ホームページの件に関しましてアクセス数が増えてますということでも理解いたしましたけども、メールが増えてるとするのは、これは1つ見やすくなってる成果かも分かりませんが、私が言いたいのは、ちょっとインターフェイスがあまりよろしくなくて、どこに何があるかという情報が探しにくいのが1つなんです。その最たるもの何かと申しますと、例えばプロポーザルの状況であるとか、過去の実績とか、過去のデータを古いページやったら出てたんですよ。ところが、葛城市のページはある一定数やったら消えてしまうんです。件数で消えるんですよ。だから、去年のデータでも、いろんな入札情報とかその結果がどうやったかで見れないんですよ。これは、もうはっきり言って欠陥です。単に設定の問題やと思いますんで、これ他市でこんなことやってるところはないですよ。必ずあの古いやつも検索したら出てくるんですけども、ないんですよ、葛城市は。消えてしまってるんです。それぞれのところに聞いたら、これそういう仕様になってて自分が消してるわけじゃないとおっしゃるんですけども、それやったらそれで、一応これはもう葛城市の古い資産になりますんで、だからそここのところが見れないというのは致命的やと思いますから、そこだけは必ず改善していただいて運用に努めていただきたいと。そうしないと、まずそれできますかど

うか確認します。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

物品役務についてでございますが、別システムとしての対応が必要となりますので、とても金額が、もう一つ更に使用料、利用料がアップするということもございまして、また業者も個人商店等いろいろ多種業種がありますので、その方々皆さんにこのシステムが利用できるような形というのなかなか難しいと思います。現在のところは、物品役務につきましては、当面、郵便入札で、立会応札をなくしまして郵便の封筒を使いまして入札を行っておりますので、それで対応させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問、おっしゃるとおり、過去の履歴とか残ってないと葛城市の資産として活用できないというところで、仕様書をもう一回確認しまして、サポートしている業者に確認させていただいて対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、電子入札に関しては、物品役務が現状、対応するのも非常にコストもかかって難しいということで、個人商店も多いということですが、コストメリットを考えながらその辺りを運用させていただいて、要は入札の透明化という形でこのシステムを導入されたと思いますので、今現状、工事・コンサルタントのところはやってるところは、その辺の運用をうまく回るようにして、不透明な入札に至らないようにだけまた努めていただけたらと思います。

それと、ホームページのところ、今おっしゃるように、管理運営している業者に問合せということですが、私、疑問なのは、恐らくそこはいろんな自治体に売り込んで同じようにサポートというか、保守管理を受けてるはずなんです。何でそこで葛城市、これでいいんですかと出てこないのか。普通、ちゃんとした業者やったらそれ言いますよ。こんなんでいいんですかと、自治体としてこれちょっと欠陥ですよ。それがないのはおかしいですよ、はっきり言って。そこはやはりちょっとアンテナも常に張って、ほかの市のホームページ、町の村のホームページでも必ずそういう過去の情報というのは見れますんで、やっぱりこれはおかしいじゃないかと言えるように日々その辺をチェックしてほしいと。もう重ねて、これ必ずできるはずなんです、そこはよろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ホームページに関しましては、先ほどのご答弁にあったように、「ちょっと内容が詳しく分かりません。だから業者にまた言うときます」ということが、今回のこういういろんな問題になったような、そういうふうを受け取られるようなご説明でございましたし、委託する側が丸投げするような事業の委託があってはならんというふうに感じましたんで、今ご指摘ございましたように十分注意していただくということでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願いいたします。同じところですね。今、奥本委員がおっしゃった37ページのホームページのところ、専門的に細かくはもう奥本委員がおっしゃったので、そのとおりやと思います。僕は、これ何が今回聞きたいかというたら、先ほどおっしゃったそのアクセス数はさっきおっしゃってもらった、分析していただいている。これ一番最初、一番最初というか、僕がホームページをきれいにしてみんなに見やすくしましょうよと言ってやっていただいたと僕は勝手に思ってるんですけど、見やすくなって市民の皆さんがどういう情報を、増えたということは何かの情報を欲した人たちがそこへたどり着いたというイメージなんですけど、どういった方々が来るようになったのか。これ、去年の予算のときでも僕言ったと思うんですけども、どういった方々がこのホームページ、と言うか分かりやすく言うと、今までホームページを見なかった人たちをゲットするために見やすくしましょうと僕は提案したと思うんです。ほんで、今、課長がおっしゃったみたいに、アクセス数が増えたということは、どんな方々が新たに見に来てくれたのか、これがちょっと知りたいんです。去年も決算でも予算でも言ったと思うんで、調べてもらってると思いますんでお願いしときます。

2点目は、予算書の44ページ、安全という意味で聞かせてもらいます。7目の交通安全対策費、これ全般的に聞きたいんですけども、僕、一般質問で去年12月ですか、予算の概要のところの14ページにも交通安全対策事業、一番下のほうの1のところ、交通指導員による啓発活動、交通安全看板の設置と、ここにも書いてあるんです。僕、一般質問で、消えてる看板とか無駄な看板いっぱいありませんかという話してて、そのとおりじゃないかという声が結構大多数やったんです。それは、市長も最後、努めていくとおっしゃってもらったんですけども、これ、その予算はどこに上がってるのかなと思うんですよね。看板、あれ今立ってるところに新たにつけるなり何なりしていくという話になったら、どっかに予算上がってきてるんやろう、ここのこの辺が上がってんのかなと僕ちょっと思ったんですけど、去年より下がってると。今どうなってんのかなと思うんです。あんだけ言って、無駄なもんやめましよう、皆さん見てはるかどうか分かんないですけど、僕、通勤路の看板、1枚も変わってないですけどね。もう12月の話なんで。そこ、今どういう状況なんか。ほかのところでは予算が上がってんのか分かんないんですけど、看板1枚8,000円とかいってて、その看板を新たにしていこうかという話の予算、これ間に合わなかったのかもわかんないですけども、そこをちゃんと教えて。僕せっかく時間かけて一般質問やったんで、ちゃんと進めていってもらわないと困るんですよ。

3点目が、予算書48ページの上の段の13節の防犯カメラですよね。予算の概要の16ページの8番のところには防犯カメラ設置管理事業となって、これ内訳書いてくれてるんですけども、賃借料と電気代だけなんです。この前、藤井本議員も一般質問されてて、防犯カメラは今年増やさない、増やす必要がない、増やしてほしいという声はないということなんですかね、新たに。今ある分は維持管理するのは必要やと思いますけども、新たに防犯の観点からこの

葛城市内には防犯カメラは増やさないという意味なんですかね、これは。必要ないということなんですか。その辺がちょっとでも増えてるのかなと思ったんですけど、ないんですよ。皆さんどう思われるか分かんないですけども、防犯カメラ増やしていきましょうよという風潮なん違うんですか、世の中。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本副委員長のご質問につきまして、おっしゃってるのは分かっております。ただ、アクセス数、コーナーに関しての把握はしておるんですけども、例えばおっしゃってるのが市外からのアクセスなのかとかそういうツールは、まだ分析のツールの方法はまだ分かりませんので、ちょっと研究させていただきたいと思います。

なお、メールで問合せがある件につきましては集計しておりますので、またこれもどのような方が、ある程度年齢は難しいんですけど、どのような分野での質問かはお答えできると思います。ただいまこのような状況でございます。お願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの杉本副委員長のご質問の、まず交通安全看板につきまして12月一般質問でいただいたご意見等を踏まえまして、まず看板の書き替え、撤収等の作業に関しましてですが、こちらにつきましては、全大字の区長等にまず経緯等の説明をさせてもらいながら、設置場所、啓発内容等を確認した中で順次作業を進めるということの方向でご説明を、まず全大字にさせていただいております。その後、大字によっては、3か大字ほどは大字内で確認させていただいた中で対応いただくという大字もございました。ただ、その中で、実際、作業等を進めさせていただいたのは10か大字でございまして、それで順次、その作業の中では、消えてるもの、不要と思われるものは一旦撤収、撤去させていただいている部分もございます。まだ全体の、先ほど言われました44か大字のうち、うちのほうでそういった作業をさせていただいたところは10か大字でございまして、その辺りで変わってないということもございますけど、一応そういう形で順次させていただいております。若干当初の計画よりも遅れているところではございますけども、それで鋭意努力をうちの課員でさせていただいているところでございます。

あと、その看板の費用ですけども、基本的には交通安全対策費の消耗品で看板購入代は見えておるんですけど、こちらにつきましては基本的に枚数的には大きくは変わってないんですけども、今年度こういったこともございまして、別途補助事業になってます交通安全対策協議会の補助金のほうで、そちらのほうで別途、看板の購入等を計画していただいた中で、今、準備、間もなく届く予定をしてるところでございます。その辺り等を調整しながら、もともと葛城市交通安全対策協議会と連名で上げさせていただいた看板ということの中で、その交通安全対策費の補助金につきましては、当初、啓発物品等の予定をしておりましたが、この昨今の中で啓発等はなかなかイベント等もないということできているところで、その分の消化分が大きくありましたので、そういった対応をさせていただいているところでござい

す。ということでお願いしたいと思います。

あと、防犯カメラにつきましてですが、基本的に平成28年度から当初3か年で50台という計画で、リース5年契約でやらせていただいて順次設置させていただいているところで、その中でまず平成28年度に設置した分が今年度末でリース契約が満了となり、その部分につきましては耐用年数的には8年いけるという中では確認させていただいているところで、この間、リース設置している中で大きく故障というのはまず1件しかなくて、故障率が低いということで、大きな問題がないということで耐用年数まで使えるというところの中で考えているところで、今後は耐用年数を見越した中で更新を計画しているところでございますが、あと現状でいくということで、要望等についてでございますが、大字等から要望等何か大字からはあがっておりますけれども、その中で今年度は新たに大字からの中でどうしても必要性があったりとか、警察関係等も相談しながら1台は増設する計画はさせていただいております。ただ、その中で台数は1台しか増えないんですけども、平成28年度以前に購入で駅前のひとまる児童公園等で2か所、近鉄新庄駅とあとJRのほう等で5か所ほど購入でつけさせていただいたものがあって、そちらのほうはもう耐用年数等で一部もう故障になりかけてる部分がございますので、その部分を併せてリース契約をさせていただくということで、順次、今後につきましては、そういう形で必要な部分はまた見直した中でやっていくということで考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まず、そのホームページのほうは、そのおっしゃったのは分かりました。ちょっと違う角度で、前のホームページはスマホでは見にくかったんですけど、今回は、今時はスマホなんだからスマホ対応にしましょうよとやっていただいたと思うんですけども、前のホームページと今のホームページでスマホとパソコンの使用率、上がっていると思うんですけども、どれぐらい上がっているのか。そのためにやったところも若干あると思うんで、もうスマホの若い方々も見れるようにというふうな話で始まったところもあったんで、その利用率、もうそろそろ出ていると思うんで、そこはちょっと教えていただきたいです。先ほども言いましたけども、ちゃんとしたこの分析を、分析といっても難しいことじゃないと思うんですけど、検索ワードの上から順番とかいうたら分からないのかなと思うんですけど、それは引き続きお願いしておきます。

2番目の道路看板なんですけども、これ一般質問でも僕言ったと思うんですけども、数が多過ぎるような気がするんです。その辺をどう考えられているのか。今、大字の方々に、区長なりにやっていただくと、今お聞きして分かったんですけども、そういう把握とか、今、説明しに行きましたと言わはったんですけど、そういうのをちゃんと伝えてんのかなと思うんです。というのも、全体の数が分かんないわけじゃないですか、今。誰も分かんないんですよ、これ。でも、なぜかめっちゃ多いという。ほんまに必要、不必要というのをやっていただけという思いではおるんですけども、まだ10か大字ぐらいしかやってない。残り、いつぐらいにできそうなんですかね。極端な話、今、真っ白の看板取るだけやったら、そんな

ん簡単じゃないのと僕は思うんですよね。前も言いましたけど、飛び出し注意とぎりぎり見れるんやったらいいですよ。真っ白の看板取るだけやったらもうすぐ取ったらええのになと思うんですけど、何か伝わってなかったのかな思いながらね。

3つ目のカメラの話、長々と言われて、あんまり僕分からなかったんですけど、結局、増えるんですか増えないんですかという話なんです。今、何か平成28年が、そんなもういいんですよ。去年、今年と1台増えるとか、新しくあそこにできますとか、それは言えへんですけど、1台増えんのか増えん、2台増えんのか増えないのかという話なんです。減るんか増えんのかという話なんです。その耐用年数とかあんまりどっちだっただいいんで、僕。この3つお願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの副委員長の質問、またスマートフォンからの閲覧数とパソコンの違い、できると思うんですけど、今、数字を持ち合わせておりませんので、改めて調べさせていただきます。よろしくお願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

まず、看板につきましてですけども、外すだけではすぐということでもおっしゃっていただいて、順次うちもかなり細かいところまで付いてますので、それをチェックしながら、外すだけでどこやったか分からなくなってもいけないので、それを整理しながらという部分もございますので、一応、大字にというのは、基本的にはうちでやらせていただく考えでやっておりますけど、3か大字だけは大字のほうで、それでしたら確認した中で外すなり、新たな要るもんはということの中でしていただくということでございます。既にされた中で、大字によっては、ここはもう付け替えてもらわんといけないという部分の声はいただいている、まだ分かってへんねけどというところのはいただいているところはございます。その中でさせていただいて、一旦、今、10か大字で残りの大字の部分の最終、まずその精査の撤収等については、今月もしくは来月早々には終わらせていただく方向で計画している。掛け替えについては購入でき次第という部分はあるので、そこから順次という形になります。

カメラにつきましては、今年度は台数的には1台増えるということで考えておるところでございます。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ホームページに関しては、ほんだらちょっと。それぐらい調べとってよと思ったんですけど。それは一番最初はそこから始まっているところもあったんで、そこ言ったら言い方悪いんですけど、課長、こんだけ上がりましたよと言ってほしかったということですよ、僕は。今度教えてください。

看板については、もう何言ってるかあんまり分かんなかったですけど、とにかく頑張ってください。一般質問やった後に、結構、僕、好評の声をいただきまして、逆に言うと、まだ

変わってへんぞと怒られるんです。ということなんです、僕は。もうやっていただいているのは分かっているんですけども、変わってへんぞと怒ってはる人は、白の看板あるぞと言っているんですよ。分かりますか。あいつが言うてんのに全然変えとらんがなということなんです、細かく言うと。だから、もう12月でもう4か月ぐらい経ってたら、1日1枚取ってもまあまあ取れるじゃないですかという話なんです。だから、僕、課長に会うたとき、頼みますよと僕ずっと言っていたんですけど、それをできるだけ早く、必要な看板を取れと言っているわけじゃないですよ。真っ白の看板要らんでしょうと言っているだけの話なんで、それだけお願いしておきます、引き続きね。それで、必要なところで薄い看板とか文字の消えとかというのもカッティングシートなりで工夫していただけると言っていたんで、その辺もお願いしておきます。

カメラは1台、何だかんだややこしいけど1台増えると。来年からも増やしていくという感じでいいんですかね。これから防犯カメラというのは、防犯については絶対これどこでも役に立っているでしょう、テレビ見たときに。やっぱりその葛城市内でも、葛城市内はよそに比べても多いの分かっていますけども、更に増やしていただくよう努力していただくようお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ホームページに関しては、以前に副市長がおっしゃられてた、当麻庁舎除却のときにもお話ありました。今後は市役所に出向かなくてもその用が足せるような、そういうシステムが進化するであろうと。その中の重要なツールの1つが私はホームページであるかなと思うんで、しっかりと他市のホームページ以上の、出向かなくても用が足せるようなホームページの在り方というのを探っていただく必要があるのかなと思いますのでお願いします。

それから看板、私びっくりしました。先月の私の村の役員会で、区長からその打診がありました。私、一般質問してこうやってどんどんすぐ事業に着手していただけるこんな早い事例はほかにあまり印象ないんで、杉本副委員長、羨ましいな思うて感じてたんで、動いていることは私確認してますんで。

ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 関連なんで1件だけ。防犯カメラの件、確認なんですけれども、去年は57台分だったと思うんですね。平成28年度は20台設置だと思っただけなんです。20台、15台、15台、2台、5台と多分増えてきていると思うんで、ということは平成28年度がリースが切れて、その分減るから57台引く20台で37台、37台から故障の1件と増設の1件と5台分は、言ったら購入、昔古いやつを購入して使ってた分があるんで、その分を入れ替えたんで、7件足すんで44台分という理解でまずいいのかということが1点聞かせてください。それでよかったら、もうそれで結構ですと言ってくれたら結構です。

あと、今、57台設置していただいているんですけども、以前もこれどこに付いてんねんというところで、なかなかそういった配置図面を防犯上の観点から見せることはでけへんということで今まで答弁いただいているんですけども、もちろん全てオープンにホームページに

出すとか、そういうことは私必要ないと思うんですよ。でも、やっぱり我々議会なり議員ぐらいは、そういった配置図面とかも見せていただかんと、というのが、やっぱり大字によっては、もう各大字全部付いてんのかどうか分かんないですけども、そういった声を聞くわけですよ。もう少し必要じゃないかという声もね。そういった意見も、やはり我々議員として反映させていくためには、そういった資料、もちろん回収でも結構ですんで、1度この配置図面を、どの辺りに付いてんのかというのを出していただけないかなということ、できないかということをお聞かせください。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

台数につきましてはおっしゃるとおりで、購入部分が壊れてるということでございます。

その配置図面については、その辺はこちらでご相談の上、考えさせていただきたいと思えます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 相談していただけるということですので、本当にこれ杉本副委員長も、委員外で藤井本議員も座っておられますけれども、以前からやっぱりこの重要性というのは、犯罪の抑止も含めて非常にやはり有効に使えてるんじゃないかなと思いますんで、その辺りも含めてしっかりと今後も対応していただきたいということだけお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点お願いします。ページ数は39ページになります。2款総務費、1項総務管理費の4目財政管理費の中の12節委託料ですけど、清掃委託料について伺います。清掃委託、これ庁舎の清掃委託、新庄庁舎管理事業ですので、階段が非常に汚れてきてるんです。私、議員になってから、当初はよく清掃の女性が働いている方とよく会って挨拶もしたんです。最近もう全く見ないですね。会わない。階段の隅が大変汚くなってきている。1階から3階はフロアもすごく汚くなってますが、これちょっと内訳を聞きたいんです。つまり、毎日清掃される方、それからいわゆる特殊な機械を使ってフロア洗浄とかやられるというふうなこともあろうかと思うんですけど、その委託の内容がどうなってるのか。これについてお伺いいたします。

それから、2点目ですけども、ページ数で41ページになります。2款総務費、1項総務管理費の中の、これも4目財産管理費になりますけれども、庁舎機能再編推進室のところにあります12節の委託料、公共施設複合化検討支援業務委託料と出ております。これについて、何をどのような業務委託をされるのか、このことについて伺います。

それから、3つ目です。46ページになります。これは2款総務費、1項総務管理費の7目交通安全対策費です。その中の交通安全施設整備事業ということで建設課の担当になってますが、予算案の概要15ページに、ガードレール設置等、予算の中身が書いてあるんですけど、

これ私も一般質問しましたが、要は水路に転落して大けがされる方がおられて救急搬送がされてると。毎年10件以上搬送されてるということで、大けがされてる方が水路転落であると。それについては、消防と連絡を取って、毎年どの箇所がそういう事故が起きてるのか、そして複数回起きてるところはやっぱり市の責任でつけるべきではないかということも質問させていただいたんですが、この1年間どういう箇所が水路転落であるのかという、そのことについて調べていただいていますでしょうか。これについてお伺いします。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

新庄庁舎の清掃についてでございます。新庄庁舎の清掃につきましては、委託契約で年、新庄庁舎が開業の日、月曜日から基本金曜日なんですけども、清掃員1名が日々、日常清掃ということで、フロアの掃除、それからトイレ、炊事回り、その辺1人でやっていただいているということと、あと特殊な清掃、カーペット、あと柔軟の床、それからあとガラス清掃とか空調の清掃、その辺を定期的に月1回、2回の範囲で行っていただいております。

以上でございます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

谷原委員の2点目の質問についてでございますが、公共施設複合化検討支援業務委託料、こちらにつきましては、現在、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会でも検討しております當麻庁舎周辺施設の多機能化、それから複合化についての検討費用ということになります。内容といたしましては、今後、基本構想の策定準備、それから施設利用者と市民への意向調査、それと基本設計の発注に向けた準備費用ということになりますので、こちらは今後、特別委員会のほうで検討していくということで、枠取りで予算を計上させていただきます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

3点目の質問です。川ですね、水路への転落についての調査についてどうかというところでございます。消防署のほうに問合せを随時行っておりまして、2021年1月、去年1月から今年3月までで13件ございました。内容については、重なる箇所での転落はございませんが、令和4年度、来年度予算でそのうちの2か所に転落防止柵を設置するというところがございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 清掃の件なんですけれども、これは業者評価はされてますか。これ委託なんです。委託していると、はい委託で丸投げしました、でもあちこち汚れていってると。誰の目に見ても汚れていると思いますよ、特に階段はね。それ、やっぱり委託した業者の評価もちゃんとして、ちゃんときれいになるようにどう取り組まれるか、どう取り組んでおられるか、これ聞きたいんです。これ、予算も令和元年度と比べて倍になってます。私も調べましたけど、倍

近い予算になってるんですよ。それでかえって汚れてるようじゃ、どういうことなんだということがあるので、こういう委託事業に対して評価をされてるのかどうか。それについてどういうふうな対応を取っておられるのかというのを、もう一度お聞きします。それから、當麻庁舎の周辺整備につきましては、利用者の方がおられますので、これ意見ですけども、今お聞きしましたら、市民の方の意向調査とか、そういうことも含めて取っていくということです。ぜひ複合化について、基本構想を立てられるときに、ぜひ最初の段階で市民の方の意見を聞いていただきたいと思います。私が聞いてますのは、例えばフロア面積も、今の図書館、それから文化会館、総合窓口、それぞれやっぱり床面積があるわけですから、そんなことも気にされる方もおられて、狭くなるのかとかそんなこともあるので、ぜひ市民の方の意見を聞いていただく機会を設けていただけたらと思います。

それから最後になりましたけど、最後の件ですけれども、ちゃんと調査していただいて、落ちてるところは市として対応していただけてるということですので、ありがとうございます。これについては、救急搬送がこれだけの件数ですからね。これ毎年、私も調べたら、過去の例も見たら大体1年間に十数件あります。だから、それについては引き続きよろしくお願ひします。1つだけ再質問。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひします。

委託業務の点数というか、評価づけということでございますが、なかなか基準というものが難しいいうところもございますし、特殊の清掃につきましては、毎回毎回、土日、祭日に庁舎が休館のときにやっていただいているというところでございます。その都度うちの職員が出まして、横を付いて回って完成具合を見るとかいうのもなかなか難しいところもございます。ただ、やっぱりご指摘のとおり、床もそういう状態にもありますので、先日来、業者のほうにその辺、注意をいたしまして、次の清掃の際には特に念入りにその辺やっていただきたいということをご指摘させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 清掃業者のこの件については、入札の落札率が非常に高いんですね、高いと。人件費が主なのかと思いますけれども、業商の在り方について、委託しました、普通、工事請負の場合だったら、ちゃんとできてるかということで監理監督するわけですよね。そのために別に予算もつけてますけども、明らかにこの階段の隅が汚れるなんて、私、昔、学校の職員やりましたから子どもにやらせてましたけど、一番きちっとするところですよ。ところが、上がってみてください。階段の隅ですよ、壁際の。もう見事に汚れてる。もうここ、私が議員になってからもだんだんひどい状態、もうこびりついてるような感じですよ。全然やってない。こんなん、どう管理監督するのか。これ、ちゃんとやってもらわないと、高い委託料、この間、倍になってる委託料でこんな状態では、本当に委託の意味があるのかということになるんで、これきちっと管理監督をお願いします。よろしくお願ひします。

増田委員長 よろしいですか、それで。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、48ページですけども、9目企画費の説明の欄の一番下です。空家等対策実施支援業務委託料、それと不良度判定調査業務委託料、ここの内訳なんですけども、多分、不良度判定調査業務委託料というのは、ここもよう分かりませんが、特定空家を認定するためのそういうものなのかどうかも含めましてお教えいただきたいなと思います。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの松林委員のご質問、不良度判定調査業務委託料なんですけども、令和元年度にNPO法人の空き家コンシェルジュに空き家の対策の相談業務委託をさせていただきまして、その中で令和3年度に解体の補助金を新たに設けさせていただきまして、1件当たり最大で50万円までと、その制度の中で、特定空家に至る前の不良空き家に対しまして調査を1回2万2,000円をお願いするというもので、5回分を予算計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 空家等対策実施支援業務委託料、これは空き家コンシェルジュに委託でお支払いするお金ということで、不良度判定調査のこの件につきましては、特定空家というよりも、それに至る手前の解体補助金ということで、本当に空き家コンシェルジュ、現在の要するに以前411件の空き家があって、そのうちの38件管理不全の空き家がありますよということでご報告いただいて、あれから大分年数が経ってますんで、また空き家コンシェルジュと契約委託を結んで、空き家の利活用ということで進んでおりますんで、若干変わってはおると思うんですけども、そこらの実際問題、葛城市にどんだけの空き家があって、本当に管理不全の状態の空き家が何件あるのかということをお聞きしたいな思うんですけども、それと特に大事なことは、私が言いたいのは、本当に管理不全の空き家に対して行政側がどのようなアプローチをされておるのか。本当にしっかりと管理をしてくださいねというこの部分につきましては、どのような手段を講じておられるのかなという。それともう一つ、空き家コンシェルジュ、ここで実際問題どのように成果が上がっているのか、空き家バンクに登録されておるのか、成果はどの程度上がっているのかということも含めましてお教えください。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

まず、最後のほうの空き家コンシェルジュの令和3年度の利用状況につきましてご報告させていただきますと、まず相談につきましては、お家の所有者からの問合せは現時点で11件、また利用についての利用したいという問合せにつきましては40件、それでその他なんですけども、匿名でいろんなそういう空き家に関する問合せも11件ございます。なお、利用者登録、いわゆる空き家バンクに登録されてる件数につきましては、令和3年度は28件ありました。それで、現在の利用者登録数の累計は76件、物件につきましては5件でございます。空き家の現在、38件と松林委員がおっしゃいました、その件については、問合せについてはあるんですけども、不良空き家についての実際の件数は増えてはおらない状況です。市民の方なり

から不良管理空き家について企画政策課に問合せがありましたら、現場に出向きまして現地確認いたしまして、所有者情報を空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして確認いたします。それで、文書によりまして、管理不全の空き家につきましては適正な管理をお願いしますということで文書によってお願いしておるという形で現在行っております。それと、その際にはその状況がお分かりになるように、大体市内に住んでおられない場合もありますので、写真をつけてご案内するという形で対応させていただいております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 空き家バンクについては、もうそこその実績を上げていただいております、以前ちょっとお聞きしたときに比べて随分、利用される方、需要も多いなど、このように感じております。僕が何度も申し上げておりますけれども、本当にそういう管理不全の空き家の所有者に対してどのようにアプローチするのか、これはある一定の限界もそれは行政側にはあるのかなと思うんですけれども、もう一步踏み込んで、写真も添付して書面で送られるという、精いっぱいされておられるのは分かるんですけど、そこからもう一つ何か決定的な方法がないものかといつも思うんですけれども。できれば直接電話か何かで連絡していただいて、直接交渉していただくということも非常に大事じゃないかなと思います。私も、管理不全の空き家のことでいろいろといろんところからご相談受けまして、企画部のほうにご相談させてもらうんですけども、いつも頭抱えて悩むところなんですけれども、何かもう一つもう一步踏み込んだ形でご検討をまたいただきたいなど、このように思います。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 3点、お願いします。32ページ、総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の市長交際費で、私、今回初めて予算特別委員会に出させていただきますので、市長がどういうふうに関係されているのかというのを知りたいというのと、それから38ページの2目文書広報費のテレビ放送委託事業について詳しくお聞きしたいです。それから、その下の3目の会計管理費の指定金融機関派出手数料ですが、多分1階にある南都銀行の派出所だと思うんですが、値段を見てびっくりしてしまったので、そういう派出所がある市役所とか町役場は同じようなこういう金額を払ってらっしゃるのかということをお聞きしたいです。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

市長の交際費でございますけれども、これの主な支出ということでよろしいでしょうか。賛助会費と、それから慶弔費、それから祝儀、激励金、通信運搬費等に支出しているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの柴田委員のご質問、テレビ放送委託事業につきましてご説明させていただきます。

す。これは、奈良テレビ放送に毎週金曜日の午後6時30分から「ゆうドキッ！」という番組でいきいきまちだよりのコーナーにおきまして、ニュース形式による市のお知らせ、VTRなどを年間18回流す予算として計上させていただいております。よろしく申し上げます。

増田委員長 中井会計管理者。

中井会計管理者 会計課の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

指定金融機関の派出手数料についてでございますが、こちらの派出の費用なんですけれども、令和2年度までは無料に対応していただいております。しかしながら、昨今の低金利で厳しい社会情勢の中、金融機関を取り巻く環境も厳しさを増し、金融機関としては派出業務に対し多大な負担を強いられているという旨を各市町村に申入れがございまして、頭取より、市長会及び町村会に対しても申入れがございまして、市長会のほうでも十分検討していただいております。奈良県下の各市町村ですけれども、全てこういう対応となっております。葛城市の場合は、今現在、4月、5月は出納閉鎖期間の間は1日対応ということで午前9時から午後3時まで来ていただいているんですけれども、6月から翌年3月までの間は半日対応ということで削減させていただいているような状況で、近隣市町村では1日対応で来て派出をお願いしている市町村もございます。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。交際費の件ですけれども、了解いたしました。

あと、そのテレビの件なんですけれども、年間1分10秒の18回で115万5,000円というのは、ちょっと何か、こちらも予算案の概要のところテレビ放送にて市民に周知するための事業経費というふうに書いてあるんですけど、市民に周知するのはホームページとか広報とかいろいろ方法があって、わざわざテレビでやらなくてもいいんじゃないのかなというふうに私、個人的には思うんですけれども、その辺りはどういうふうに考えてらっしゃるのか。その内容自体が本当に市民向けに考えてらっしゃるのか。

あと、この値段は一応均一というか、ほかの市町村とも均一というか、同額を皆さん払ってらっしゃるのか、それとも払ってらっしゃらない市町村というのももしかしたらあるのかなとか思ってるんですけれども、その辺りの値段的なことを教えていただきたいです。ほかの市町村と比べてのことで。

増田委員長 3つ目はよろしいか。それはええですか。

柴田委員 それは言ったと思うんですけど。

増田委員長 指定機関の……。

柴田委員 指定金融の、そのことです。

増田委員長 それの値段ですね。

柴田委員 その値段が均一なのか、それともという、すみません。

増田委員長 そこをちょっと境目、3つ目を。

柴田委員 すみません。

増田委員長 分かりました。1個目はなかったっけ。

柴田委員 1個目はもう……。

増田委員長 分かりました。テレビ放映。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの柴田委員のご質問、まず市民目線なのかということで、具体的にどのような内容を放送させていただいておりますかと言いますと、やはり一番多いのは観光情報が中心になります。広報などでもPRしておるんですけども、対外的にPRする必要のあるようなものを中心に放送を流すようにしております。なお、令和3年度でしたら職員の採用情報も流させていただきますたりして、広く周知するようにしています。

他市の状況なんですけども、奈良市以外はこのような形で実際、奈良テレビに放送委託されておられて、値段も番組の数によって委託料が変わるんですけど、このような形で奈良テレビの営業の方と話して決めておるといふものです。なお、奈良市がないというのは、自分ところの市で番組を作成されておられると聞いてまして、そういう意味でないのかなと思っておりますので、基本的に横並びというのはどうかと思うんですが、今の形でPRさせていただいております。

増田委員長 中井会計管理者。

中井会計管理者 会計課、中井でございます。

ただいまのご質問でございます。単価設定が同じであるかどうかということですけども、県内市町村の単価決定は全て同様でございます。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。じゃあ、結局はテレビというのは、対外的なこととも含まれてることですね。葛城市をアピールすることによって使われてることというふうには理解しましたがけれども、私としてはお金を払わないで放送してもらうのが一番いいんじゃないかなと思って、葛城市をもっとよくすれば勝手にテレビ局が来て映してくれるという方向性で考えていったほうが、こういった値段、そっちの方向で考えていったほうがいいかなとも思います。

あと、その手数料が指定金融機関なんで、一応南都銀行、誰でもみんな市民の方もみんな南都銀行に振り込んでとか、振替えとかいろいろあると思うので、もうちょっと交渉できないのかなというふうに私としてはメインバンクなんで思いますので、その辺のところ、もし市長の力で何かできることがあれば、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 要望で。

柴田委員 要望です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと関連で、今のテレビ放送の件やけど、高い安いじゃなくて費用対効果じゃな

いですか。視聴率がどれぐらいあってという説明がなかったら、高いお金流してるみたいに聞こえちゃうんで、柴田委員がおっしゃってるのは、効果がちゃんとそれに見合ってますかということやと思うんです。それをちゃんと課長なり説明しやな、趣味で流してんじゃないんだから。そういうことやと思うんです。これ、去年も僕聞いたような気がするんですけど、でも視聴率という意味では聞いてないと思うんです。視聴率は何人が見てるから効果ありますよ、だから出してますよ。奈良市は自分のところにテレビあるから出してないですよ、他の市はやってますよ、こういう効果がありますという説明をしないと、そういうことやと思うんです。今のちょっと不足しているような気がしてるんで、ちょっとお願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 ただいまの杉本副委員長のおっしゃるとおりで、視聴率については基本的には公開してないんですが、お聞きして聞いておるところでは、まあまあ全体の放送業界の中ではあまり高いほうではないとは思いますが、やはりそれはその中でもやっぱりしっかりPRして見てもらうように対応していくべきやと考えておりますので、よろしく願いいたします。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 となると、僕はテレビのCM打ちたいいうても、こんな金額で多分でけへんと思うんで、だからそれは費用対効果があるということでもよろしいんですね。それを言っていたらそんでいいですよ。全然誰も見てないんですけど載せてますやったら意味分らないんで、そういう効果がありますから今年もやらせてくださいということですよ。何か僕が全部言いましたけど、ありがとうございます。

増田委員長 極端に言うたら、これもう葛城市抜けますというようなことはできるんですか。確認してください。そういうふうなご意見もあったんで。

ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 48ページ、1項9目企画費の7節報償費です。市政検討委員会委員報償費、これ私、昨年、この金額に関してどういう使い方をしてるんだということも含めてお聞きした上で、そのときの答弁が、地方創生の効果検証を中心にやってると、それをやってるということでお聞きして、本来もともと令和2年度までは54万円の予算があったものが、令和3年度は18万円、そして来年度も18万円というところで、この市政検討委員会は市長の諮問機関ということなんですけれども、市政全般に関する様々な問題をしっかりと検証していただくもんだと私は思ってたんで、この機能を果たしてないんじゃないかということをお申しまして、それに対する納得した答弁がいただけなかったところから、この原案の修正案を出させていただきました。その際に、様々な委員の皆様から、討論、採決、質疑も含めて、この市政検討委員会しっかりと働かせていってくれよというところの意見も多数ある中で、私とは逆に減らすよりももっとこんな増やしていかんとあかんの違うかという意見、多数の議員からあったと思うんです。にもかかわらず、今回同じ金額18万円上げられた。この中身がもし変わってるのであれば、今年はこの同じ18万円なんやけれども、しっかりとやっていく意味での

18万円なんやということであればお聞きしたいんです。そうであるかどうかというところ含めて、どういう使い方されるのか聞かせてください。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの梨本委員のご質問、市政検討委員会、令和3年度につきましては地方創生の効果検証、同じように2回させていただいておるところです。市政検討委員会の目的が市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること、市政全般に関する諸課題の洗い出し及び是正方法に関すること、そのほか市長が必要と認めるものとなっております。それで、委員長1名、今、市政検討委員がおられまして、弁護士の方と公認会計士の2名の方で構成されておりまして、弁護士の先生ともご相談させてもらってはおりますけども、具体的に過去の問題については基本的には検証しないというふうなお話もされてまして、市長がこれは諮問が必要やということが起こりましたら、当然、相談させていただきまして対応させていただくという形で考えております。

以上でございます。

(「今年は何やるんですか。地方創生の効果検証で……。」の声あり)

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 今年度もまずは地方創生の効果検証をさせていただくと。継続事業、コロナ対策の交付金も地方創生に当たりますんで、その報告もさせていただいておりますので、それも当然見ていただいております。それを来年度も実施する予定でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 非常に私としては残念な答弁なわけですよ。遡っての検証をしないということは分かりました。でも、私言ってるのは、今現在進行形で問題が起こってないかということ言ってるわけですよ。この葛城市の、先ほどコンプライアンス研修の件も含めてもっとしっかりとやっていかないといけないような課題がないんですかということをお聞きしてるわけです。それを昨年も私はあると思うということで、しっかり検証してくださいよ。再発防止のためにやってくださいよというところをお願いして、いやいや、それはそのときそのときの市政の判断があつて過去のこととおっしゃいましたよね。でも、実際にこの間、この1年間何もなかったんですか。何もなかったら何もなかったで、私いいですよ。そもそも、議員がこんな調査してこれおかしいなんて出てくるのは、私は言語道断だと思ってますよ。本来、理事者と議会の信頼関係の中であるならば、こんななくて当然ですよ。もしあつたとしても、理事者側のほうからこういう問題がありましたというところを議会に丁寧に説明があつたら議員も納得します。それもなくて、議員が一般質問の席で、これおかしいんじゃないですか、これおかしいんじゃないですかということで、初めて調査が入って、そして今、様々な問題、まだこれは協議会でしか出てないですから、この場で言うわけにはいかないですけども、大きな問題じゃないですか。それを私は内部でできるのかと言ってるわけですよ。内部の調査、それで再発防止ができるのか。私はできないと思うから、だから市政検討委員会なんかでしっかりやらはつたらええじゃないですかということを再三提言申し上げてるわけです。

にもかかわらずやらないということ、この予算を見たら、やらないと言ってるのと、私、一緒だと思うんですよ。先ほど市長は、以前に問題があったとおっしゃいましたが、今、問題ないんですか。先ほど市長は、研修のところで、コンプライアンスの研修のところです。コンプライアンス研修で以前は問題あったと。じゃあ今、コンプライアンスに関する問題はないんかと。そのことを市長、聞かせてください。市長の口から、ここに対してどういう思いで、これもう市長が市長になられたときからこの市政検討委員会というものを使って葛城市をよくしていこうというふうにやられたわけじゃないですか。私たちこれに賛同してるから、こうやって毎年毎年予算を認めてきたわけですよ。市長の思いをちょっと聞かせてください。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたけども、市政検討委員会が発足したときには、非常に過去に問題がありました。それも組織的なある種、問題の可能性が大きかったです。ですので、その全般につきまして外部からその専門の知識を持った方を招いて、諮問機関としての市政検討委員会を発足いたしました。今、委員がお話しになっておる問題、確かに今、事務処理のほうで問題をご指摘いただいております。ただ、それにつきましては組織的な問題ではなく、先ほど申し上げましたように個人としてのレベルの問題でございます。そのことは、過去におきましても決算特別委員会等におきましてもご説明をさせていただいたところがございますし、一般質問等の中でも答弁させていただいております。ただ、そのことにおきましては内部検証をいたしております。今現在もいたしておるところでございますけども、その経過報告は近いうちにさせていただきたいと存じ上げております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今、市長、個人の問題やと、組織の問題違うと言うてはるわけですよ。でも、事業をやるのに数千万円のお金を支払うのに、個人で全部できるんですか。予算を立てるときから、そして支払いを執行するときまで、市長の判こを押してあるじゃないですか。自分の調査、何で内部調査でできるんですか。組織的な問題じゃないということを検証するためにも、これ必要やと、私、言ってるわけですよ。にもかかわらず自分のときの不祥事に関しては目をつぶるんですかと私きついことを前も言いましたけれども……。

(「そんなこと言うてないじゃないですか」の声あり)

梨本委員 そんなこと言うてなかったら、やってくださいよ。やってないから言うてるんじゃないですか。第三者機関をもってきちっとそこ精査してくださいよと、そうでなかったら同じこと起こりますよと言って、この1年起こってなかったら私言わないですよ。起こってるから言うてるんじゃないですか。こんな予算、しっかりと増額でもしてきたら、これはもうしっかりとやっってくださいということで納得もできますけれども、同じようにこんな地方創生の効果検証、これ去年も言いましたけれども、市政検討委員会でやることですか。こんな総合戦略の委員でやってもうたらええじゃないですか。こんな形ばかりで、やってるやってる、ポーズだけのこんな市政検討委員会なら、私はもう必要ないと思ってます。今年も減額

提案させていただくように私は考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっとクールダウンする質問を、42ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、5目電子計算費、電算システム共同化推進事業（情報推進課）のところで、これも確認なんですけども、概要で見ると13ページで、中間サーバコネクタ更改保守委託料・賃借料と、恐らくこれのかかることがぶっ込みで全部合計になってると思うんですけども、これサーバが経過措置で更新するという費用で、そこは理解してるんですけども、これ今回、括弧して10月から3月分新規となっておりますけども、これがあくまでも新規でこの金額であって、この以降、令和5年度以降のやつは、従来どおりこの委託料とかに合算されてこれがなくなるという認識でいいのかどうかというのが1点。

2点目、その次のページ、43ページの、同じくここも基幹システムのこれに係るところだと思うんですけども、地方公共団体情報システム機構交付金とあるんですよ。これ、歳入ではなく歳出に交付金とある意味が理解できないんで、その説明をお願いしたいと思います。

3点目、同じく43ページ、今度は6款地域情報化推進費の中の一番下、13節使用料及び賃借料のソフト等使用料というのがございます。これも予算の概要14ページを見ると、統合型GIS利用料というところが100万円弱減額されてるんです。GISというのは、これは増額こそあれ減額するというのが意味が分からないんで、その辺り何でこれが減額になってるのかということ、この3点をお願いします。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の中間サーバコネクタ更改保守委託料なんですけども、こちらのほうは、導入からサーバのほうは5年経過することから、サーバの入替えということで、今後の危機管理のために入れ替えさせていただきます。それは新規になりますんで、新たにまた手数料とかその辺がかかってくるということで、委員のおっしゃるとおりでございます。

次に、地方公共団体システム機構交付金ということなんですけども、こちらのほうは特定個人情報とかの電子データを総務省のほうに持ち上げるために、要は中間サーバとかのそういうシステムのための機構を国のほうが構築されておりまして、それを使用するために国のほうから交付金ということで、請求書が、請求というか、交付金が使用料ということで請求が来ておりますので、その支出ということになっております。

最後のソフト等使用料でございます。こちらのほうは、この中に幾つかの項目がございます。その中に統合型GIS使用料というのがございます。こちらのほうなんですけども、統合型GISの基となります住宅地図を使用しておるんですけども、住宅地図のほうは建物とか建つと更新になりますので、その2年に1回、住宅地図の更新をさせていただいております。3年度が更新の時期でありまして、次の令和4年度は更新の時期ではございませんので、住宅地図の更新料94万8,200円、100万円ほどが減額になっておりますので、こちらのほう

うの統合型GIS関係のシステムの金額が下がってるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず1点目の中間サーバの件は了解いたしました。そうじゃないかなと思って。

それと、2点目の地方公共団体情報システム機構交付金というのが、特定個人情報とかの情報を国に総務省に上げるために、国から交付金という形の請求が来てるということで、交付金と書いてある意味が分からなかったんで質問させてもらったんですが、要はこれもう全部自前でやってるということですよ。違うんですか。そういう取り方でいいんですか。だから、国から交付金をもらってるんじゃないかと、これはもう一応国が出してるよと交付金の扱いしてるけど、その請求がこっちに来てるのであれば、もうこんな書き方すると紛らわしいんで、構築費用か何か、負担金か何かのほうがいいのかなと思うんですけども、そこはちょっともう一回、なぜ負担金にならないのかということをお聞かせください。

それと3点目のほうのGISが100万円弱下がってるというのは、地図の更新が2年に1回ということで、来年度はその更新に入ってないということで減額というのは理解いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。

2つ目のご質問で交付金ということで、実際ちょっと紛らわしいかなとは思いますが、こちらのほうはもう総務省のほうから協議をされまして、交付金という形で請求をお願いしますということで通達が来ておりますので、その項目を使わせていただいて交付金という形で支出させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。理解いたしました。

増田委員長 まだありますか。

谷原委員。

谷原委員 1件だけお願いします。35ページになります。2款総務費、1項総務管理費の一般管理費になりますが、35ページの上から2行目になります。定年延長例規整備支援業務委託料とあります。これは、来年度新規となっております。つまり、定年延長があるに伴う例規ということになるので、葛城市においてこの定年延長、これがどういうスケジュールでどうなるのかということについてお伺いいたします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

定年延長でございますけれども、令和5年4月1日の施行に向けて令和4年度中に条例改正を行う必要があるため業務委託をしているものですが、これにつきましては債務負担行為を設定しまして、令和3年度及び令和4年度の2か年で実施しているところでござい

す。

スケジュールでございますが、今現在、総務省から示されている想定されるスケジュールでは、令和4年9月議会での条例改正ということを予定しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これについては、65歳まで引き上げるといふことでよろしいのでしょうか。つまり、65歳まで働けるということになるわけですが、この給与体系等も含めてこれは検討されていることだろうと思うんですが、そこまでは議会にはないということに当然なりますよね。つまり、人件費全体がどうなるのかということも議会には関係してくると思うんですが、つまり65歳、今60歳ですから、65歳までになると、その5年間の分が当然、年功序列のように上がっていくわけですから……。

増田委員長 令和4年度の予算に影響のない範囲の話で。

谷原委員 そうですね。それちょっと意見ですけども、今、再任用ということでやってます。朝もトップでお話されたんですけど、再任用ですが、これは60歳で辞めた方が65歳から年金の間、年金が出ないので、段階的には今、移行措置で2階建ての部分は出てるんでしょうけれども、葛城市、この再任用の方の定年後の打ち切り、本当の定年いうんか、65歳まで再任用されてるんですか。これ、ちょっとお聞きします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

今は、一番長い方で64歳までになっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 年金接続のことなので、65歳までやってる市町村もありまして、やっぱり経験のある人材の方をできるだけ長く働かそうということで定年制が今後も施行されると思うんです、65歳まで。ですから、再任用の件についてもいろいろ心配なところもあるので、もうあと年数がないんですけども、今後のこともありましたので指摘させていただきました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 最後1回、1つだけ教えてください。51ページの2款総務費、1項総務管理費の11目防災行政無線管理費のところなんですけども、これちょっとどこに入るか分からなかったんでお聞きするんですが、多分委託料かなというところなんですけども、設備等保守点検委託料なんですけど、概要で見ると戸別受信機のところしか書いてないんですよ。この163万9,000円というところ、防災行政無線同報系保守点検委託料というところで、私聞きたいのは屋外トランペットのことなんです。庁舎の再編に絡むところなんですけども、そちらの特別委員会で質問したかと思うんですが、當麻庁舎のトランペットが除却によって撤去されると思います。この間からの火事の放送、あの放送がなくなったんで、これまで使ってなかった當麻地区の健民グラウンドのあれが代替で放送使用されてるんですけども、ほかの大字のところ、

木戸、あの辺り大丈夫なんかなという気がします。委託料とか保守点検のこれ変わってないというところであれば、今現状付いてる當麻庁舎のやつを文化会館か何かに移されるんかなという気もするんですけど、その辺りがどうなってるんか、ここでは読み取れなかったんで教えてください。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

こちらの今の51ページの設備等保守点検委託料というのは、同報系のデジタル化に向けて平成29年、平成30年にかけて整備させていただいた全体の設備の保守点検でございます。おっしゃっていただいている庁舎の多分サイレンということだと思うんですけども、そのことにつきましては12月の協議会でご説明させていただいて、委員外議員の奥本議員からのご意見もいただいた中で、その後、當麻地区の全大字、区長にご説明に上がりまして、並びにそういったことの流れについて自警団等にも説明をいただくような方向で話しさせていただいておりまして、基本的に15か大字の区長は総体的に理解をいただいたところでございます。その新たな分については、今まだそういうことは計画ではのってないというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 そのご理解いただいたんは、どうご理解いただいたんか、もっと具体的に言っていただきたいんですけども。新たな分についてはまだ何も決まってないということは、もうなくすことで理解いただいたとおっしゃってるんですか。そこをちょっと今、私分からなかったのもう一度お願いします。

増田委員長 屋外トランペットが必要じゃないですかという提案をされてるんで、それに対するご答弁をお願いします。

竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

屋外トランペット、防災行政無線の有線に代わるトランペットについては、当初、以前から答弁させていただいているように、現状の位置で考えているところでございます。新たな計画は、今考えておりません。

その大字の説明については、サイレンについては基本的には消防団の招集サイレンということでございますので、別途屯所のサイレンも鳴らすことですし、招集に関しましては消防団には一斉メール、電話等が配信されるので、それで特に問題ないということでご理解もいただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 要はもう當麻庁舎の除却に伴ってあそこのサイレンがなくなるということなんですよ。火災時の消防団への告知という意味があるんですけども、定時に確か夕方鳴ってたかなとも思うんですけど、もうそんなん要らないということで、そういうふうに理解します、これで、

そういうことなんで。やはり、何のためにあそこにそもそもサイレンを設けたかと、やはり基本的にあそこは必要やからということであつたわけですから、それに伴ってやっぱりほかでカバーできるとはいえ、音が小さくなる地域もあると思うんです。その辺りを全ての区長が自分のところの大字の中で全て確認されたかどうか、私、本当に確認されてるんかなという気はします。従来の場合でもやっぱり聞こえづらいところがあつたわけですから、それが1つ中心のところがなくなるということに対して懸念持った次第なんで、そこをもし今後またそういう声があつたら、ちょっと対応できるようであればしてほしいと思います。これはもう言いつぱなしになります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。再開は、13時40分再開いたします。

休 憩 午後0時23分

再 開 午後1時40分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書54ページから66ページの2款の最後まで地方創生関係以外の部分で質疑を行います。質疑はありませんか。次行きましょうか。

柴田委員。

柴田委員 2款総務費の57ページなんですけど、諸税徴収事業(収納促進課)の一番最後の11役務費の通信運搬費なんですけど、結構な額になってるんですけど、この内容を教えていただきたいと思います。1つだけ質問です。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本です。よろしくお願ひいたします。

諸税徴収事業の通信運搬費でございます。この内訳でございますが、軽自動車税納税済通知書送料、口座振替不能通知送料、督促状の送料、催告書送料等で、郵便代がほとんどでございます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ほとんど全てが郵便代ということで、電話代とかは入ってないんですか。じゃあ、この結構な値段を使って督促されてるんですけど、歳入のところちょっと見ると、滞納の金額が4,000万円ほどのかなりの金額の超過分が繰越しになってるんですけど、成果というのをお聞きしたいんですけども、この通信費を使っての成果ですね。徴収の成果をお願いします。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

これを何通送って何通入ってきたかという個別のデータというのは持ち合わせておらないんですが、いわゆる年間の督促とか催告というのは収入できてない方に送らせていただいているものでございます。それは現れてくるのは、やっぱり最終の徴収率とかに返ってくると

思いますので、個別のこの送って成果が幾らというデータはございません。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 何割ぐらいの成果があるのかなということをお聞きしたかったんですけども、また決算のところとかで出てくるんですか。成果というのが見えてくるというのは、私もはっきりよく把握してないんですけども、これだけの金額を使われているので、やっぱり何か形に見える金額みたいなものが示されたら納得もするなということですよ。

(「それはちょっと酷違うか」の声あり)

増田委員長 分かるような気はするけど。

(発言する者あり)

増田委員長 事務処理費やからな。

椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

令和2年度の決算ベースなんですけど、滞納繰越分の最終の徴収率が、令和元年度が22.98%、2年度におきましては30%、これも1つの成果であると考えておりますが、よろしいでしょうか。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

西川委員。

西川委員 お疲れ様です。私のほうからは、2項徴税費の57ページなんですけど、これも委託料なんですけど、12節の航空写真画像作成業務委託料、それと固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料、家屋評価支援業務委託料という3つあるんですけど、これどういったものか、その3つ教えていただけたらと思います。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

1つずつ申し上げます。まず、航空写真画像作成業務委託につきましては、令和6年度の評価替えに向けまして、行政区域内の航空写真の撮影を委託するもので、3年に1度行うものであります。人口が継続的に増加傾向にある中で、3年経過すれば土地や家屋の状況も諸々の変動が見受けられるところがございます。固定資産の賦課期日であります1月に撮影し、固定資産のGISのシステムに貼り付け、課税業務に用いますほか、統合型GISにも使用されているところでありまして、全庁的に利用されている画像でございます。

次の標準宅地の委託業務でございますが、こちらも令和6年度の評価替えに向けまして、3年に1度、不動産鑑定士に評価鑑定を委託するものでございまして、市内177か所の標準地を令和5年1月の鑑定評価により、令和6年度の土地評価額の鑑定につなげていく業務を委託するものでございます。

次に家屋評価支援業務の委託料でございますが、こちらは職員が主体的に実施すべき専門的作業、主に公権力の行使であります評価額決定及び課税業務と補助的作業、評価額決定の前段階であります評価計算を2つに分けまして、物件評価の一部を外部委託することで業務の効率化を図ると同時に、職員の経験不足等に左右されることなく一定の技術水準を安定的

に保った評価結果の維持が可能となるものでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。だから、令和6年度の改正に向けて3年に1回やるから、今年度に出してきてるということですね。航空写真のやつというのは、全庁的に先ほど使うと言うてはったんですけど、これ違う課にもなるかもしれないですけど、航空写真のやつというのは固定資産やったら山林も含まれてると思うんですけども、そこについても写真を撮っていくんですかね。

まずそれ1個と、固定資産の標準宅地鑑定評価業務で177か所というのは、どういうふうな形で抜粋をされてるのかなというところ、177か所というところを、例えばこの区域、例えば市街化区域にばっと入れる、調整区域に何か所とか、そういう何か区分けといいますか、無作為にやられてんのか計画的にやられてんのかというところをお聞かせ願えますか。家屋評価支援業務委託料というのはもう分かりました。その2点です。お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。お願いいたします。

まず1つ目の市内全域山林を含めてかということでございますが、現時点では山林も含めて市内全域を撮影する予定であります。

それから、標準宅地についてですが、標準宅地と申しますのは、市町村の状況に類似する地域ごとに、その主要な街路に接した宅地を選定しているものでございまして、葛城市内では177か所設けております。

以上でございます。

増田委員長 その177か所というのは、固定ですか、変動ですか。ずっと同じ標準地を決められて、その変動を見るとか。

葛本課長。

葛本税務課長 一応固定ではございます。ただ、その家屋の場所が変わりますと、代わりに違うものを選定し直すということがございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 まず航空写真のやつについては山林も含むということで、ちょっとまた款が違うんですけど、僕も一般質問でお話しさせてもらったように、農林課のほうで地番図を作成する、あれも航空写真を撮るんですね。撮って、それをやらはるんですよ。そやから、無駄なもんは一緒に使ってもらったらええん違うかなと。まあまあ言うたら、それこっちの固定資産税、税務課のほうで使わはったやつというのも流用できるかなと思うんです。そやから、その辺も横のつながりというのを、同じことを2回やらんでええん違うのということが1つ、それまた確認しといてください。

この177か所というのは、やっぱりさっきも言われたように、今、葛城市に住宅も増えてきてますんで、やっぱりそれは路線価もいろいろ値段も変わってくると思いますねやんか。そやから、ちょっとそれは見直しを含めて葛城市の今の現状に合ったような形で抽出しても

らうほうがええん違うかなと思います。これは意見で言うておきます。

以上です。

増田委員長 航空写真の情報の共有化はされてんのかは答えられますか、葛本課長。航空写真の情報の共有化は、課内、庁舎内で共有化されてんのかはお答えできますか。

葛本課長。

葛本税務課長 GISの統合システムについては、共有化しているのはもう過去からさせていただいているんですが、今お聞きしました農林課の撮影のことについては今聞いただけでございまして、撮影のタイミングとかというの、税務課としてはやっぱり1月1日を基準に撮影したいと思っておりますので、そこが可能なかどうなのかというのは検討する必要があるかと思えます。

増田委員長 今回の予算で航空写真を撮ったこのデータは、ほかの課にも使えるようなシステムになってるんですか。

葛本税務課長 なっています。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の関連質問ですけれども、航空写真とそれから土地ですよ。その評価については、これは専門的なものですから、3年に1回業者のほうへ委託を出すと。問題は、この家屋評価支援業務委託料のほうなんです、これについては今お聞きすると、職員が基本的にやるんですけども、これは安定的に計算して正しくなるように、一部は業者に、ある分は委託しながら職員のその力量も高めていこうということで、これは予算の概要にもそういうふうな内容が書いてあるんですけど、だからこれは3年に1回ではなくて通年でやるものなのかどうか、そのことについてお伺いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございまして。

今おっしゃっていただきましたとおり、家屋評価につきましては毎年のお話でございまして。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これまではどうしてたかということなんです。職員はどうやってやってはったんかと。これ、結構あるんです。いろんな家屋評価へ行くわけですよ。うちの家が何でこれやねんと、隣がなんであれやねんと。主観的評価が入ってたんやなということ、いろんなことがあるんです。職員と親しいからまけてもろたん違うかとか、いろんなことがあるので、何かそんな噂ですよ、これね。噂がそういうことで出るので、これまではどうだったのか。これをこういうふうにした、これまでもこうだったけれど、これをもっとこうするということの、そこを説明していただけたらと思えます。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございまして。

今まででしたら、家屋の担当の者がお宅のほうにお伺いさせていただいて、中に入って全部調べさせていただいてというような評価の方法をさせていただいておりました。もちろん、

総務省で決める評価基準に基づいてのものでございます。ただ、皆さんご承知のように、宅地の開発がどんどん増えてきておりまして、各職員に係る比重が相当なものになっております。そろそろ限界かというところまで達しております。ただ、職員の回転サイクルも早いですし、かといって職員の数を増やしていただくというのなかなか難しいところがございます。今回、可能な部分については外部に委託して専門性を高めよう、また職員に対してそれも返していただくということでお願いするものでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 そういう形で大きく変わっていくということなので、またこれ税に関わることで、どういう結果が出て、市民からどういうふうなことが出るのか、また見ていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。55ページ、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の中の固定資産評価審査委員会の事業で、報酬が3人分14万3,000円。これ、前年度に比べて半額になっている理由をまずお聞かせください。

2つ目、その下のふるさと応援寄附事業の委託料なんですけども、ふるさと納税についての、まずここで聞いていいかどうか分からないんですけど、他市へふるさと納税された場合、どういう件数をそこ見てらっしゃるか。他市に流れていく税収のところ、その件数と金額と市民税の控除額をどれくらいで予想されてるかというのと、その言い換えになりますけども、他市でされたふるさと納税の75%が地方税に参入されて戻ってくるんですけども、要するに残りの25%は市税の減収となる見込みなんで、その減収見込みを含めてお聞かせください。それと、ここには企業版のふるさと納税に関する予算立ても含まれているのかどうかも含めてお願いします。

3件目、次のページ、56ページと57ページに関係するところなんですけども、使用料及び賃借料の中で、これは税務課の賦課管理事業にもありますし、軽自動車税のところにもあります。このASPという表現なんですけど、アプリケーション・サービス・プロバイダーとって、20年ぐらい前の表記なんですよね。今はもう主にクラウドという呼び方に統一されてると思うんですけど、あえてASPと呼ぶということは、何か特殊なシステムを使っているのかというところ、そこをお聞かせください。この3点お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。お願いいたします。

まず1つ目の固定資産評価審査委員会の減額の理由でございますが、令和3年度は3年に1度の評価替えの年でございます。審査申出をされる件数が多いかもしれないということで、委員会の回数を増やして予算要求をさせていただいておりました。令和4年度につきましては通常になりますので、減少しているということでございます。

それから、次のふるさと納税でございますが、他市への寄附額の見込みといたしましては、

件数にいたしまして1,500人足らず、額にして1億2,000万円を見込んでおります。これによりまして、市民税の控除額は令和3年度と比べますと約5,000万円の減少を見込んでおります。これに対する交付税の措置は約3,800万円を見込んでおりますので、影響額といたしましては1,200万円の市へのマイナスかと見ております。

それからASPですね。ASPシステムでございますが、おっしゃっていただいておりますようにアプリケーション・サービス・プロバイダーの略語でございます、LGWAN回線を介してサービスを提供する事業者のことを言うものでございます。総務大臣が指定しております地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタから受託事業者が連携して情報を市がもらうというもので、ASPという言葉なぜ使い続けているのかというのは、申し訳ございませんが、私、今分かりかねますので、またお調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

奥本委員 抜けてます。企業版ふるさと納税がここに含まれるのかどうかという。

葛本税務課長 すみません。企業版ふるさと納税はここには含まれておりません。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず1点目の固定資産評価審査委員会のやつは、昨年度は3年に1回の評価替えということで、委員会の回数を多く見込んでいたためということで了解いたしました。

2番目のふるさと応援寄附事業のところ、本市から外へ出ていったところの減収分、約1,200万円ということで了解いたしました。実際のところ、この予算立てのところこういう形になっておりますけども、またこれが今後増えていって市税の増収のほうにうまくいくところを期待しておきます。

企業版ふるさと納税がここに入っていないということだったんですけど、これはどこにそしたら入るのかどうか、2つ目の質問としてお願いします。

それと、ASPのシステムの表記が、これがなぜかというと、LGWAN使った国のところなんで、そこはもう変えれないというふうに私理解しましたので、これはもう結構です。

増田委員長 企業版は農林課ですか、商工観光課ですか。どうなんですか。そこは分かりますか。

吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

企業版ふるさと納税の部分は令和4年度はございません。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 令和4年度はないということで、ちょっと残念なんですよ。一般のふるさと納税と違って、これは企業にとっても税控除が非常に大きくてメリットも大きい。市にとっても返礼品を用意しなくていいというメリットもありますので、この辺りやっぱ増やしていったほうが増収のアップにつながりますんで、ないというよりも、これだけは努力するというような感じで答えてほしかったんですけども、今後ともその辺の検討をお願いしたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 1つだけ、59ページ、概要のほうの20ページの一番下の個人番号カード関連事業なんですけども、概要のほうの47.7%、これ去年から頑張ってもらってて、いろいろ僕もアイデア考えたりして、どうやって増えていくのかなと思ってたんですけど、昨年と今年比べてどれぐらいの成果があったのか。どんなことをしてこうなったのか。今、子どもらにもチラシ配ったりしていただいていると思ってるんですよ。僕、家にありましたから。僕の子どもの名前が付いて。それは誰がやってるか分からないですけども。これから取りあえずどんだけ去年と今年で成果があったのか教えていただきたいです。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課、増井でございます。よろしくお願いたします。

マイナンバーカードの交付枚数の成果でございますが、令和4年3月6日現在で1万8,081枚、率に直しますと48.1%になっております。これは、令和3年度に限って見ますと、枚数は7,056枚です。令和2年度が6,418枚ございましたので、約500枚増えているというところでございます。

それから、どのように啓発をしてきたかということなんですけれども、いろいろ健診の場所であるとか人が集まられるところに出向いて出張申請をするというふうに計画はしてはいたんですけども、コロナの影響でそういったところに出張するのは控えるということで、しておりませんでした。

今おっしゃっておられましたように、年代でいきますと、子どもの年代の交付が少ないということも分かっておりますので、子ども向けにということで、国のほうもキャラクター付きのカードのケースも提供いただいておりますので、まず市内の幼稚園、小学校、中学校、それから保育園、保育所に関して、そのようなチラシのほうをお配りさせていただいております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そうやっていろいろやっていただけて、今現在、全国的にこの47.7%というのが、他市とか他県とか比べてどれぐらいの位置にいてるのか。頑張っているのは分かっているんですけども、比較対象が僕分かんないんで聞いてるんですけども、上なのか、めっちゃ頑張ってるのか、あんまりなんかというのが分かんない。

もう1個お聞きしたいんですが、もともとこのマイナンバーカード、いいイメージを持たれてない方もおられるし、よく分からんと言っておられる方がいて、皆様の努力でどんどん増えていったんですけども、もともと要らん層というの、やりたくないという層がここに残ってるとしたら、あともうちょっと、だから、伸び率が悪くなっていくような気がするんですよ、これから。今までは知ればやってくれる、ポイントつければやってくれるという方が多かったんですけども、大前提やらないという方もおられると思うんですよ。やらないというか、やりたくないやね。だから、そういった方々はずっとやられないですけど、これから今までみたいに増える、右肩上がりに上がっていくような気がしないんですけども、その辺の対策、

来年度こだけお金かけてやるわけじゃないですか。どういった対策を考えられているのか。僕、前、アルルとかでも、橿原市やってる横でも行ったらええがな。これはコロナでできなかつたですよね。スーパーとかでも行ったらええがな。でも、コロナでできなかつた。今年はそういうこともできそうなんですけど、何かほかにも斬新なアイデアみたいな、僕いろいろ考えたんですけどもうなかなか斬新なアイデア出てこないんで、どういったことをされるのか。多分、若干頭打ちで、それ最初の他市との比較等聞いてみたいんですけど頭打ちなかなかと思ったりもするんですけども、どういった考えでやられてるのかお聞かせ願えますか。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 増井でございます。

現在の葛城市のこの交付率がどれぐらいの位置にあるかということなんですけれども、まず全国的な率としましては、令和4年2月1日現在ですけれども41.8%です。奈良県が同じく令和4年2月で46.1%でございます。奈良県は全国的に見ますと、宮崎県、兵庫県に次いで3番目に多いということになっております。奈良県で一番多いところが橿原市56.8%、御杖村56%、それから生駒市が53.1%というふうになっております。葛城市は奈良県内でしたら12番目の位置でございます。

それから、マイナンバーカードをもう作りたくないと思ってる方はやはりいらっしゃると思います。国のほうでも第2弾のマイナポイント事業、この1月から始まっておりますので、それもPRしながら交付に努めていきたいと思っております。対策としましては、今年できなかったことをできればと思っております。まず、市内には大きな商業施設もございませんので、市の施設での活動の場であるとか、市内のスーパーなど行けるようであれば行きたいと考えております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。今の数字見て、悪くはないけどというところでもんね。まあまあ頑張っていると思います。ほんで、ほかの市と比べてもまだまだ余力がある。ここぐらいまでは頑張っていけるような数字が見えたと思うんです。それを今年どれぐらいの目標をされてんのかは分かんないですけども、引き続きせっかくあるんだからという話で一生懸命やられてんのは分かってるんですけども、目標を持ってやっていただければなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ。58ページ、2項徴税費の中の諸税徴収事業の収納促進課のところの11節役務費の中に入ると思うんですけども、公金取扱手数料というのがあります、331万2,000円。これの説明に当たる箇所が予算の概要の20ページの中ほどのところにあるんですけども、その公金取扱手数料の下の①のところでは新規というところで、スマホアプリによる納税を開始するための経費とあるんです。これはどこに含まれるのかなというのが分からないんで、教えて

ください。そのスマホアプリによる納税を開始するための経費というのは、これちょっとイメージが湧かないんですけども、スマホアプリの上から何らかの電子決済で納税できるという画期的なシステムなんですかね、これは。ちょっとその辺がイメージわからない。具体的にどういうものかというのを教えてください。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

今お問いのスマホ決済アプリでございますが、公金取扱手数料の中にこの手数料というのが入っております。この仕組みと申しますのは、今現在、コンビニ収納で使用しておりますバーコードというのが入ってるんですけども、それをいわゆるP a y P a yでありますとか、それをスマホで読み取っていただくと、それで納税できるという仕組みでございます。当然、手数料はかかります。コンビニと同じ手数料はかかるので、窓口を持ってきていただいたり、銀行の窓口を持ってきていただいたり、もしくは口座振替に比べては高いですが、若い方の納税というのは興味を持っていただけるのかなと思っております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 この50万円については含まれているということで理解いたしました。今、ご説明聞いて、従来のコンビニの納付のバーコードを読み取ったら自宅ですることができるということですよ。これ、すごい画期的やと思うんですよ。これ、ほんまに手数料は高いかもしれませんが、うまくいったら、その辺の税収までのタイムラグが非常に短縮されるんでメリットは非常に大きくて、ちなみにあと、もうこれは聞かれへんか。葛城市独自のもの、ほかもやってらっしゃるんですか。私、知らなかったんで、すごいなと思うんですけども、もし最後教えてもらえるんやったら。

増田委員長 どうぞ。

椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本です。

もう一度お願いできますか。

奥本委員 このアプリからできるシステムというのを使っているのは葛城市以外にはありますかということ、葛城市が初めてなんか。

椿本収納促進課長 ほかに使ってるところはありまして、市だけで言いますと、うちとあともう2市が今年の4月に始める。これで全12市は対応になる予定です。町村についてはちょっと分かりませんが、スマホアプリにつきましては全国的に既にやっておられると思います。

以上です。

増田委員長 ほかより遅れてるということですね。

奥本委員、よろしいか。

奥本委員 もういいです。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、ここで暫時休憩いたします。5分後でよろしいか。20分から再開いたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時20分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、2款総務費の51ページから54ページの地方創生関係の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

どうぞ、杉本副委員長。

杉本副委員長 53ページですよ。真ん中ら辺にあります市内消費、このクーポン券発行等業務委託料9,051万円。これは何をされるのか、ちゃんと説明していただきたいと思います。もうこれ3回しかできないんですけど、多分誰かが追加質疑入れてくれると思うんで、そう信じて、まずは分かりやすく、9,000万円使って何をされるのか。これ、ちゃんと行ってほしいんは、何を委託してというところまで、もうわかって委託しようとしている。例えばクーポンを印刷するのにこだけかかる、銀行手数料がこだけかかるというのはもう分かっているんですかね。その辺を教えてください。何をしてどこにどうやってお金が流れていくのか、お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本副委員長のご質問、市内消費活性化事業についてご説明させていただきます。令和3年度に事業者支援といたしまして、市内店舗に使用できるクーポン券を、葛城市に住民票を有する全市民に配布する事業でございます。クーポン券につきましては、市内の店舗で大規模な商業施設でも使用できる共通券を500円券2枚、小規模な店舗でのみ使用可能な限定券500円券の2枚、合計2,000円の券を配布する予定にしております。このクーポン券は1回の買物で1,000円以上に対してクーポン券1枚を使用することが可能と考えております。今回の配布する数といたしましては、葛城市の人口を3万7,754人と想定いたしまして、500円券4枚の2,000円券なので、それに3万7,754人を掛けますと、その費用が7,551万円となります。また、事務費を1,500万円想定してございまして、その内訳についてはまだこれからなんですが、何を考えておりますかといいますと、振興券の印刷、振興券の広告、ポスター、ステッカーなどの広報物の印刷、また案内書面や振興券の封入、封緘、参加店の開拓業務、また商品券の換金用のツールの制作、また郵送費用、また振興券の換金の業務、またコールセンターの業務、以上のようなことを想定して、現在考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そしたら、次の質問で、一旦これは置いて、これは他市、他県とかもいろいろやられてるんですかね。葛城市独自の政策なのか、ほかもやられててやっているのかですよ。他市とかやられてんねやったら、他市の値段もぶっちゃけ言うたら2,000円なのか、2,000円配るのか。他市はやってるけど、500円ですなんやったら、やるじゃないとなると思うんで

すけれども、他市がやっています、1万円ですやったら、駄目じゃんとなると思うんですけども、2,000円なのか、これは決まってるのか。その辺が分かんないんでお聞かせ願いたいのと、もう1個だけ、今までもクーポンいろいろやられてたじゃないですか。どうでしたかということですよ。どうでしたかというのは、もらった方は使いますよね。じゃなくて、僕、前から言ってる、市内の昔からやられてる小さいお店、飲食店にちゃんと流れてるのというのが気になるんですけど、その辺の経済効果があったからこれやるんでしょうけど、その結果を1回、そんな細かく分かんなくてもいいと思うんですけど、大体でもいいと思うんですけど、お願いできますか。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 私どもが分かる範囲でまずお答えさせていただきますと、葛城市の実施状況、今までの状況から申しますと、令和2年度にプレミアム付商品券、いわゆる2,000円の券をプレミアム率100%で市民の皆様で希望される方に販売いたしました。その事業に続きまして、今、令和3年度にはワクチン接種された方に対しまして、地域振興券1,000円券をお渡しさせていただくという事業で、実際、業者に私も聞きましたら、換金率は95%を超えてかなり高いと聞いていますので、経済効果としては大きいというふうに聞いております。ただ、私、担当でないので、大きい店、小さい店と申しますと、大型店のほうが利用者が多いとは聞いています。

それと他市の状況なんですけども、金額はやっぱり他市の状況は予算額に応じて金額も違うとは聞いてるんですけど、具体的には例えば香芝市幾らかまでは、私、存じ上げておりませんので、よろしくをお願いします。

増田委員長 東室長。

東 新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室、東でございます。

実績の件、今、杉本副委員長が聞いていただいていると思います。この前やりました接種2回目の方に1,000円の商品券をお渡ししてという部分でございます。それで、この前1月末で上がってきた実績によりますと、どういう店舗かという部分でございます。市内の小さい店舗で申しますと、これ名前言っているんですかね。

(発言する者あり)

東 新型コロナウイルス対策室長 小さい店舗もありましたし、ベスト5を今思い浮かべたんですけど、小さい店舗もありました。やはり残りの4つは大型店舗ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 最後なんで、効果があると思うんですけども、1個だけお願いしたいんですが、この券を使える店、葛城市内の使える店、100%ですかということなんです。全部のお店で使えるわけじゃない。いろいろ僕、知り合いとかに聞いても、もうええよと言わはるんですけども、そこを僕は言うんですけど、やっぱりもうええわ、そんなんとかいう方もおられる。でも、市内の一番僕が使ってほしいんは、そういう昔からやられてる小さい飲食店であったりというところやと思うんですけども、やっぱりそこを、これからやるかやらんか分からない

ですけれども、できるだけ100%に近づけていていただきたい。分かると思うんですよ、どこか。どこが入っておられないかというのは。そこは再度案内に行くなり、通知というか、何をしたらいいか分からないですけど、僕からももちろん言いますが。でもなぜか、何でなんだろうね、あれ入ってくれへんのね。それは僕ら使う側が言うたらちょっと難しいところがありますけれども、その辺の努力を更にやっていただきたいです。取りあえず終わります。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 クーポン券発行等業務委託料で、中身は分かりましたけれども、1つお伺いしたい。関連なんですけれども、前回プレミアム有的时候に、加入店について、このお店で使っていただけますよというのを全部配布されましたよね。今回も同じようにされるのかどうか。というのは、あれを見たときに、ああこんなお店があるんやと。地域でこんなお店があつて頑張つてはんねんというふうなのがあつて、やるということであれば、まだ具体化はないということですから。

それから2番目ですけど、これ1,000円以上買わないとこの500円券が使えないと。ということは、1,200円使えば700円で500円が使えるということなんですけど、これ、それはそれで消費喚起だというふうにおっしゃるんですが、私、前回、プレミアム付商品券、4,000円使えますよ、2,000円出したらというので、この2,000円が出されへんから苦労してるという人の声も結構聞きました。だから、もうこれ換金はいいと、何で2,000円ぽーんと、2,000円分使えるように出してくれへんのやと散々聞いたんです。本当に所得の低い人にとつたら、これが結構大きいんです、心理的にね。そうでない人は、何やこれぐらいのお金と使える人はいいんですけれども、これ引き下げることはできませんか、1,000円以上をね。500円以上とか600円以上とか。何かそれはそのほうが使ってくださいよということで行政がやられるのは分かるんですけど、使う側は何で気前よくそういうふうにはぽーんとやってくれへんのやと。まず金額が少ない、何かそういう限定が付くと。よそ、違うでという声も聞くんですよ。だから、そこを僕はもうちょっとすっきりいったほうがいいん違うかなと単純に思ってるんです。ちょっとご意見をお聞きしたいんです。この2点、お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 谷原委員の1つ目のご質問、業者の店舗の紹介できるのかということで、事業者を募集しまして一覧を配布します。また同じように考えております。ただ、それ以降でも追加でもしありましたら、ホームページで対応するという形で考えております。

それで2つ目の質問、ちょっと私、2,000円の、お願いします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 我々の中でもそういう議論はありました。どう税金をどう使うのか、今回ちょっと金額はずれるかもしれませんが、9,000万円で事務費がかかりますので、500円で500円だったら、例えば事務費が1,500万円だったら、もう9,000万円で7,500万円の経済効果だと。1,000

円で500円だったら1億5,000万円の経済効果だと。どちらがいいのかというのを考えると、やはり税金を使ってそれ以下の経済効果というのは行政としてどうなのかというのもありました。1,000円出せないという方ももちろんいらっしゃるのかもしれませんが、期限も結構ありますし、コンビニとかでも結構使えますので、そういうのを考えると、毎回毎回1,000円というのは難しい、1日1,000円というのは難しいかもしれませんが、1週間で1,000円の買物、1か月で1,000円の買物という、日用品でいうとあり得るのかなというのが我々の感覚ですね。そういうご意見があるというのはもちろん考えた上で、今回やっぱり経済効果と、税金をどれだけ有効的に使うのかというのを考えた上で、ほかの自治体の同じような1,000円で500円というのはありますので、そういうのも参考に、今回こういう設計をさせていただいたということです。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ほかの方も意見があるでしょうから、もうこれで最後にしますが、私は経済効果というの、それだったらそういう考えも分かるんですが、私は経済支援という観点もあると思うんですね。この間、私がよく聞くのは、やっぱりマスク。マスクが高いと。毎日替えますよね、この不織布のマスク。家族の方が、4人家族だったら4枚使うわけですよ。何かこういうのを支援してくれへんのかなと。最初、マスクをお配りしましたよね。足らへんからということで、阿古市長のときはね。これは経済支援じゃないんです。経済支援かな、その地域の経済効果というもんじゃなくて、そういうコロナでお困りの方に行政としてそれは現物を出したわけですけど、そういう考え方もあるので、下げていただいたら嬉しいという意見だけ言うときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私、53ページの2款総務費、1項総務管理費の一番下、学校情報化推進事業の教材備品購入費についてお伺いいたします。まず、これ予算の概要を見ましたら、18ページのところで電子黒板、大型プロジェクター等と書いてますよね。プロジェクター型の電子黒板の導入ということで理解するんですけども、ちょうどこの3月議会の一般質問のときに、電子黒板を早く入れてくださいよと言ってたわけなんです。そのときの根拠として、平成28年に奈良県教育委員会が調査した県内の39市町村、要するに全部の市町村の中の電子黒板の普及率でいくと、葛城市が39市町村中29位。しかもその際は、今現状ある電子黒板じゃなくてプロジェクター、プラズマテレビです。前市長時代にいただいた単なる大型モニターのことを電子黒板として入ってたんで、実質は最下位だったんですよ。それが今回やっと整備するに至って嬉しい限りなんですけども、どの程度のところまで、それぞれの学年のクラスは分かるんですけども、特別教室なんかはどの辺りのところまでの整備を見込んでいらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

それと、時間があるからということで、もう一つだけ言わせてください。その上のほうの公共交通無償化事業、公共交通無償化事業補助金として130万円ありますけども、これは分かるんです。コロナがあるからということなんですけども、私、この本当の意味するところ

は、市民のためじゃなくて単なる公共バスの乗車率を上げたいためじゃないかと。そここのころの本音をもし聞かせてもらえるんやったら聞かせてほしいと思いますんで、実際のところどうなんでしょうか。この2点お願いします。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、ご質問ございました学校情報化推進事業の中の教材備品購入費、こちらで委員おっしゃっていただきましたとおり、電子黒板の購入ということで上げさせていただいております。その範囲でございますけれども、購入の内訳ということで申し上げます。中学校の1年生、2年生、3年生の普通教室31教室と、小学校5年生、6年生の普通教室27教室に電子黒板と書画カメラを購入するという事で予定いたしております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひします。

ただいまの奥本委員のご質問、公共交通無償化事業につきまして、まず公共交通に関する事業といたしまして、地域の活性化と市民の皆様への支援策といたしまして、令和3年度に引き続きまして令和4年度にも公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を市が負担するという事で、利用者の方には実質無償という形で実施させていただく予定です。それで、直接は事業者支援なんですけれども、実際、事業者については、収入が充たるか市の補助金が充たるかということでございますので、市民の方が負担ないという点では、今、落ち込んでおります利用者数が戻るのではということで、令和4年度にも継続して実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 公共バスの無償化の話のきっかけは昨年なんですけど、ワクチン接種に実はあったんですよ。ワクチン接種するのに、最終的にはお帰りの際には無料のタクシーを準備させていただくかたちですとか、なかなかそのワクチン接種会場まで行く交通費がどういう形がいいのかなといろいろ考えたんですけども、その1つの方策として、公共バスが使える方は無償化にしようという考え方がありました。ですので、スタートの考え方は外からスタートしております。ただ、無償化した中でコロナの感染が少なくなってくれば、当然のことながらそれを使っただけで外へ出ていただきたいなという思いもありましたし、今年の令和4年度につきましては、どちらかというところの思いのほうが強うございますので、年配の方お使いいただける方がおられましたら、できるだけそれを使って外へ出ていただきたいなという思いがございます。それと……。それだけにしておきます。余計なこと言うのやめときます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、学校情報化推進事業の電子黒板ですけども、私、普通教室全部かなと思ったら、中学校は全部ですけども、小学校は5年、6年のみということなんで、ちょっと残念だなと思います。書画カメラと一緒に入れられると、これは実は現場の先生は

もう自分のポケットマネーで用意されてる方が何人かいらっしやって、何でこんなぐらい行政で買われへんねんと思うてましたんで、そこについても私、非常に好感持てます。ただ、やっぱり国の方針、文部科学省の方針からいくと、全普通教室はもうこれは必須というふうになってますんで、小学校の今から行ってる1年生から4年生まではまだということなんで、できるだけ早くその辺の整備を進めていただけたらと思います。

それと、公共バスの無償化のところですけども、いろいろ経緯は分かりました。ただ、無償化したから乗る方が増えるというのであれば、逆にこれ有償化したらもうその方は乗らなくなってしまうか分からないので、ますます乗車率に関して苦しくなっていく。だから、根本的にやっぱりその乗車率を上げるためにはどうかというその小手先の無償化に頼るんじゃなくて、もっと根本的などういふアクセスしやすい場所、あるいはダイヤの組替えがいいんか分かりませんが、そこを考えていくのが一番先決じゃないかと。そうしないと、この事業については問題はほかにもいろいろありますんで、どこかでやっぱりその辺を考え直すときがもう来てるんじゃないかと思っておりますんで、そこはもうお願いするという形で終わっておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 今の奥本委員の電子黒板の話なんですけども、これ何台入れるとかは分かるんですけど、これ僕よう分かんのが、どういうふうな使い方をされるのかというところを教えてください。その辺の説明をお願いいたします。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

どういう使い方をするのかというところでございます。まず、その今、各教室に入っております奥本委員おっしゃっていただきました大型の提示装置、それと電子黒板、これとの大きな違いというところでご説明させていただきますと、今置いております大型の提示装置というのは、教員がパソコンのほうでいろいろ資料などを用意したものをそのまま大きな画面に映すという機能と、あとテレビの機能、あとDVDを映すというその機能しか今の大型提示装置にはございません。けれども、電子黒板を使うというふうになりますと、その大型提示装置のところに映されたデジタル教科書であるとか、先生が用意した資料というところ、スクリーンやディスプレイにそのまま直接マーキングをしたり書き込みをしたり、またそのスクリーン上で拡大や縮小、その画面を保存したりといった機能がございまして、もっと活用の幅が広がってくるということがございます。例えば、授業中でしたら、そのデジタル教科書を使って画面に映し出された画面というのを、先生方はその画面のみでタッチペンや、手でもいけるんですけども、そのままページをめくったりですとか、次の展開に進んでいける。また、マーキングできますので、児童や生徒たちはそのまま同じ前を見たまま授業ができるといった、そういったこともございます。先生はそのパソコンに一々戻ることなく、その電子黒板の前ですっと授業ができるというようなことが大きなところではないかというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 僕、イメージではそのタブレットを生徒らが持つてはるやつに、そこに先生が書いたやつがその生徒らが持つてはるところと一緒に映し出される、そういう認識でいいんですか。今までの黒板というのもあるんですよね。今までのもうチョークの黒板というののもあって、プラスチックの電子黒板というのがある、タブレットを使いながら見るというような。僕、それ全然分からへんのですよ。昔からのこれしか分からへんから。教室におる人はそれでええんかもしれんけど、結局、自宅学習というか、学級閉鎖とかなったときにも、これがあれば学校に来てるような形での授業が受けれると。じゃないのか。それは目指すということですか。要は、自宅ですっと学校来てない子らも、この電子黒板があれば同じような授業がそこで受けれる、同じというか、その教室におるような授業が受けれるというようなイメージかなと思ったんですけど、また違うんですか。ちょっとずれてますか、質問が。よう分からんのです。

増田委員長 いやいや、可能でしょう。つながってんねんから、飛ばすことも可能やいうことでしょう。

椿本教育長。

椿本教育長 ただいまのご質問ですけれども、基本的にはオンライン授業という子どもたちに流すときには、録画したものを流していく。録画といいますか、ビデオカメラ、画面を通したものを流していくということですので、電子黒板というのはその黒板の中にいわゆるコンピューターが入ってるということで、操作はできるんですけど、そこからすぐに子どもたちにいわゆる授業の通信をするというのは、一旦はパソコンを通さないと、今の今回導入する電子黒板の中にグーグルというのが入っておればできるんですけども、それを今、業者のほうとも相談させていただきながら、可能であればそれができるといふふうに思っています。

ただ、今もオンライン授業は、家庭におる子どもたちにも流してるところはあるんですけども、その場合は先生方は個別に子どもたちと同じ小さい画面に、例えば30人の子どもたちと会話をしていくんですけど、それがいわゆるモニター型の大きな電子黒板になりますと、子どもたちの表情も先生方はつかみやすいというような利点はございます。そういった意味で、電子黒板を導入してオンラインに対応していくということは幅が広がっていくというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。そのグーグルという機能があれば、それに対応していける可能性があるということですね。ぜひともそれやってもらったほうがいいん違うかなと思うんで、それは検討していただきたいと思いますし、あとやっぱり奥本委員言った、こんないい機能やねやったら、小学校の1年生から4年生もやっぱり入れたるべきかなというところで、今回はこの予算の加減でしんどいんかもしれんけど、これはやっぱり入れていく方向で検討していかんかあかんと思いますけど、これも質問なしですね。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は53ページの2款総務費、1項総務管理費、53ページの下の感染症予防対策員配置事業ということで、概要につきましては18ページで、令和3年度の予算に比べて今回の当初予算300万円ほど減額になつとるんですけども、これもう先を見越してはるということですか。もう収束するいう、何かそういうふうにはしか捉えられへんねんけども、どういうふうには捉えたらいいんでしょうかね。そこら、300万円いうたらもうかなりのもんですよ。そこらの考え方をどのように捉えてはるか、ご説明ください。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。よろしくお願いたします。

感染症予防対策員配置事業、こちらのほう、令和3年度の当初予算におきましても1学期分ということで取りあえず計上させていただいております。その後、感染状況を踏まえまして2学期以降もということで、予算で計上させていただいたというようなことでございます。令和3年度の当初予算におきましては、基本的には1校につき2名で7時間勤務、週5日来ていただいて、各校合わせまして週に490時間ということで来ていただく予算を組ませていただいておりました。令和4年度におきましては、各校の実態に合わせて予算のほうを計上させていただいております。それぞれの学校において必要な時間数の配置というのをさせていただいておりますので、7校合わせまして435時間で勤務していただく予算を計上させていただいております。それぞれ、各校において必要な時間ということで、今まで勤務していただいている中で適正に配置されているのではないかとこのように考えておりますので、その分が前年度よりも減額になっているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 当初1校につき2名で、それで7時間で週5日来ていただいているという、この時間は出てるのに、適正配置考えてまた少なくなるということはあるんですか。これ、ちゃんと適正にそういう価格でそうなつとるんですか、予測で。当初の490時間、これが普通当たり前に考えた場合はこんだけの時間は必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、ではないんですか。僕の認識、よう分からんので、ちょっと。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 各校、大きさいろいろございます。490時間というのは、1校当たり70時間というふうに算定されるのかなというふうに思うんですけども、今回、令和4年度で組ませていただいている各校の時間数というのを参考に申し上げたいと思います。新庄小学校で75時間、忍海小学校で50時間、新庄北小学校で50時間、磐城小学校で75時間、當麻小学校で50時間、新庄中学校で75時間、白鳳中学校で60時間、これぐらいの時間数で令和3年度の2学期以降、ずっとこのような実態で勤務していただいているのが多うございますので、今後もそのような勤務時間ということで来ていただくということで予定しております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 きっちりとした時間を算出して、この予算やということやと思います。いずれにしましてもまだまだ先が見えませんが、しっかりと予防対策費、学校の職員の消毒作業の負担を軽減するという、子どものそういう感染リスクを抑えるという、こういう大事なところを担っていただいている対策員の方なので、しっかりとそこらは漏れ落ちのないようによろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点ほど質問させていただきます。概要のほうで見たほうが分かりやすいかと思うんですけど、18ページです。聞きたい内容については感染症拡大防止事業ということで、2款総務費、1項総務管理費の13節地方創生臨時交付金事業をやってますけど、その感染症拡大防止事業ということで、ここで買われてる医薬材料品、それから消耗品ということが、各課ごとによろしく上がってるんですけど、具体的には何なのかということも1つ聞きます。

それから2つ目ですけれども、これは前にもちょっとお聞きしたことがあるんですが、同じものだったら一括購入というか、入札にかけるとして一括で購入して、業者がその都度、必要な分をそれぞれの課に配送すると。一括購入やからどっとためておくと、消防法の関係で消毒液、アルコールなんかためることはできないと、前回そういうご答弁いただいたことがありますので、しかしながら同じものだったら一括購入して業者に、今度またこれ持ってきて、これ納品してくれというふうにいけば、各課ごと手間が省けるような気がするんですけど、どういう形でそういう入札及び配送されようとしているのか、各課がそれぞれ随意契約なりでそれぞれ購入していかれるのか、一括購入でやられるのか。この点お聞きします。

それから3番目ですけれども、学校教育課については、令和4年度は事務局費、感染症拡大防止事業で実施ということになってます。後で聞けばいいかとは思いますが、学校教育課の場合は小・中学校がありますから、幼稚園もありますから、それは学校教育課で取りまとめてそちらに配送されるということなのか。そこら辺のイメージが分かりませんが、よろしくお願ひします。

増田委員長 東理事。

東 新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室、東でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えしたいと思います。まず私どもの分でございます消耗品、医薬材料費等250万円でございますけれども、まず私どもからはPCR検査キットでありますとか、当然、マスク、それとあと医薬材料費に行きますと、アルコール消毒液を購入予定しておるところでございます。生活支援の食料品ということもこれに当たってくるのかなというふうに思っておるところでございます。

それとあと、一括購入できないかという部分でございます。これは、前回の令和3年度のところでも委員とお話しさせてもらったかと思っておりますけれども、一括して買ったほうが安いんじゃないかというご意見でございます。私ども、アルコールが、あのときもお話しさせて

もらったと思うんですけども、品薄の場合は一括購入をさせていただいてお配りしたという経緯がございます。ところが、今現在、世間を見渡してみますと、アルコールの需要も結構安定をしてきておりますので、要は要る分だけ自分ところの課で買う、それでやってもらうということでございます。その部分に関しましては、そう価格の大差というものないように業者のほうもお聞きしております。不足のないようには準備しておかなければならないという部分、どういったところでこの施設がどれだけなくなるかという部分、ちょっと見えない部分もありますので、各課で対応していただくということでございます。

以上でございます。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

学校のほうにつきましては、幼稚園、小学校、中学校全て学校教育課のほうで一括して購入いたしております。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

生活安全課で計上しております需用費、消耗品でございますが、こちらは災害時等台風等の避難所開設の際に避難所で使うパーティションの費用でございまして、基本的には一時的には、基本的に開けるゆうあいステーション、いきいきセンターには30セットずつは一旦備蓄はさせていただいているんですけど、今後、台風シーズン等迎えた中で、何回か繰り返すときに必要な分ということで計上させていただいている分でございます。

以上です。

増田委員長 よろしいか。まだ足らんですか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。それぞれの課でいうのも大変なんであれですけど、ちょっと安心したのはPCR検査キットですね。これも購入されるということなので、十分な数があって職員の勤務においてこれが十分有効に使えたらいいなというふうに思いますが、一括購入については学校教育関係は一括購入で小・中やるということなので、これも庁舎でそれぞれの課でそれぞれというのもあると思うんですけど、またご検討願えたらと思います。

以上です。

増田委員長 PCR検査キットはどのような流れになってるんですか。関連で聞いておきます。

東理事。

東 新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室、東でございます。

PCR検査キットでございますけれども、キットを私どもで何セットか購入いたしまして、それを個人、ちょっと疑いのある方にお渡しします。それで唾液を取りまして、そこに特殊な液を入れて、蓋をしてジップロックでちゃんとチャックをして業者のほうに送らせていただきます。すると、結果はメールで自分のところ、ないしはうちの課のほうに来るようになっております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 さっきのクーポンの件で続きなんですけども、今までやられてた期間ですよ。締切りまで何日間、何か月間とあったと思うんですけども。というのは、今回も先ほど副市長が期間も長くとおっしゃってたんですが、これ短いほうがええような気がするんです。忘れてたとか、ないのかなと思うんですよ。あったな、こんな、みたいな。その辺の、開始してからこれぐらいの月まで使って行って最後まで落ちていくのか、ずっと平均的に使って、そういうデータ取りはしてはるんですかね。というのも、期間の決め方がいまいち分からなくて、今まではこうでしたという。今まで2回やったんか。そのときの期間はこんだけで今回はこんだけですよという期間と、あとその始まってから終わってまでの利用率というんですか、あとほんで漏れとか、使われてない方がどれぐらいおられるのか、分かる範囲でいいです。何か結構斜め向いた質問やと思うんで。

増田委員長 東理事。

東 新型コロナウイルス対策室長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えします。

昨年実施をいたしました2,000円で4,000円のプレミアム100！商品券でございますけれども、あのときは期間は4か月でございました。それで、利用率95%ということになってございます。

以上でございます。

(「今回は」の声あり)

東 新型コロナウイルス対策室長 今回はまだ分かっておりません。まだ今、出ておりません。今回というのは、この新しい予算の分ですか。

(「まだこれからです」の声あり)

東 新型コロナウイルス対策室長 まだこれからだそうです。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 期間はまだ検討中ではあるんですけど、早いほうがいいなとは思っています。さっき長いと言ったのは、期間はある程度の期間という意味で、どんどん3月までずっとやればいいという意味ではありません。おっしゃるとおり、もう期間をばしっと決めてやったほうがいいと思いますし、今回の事務手数料も交換とかいうのは期間が長くなれば長くなるほど事務手数料は増えますので、使ってもらえやすい期間というのを少し検討しながら、あとは時期ですよ。またコロナが流行したときに被ってしまったら使いたくても使えないというふうになってしまうので、なかなか推測は難しいと思うんですけども、今後、政府のほうでもGo Toなども始まるとも言われておりますので、その時期にできたら被らせたいなという気持ちは持っておりますが、もう少し時期については検討したいと思っております。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今のお話やったら4か月で95%、これが極端な話、6か月やったら100%になるとは思えないんですよ。一番僕があかんのは、使う気のある方はいいんですけど、忘れてたな

んですよ。あつたなという、実は僕がそうやったんです。やばいやばいみたいな。だからもう、短期決戦じゃないですけども、来たらもう1、2か月で、だからこの95%がどれぐらいのときに来たかということで、そんな分析しはると思うんですけども、その辺で有効的に使ってもらえるようにしていただきたいと思います。時期についても、今、副市長がおっしゃったとおりで、言おうと思ったんですけど、そういうGo Toとかあるわけじゃないですか。そこにうまいこと便乗させてくれと言おうと思ったんですけど、先に言われたんで、もう言うことないです。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時5分。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時05分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、3款民生費、4款衛生費についてご説明申し上げます。事項別明細書につきましては、66ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。7億3,374万5,000円で、人件費、職員31人、2億1,304万6,000円。67ページ、後期高齢者医療事業で3億9,247万3,000円。69ページ、社会福祉団体助成事業で1,071万8,000円。生活困窮者自立支援事業で2,686万円。70ページ、国民健康保険特別会計繰出金で4,783万5,000円。後期高齢者医療保険特別会計繰出金で2,747万6,000円でございます。

2目国民健康保険医療助成費では2億1,368万1,000円。

3目後期高齢者医療保険医療助成費では1億951万4,000円でございます。いずれも医療助成費繰出金でございます。

4目障害者福祉費では13億4,724万8,000円で、心身障害者医療扶助事業で4,860万円。71ページ、地域生活支援事業で5,365万円。72ページ、自立支援給付事業で8億7,264万9,000円。73ページ、障害児通所給付事業で2億7,723万4,000円。また、障害者及び介護者各種手当事業で5,795万円でございます。

74ページに移っていただきまして、5目老人福祉費でございます。6億1,137万1,000円で、重度心身障害老人等医療扶助事業で2,400万円。老人福祉事業で1,656万5,000円。75ページ、敬老事業で9,130万3,000円。76ページの介護保険特別会計繰出金で4億6,105万3,000円でございます。

6目介護保険料助成費で、4,490万5,000円でございます。

77ページに移っていただきまして、7目いきいきセンター管理運営費では4,911万8,000円で、人件費で職員1人954万円。いきいきセンター管理事業で1,932万円。78ページの、いきがい対策事業で2,025万8,000円でございます。

8目福祉推進費では1億964万3,000円で、福祉総合ステーション管理運営事業で7,964万3,000円でございます。

79ページに移っていただきまして、2項1目児童福祉総務費でございます。4億1,150万5,000円で、人件費で職員10人、8,595万4,000円。80ページの、乳幼児医療扶助事業で5,710万円。子ども医療扶助事業で6,600万円。81ページの児童扶養手当事業で1億7,270万7,000円でございます。

2目児童措置費では14億6,298万円で、特別保育事業で3,993万4,000円。82ページ、子どものための教育・保育給付事業で6億5,478万7,000円。児童手当事業で6億6,200万円。保育所等整備事業で9,610万円でございます。

3目保育所費では5億340万7,000円で、人件費で職員44人、2億3,326万5,000円。83ページの市立保育所運営事業で2億5,350万1,000円でございます。

84ページ下段に移っていただきまして、4目認定こども園費では1億1,250万4,000円で、人件費、職員8人で5,644万1,000円。85ページ、認定こども園運営事業で4,694万4,000円でございます。

87ページをお願いいたします。5目児童館費では8,009万1,000円で、人件費で職員1人、430万4,000円。児童館・学童保育所運営事業で6,906万7,000円でございます。

89ページに移っていただきまして、6目ひとり親家庭等福祉費で2,620万円。ひとり親家庭等医療扶助事業でございます。

7目地域子育て支援センター事業費では1,608万9,000円で、地域子育て支援センター運営事業で1,034万3,000円でございます。

90ページ、8目こども・若者サポートセンター事業費で1億1,085万5,000円で、人件費で職員6人、3,703万6,000円。91ページ、子ども家庭支援事業で1,524万3,000円。92ページ、子ども若者育成支援事業で5,524万2,000円でございます。

93ページに移っていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費では1,420万4,000円で、人件費で職員2人、1,209万円でございます。

94ページ、4項1目生活保護総務費では3,306万円で、人件費で職員4人、2,720万6,000円でございます。

95ページに移りまして、2目扶助費では3億7,850万9,000円で、生活保護費支給事業でございます。

続いて、5項1目災害救助費では、1,140万円で今年度と同額でございます。

続きまして、96ページ、4款衛生費に入らせていただきます。1項1目保健衛生総務費では、保健衛生総務事業で2,654万6,000円でございます。

2目予防費では3億5,140万8,000円で、予防接種事業で1億3,680万円。98ページに移っていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業で1億9,355万8,000円ございま

す。

99ページをお願いいたします。3目生活衛生費では、犬の登録及び狂犬病予防注射事業で58万1,000円でございます。

4目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業で3,707万7,000円でございます。

101ページ、5目母子保健事業費では、母子保健事業で4,895万2,000円でございます。

102ページ、6目保健施設費では1億4,846万3,000円で、人件費で職員17人、1億1,257万7,000円でございます。

103ページの下段、7目環境衛生費では6,109万円で、人件費で職員4人、3,169万7,000円。104ページの環境衛生事業で1,835万5,000円でございます。

106ページに移りまして、8目火葬場費でございます。火葬場管理事業で4,989万7,000円でございます。

107ページ、2項1目清掃総務費では2,474万3,000円で、人件費で職員2人、2,107万4,000円でございます。

次に、108ページ、2目塵芥処理費では6億8,192万1,000円で、人件費で職員16人、1億4,298万8,000円。ごみ処理施設運営事業で3,597万7,000円。109ページ、可燃ごみ処理事業で3億8,605万8,000円。110ページ、資源ごみ収集事業で1億1,682万7,000円でございます。

110ページの下段でございます。3目し尿処理費では7,798万5,000円で、葛城地区清掃事務組合負担金で5,885万2,000円でございます。

111ページ、4目地域循環型社会形成推進事業費では249万6,000円で、リサイクルプラザ運営事業で218万6,000円でございます。

以上、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、まず、3款民生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。ページ数でいきます。68ページ、第3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費になります。事業説明のところをいくと、12の委託料であります。社会福祉法人監査業務委託料ということです。これについては、議事録、会議録、過去のを見ますと、中身、業務内容は分かるんですけども、この目的ですね。この監査業務の目的。その監査した報告はどういうふうに使われるのか。市の事業だったら市のほうにしろし、県とか国とかそういうことなのか。これ、どういう目的で何のためにやるのかという、事業内容はもう結構ですので、お願いいたします。

それから、2点目です。79ページになります。3款民生費、1項社会福祉費の8目福祉推進費の中の福祉総合ステーション管理運営事業ということで、ここに委託料として指定管理委託料というのが上がっております。ゆうあいステーションの指定管理料ということで社会福祉協議会が請け負っているものですが、この指定管理委託料の積算の根拠のようなものはありますか。あるいは、この前、補正予算審議のときにありました、何かこの定額

ではなくて追加で動いたりするので、どういう積算の根拠でどういうふうな支払いの内容になってるのか、ちょっと私、混乱しましたので、もう一回そこを説明していただけたらありがたいです。

それから、同じ欄の下のところですけど、負担金補助及び交付金のところで社会福祉協議会補助金とあります。これの積算根拠、きっちりした3,000万円いうふうになってるんですけども、決算なんかを見ると細かい数字が出てきたりしてますので、要は一括した補助金じゃなくて何か細かい細目があって動くんかなと、補助金の性質が幾つかあるんかなというふうに思ったんですけど、それが分かればお願いいたします。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課の林本です。よろしくをお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問に答えさせていただきます。まず1点目、いわゆる社会福祉法人の監査について、会計部門の監査補助業務を委託してる内容ということで、説明はもう存じていただいておりますので割愛をさせていただきます。市内に社会福祉法人は8か所ございまして、毎年計画を立てて、一応3年に1回というのが一般監査の場合決まっておりますので、それをピックアップして監査のほうへ行かせていただきます。目的はといいますと、まず1点は、社会福祉法人というのは非常に公益性の高い法人でございまして、いわゆる介護保険事業であったりとか、いわゆる保育所の運営であったりとか、そういった事業をされてる中で、やはり一番大事なものというのは、法人の運営はもちろんですけれども、やはりきちっと財務、会計関係の処理ができていのかどうかというところをチェックしなければならない。それについては、なかなか職員だけでは専門的な知識が欠けるというわけではないんですが、一生懸命勉強はしてるんですけども、相手方の税理士も同席されたりとか、またいろんな質問も当日行ったら指導が出てきますので、そういったときに一応会計事務所の専門職と一緒に同行いただいて監査の補助をしていただいていると。基本的にそれを最終的に、法人のほうは年に1回ホームページで、福祉医療機構というところがあるんですけども、そちらのほうに必ず掲載をしなければならない。それだけその部分が信頼性の担保になるということもありますので、まずそれが一番大きな目的でございまして。それに基づく、例えばこの結果を県に、または国にという報告はございません。あくまでも社会福祉法人が運営適正に会計処理ができていのかどうか、それを一応チェックさせていただいて、できなければできるだけそういった補正ということで促すというようなことを目的としております。

2点目は、ゆうあいステーション、福祉総合ステーションの指定管理の委託料の積算ということですが、一昨日の委員会でご答弁させていただいたんですけども、ゆうあいステーションの年間の運営経費というのが、例えば人件費、それと光熱水費、また保守点検料とか、そういった類のものがございまして、その全ての費用から、利用料収入と言いまして、プールとかお風呂とかそういったところを利用させていただいたり、食堂で売上げを、または食べていただいたりといった、そういった収入全て、それを年間全て引いた残りを、市から指定管理者であります社会福祉協議会に対して指定管理委託料として支払うという仕組みになっております。令和4年度の年間運営費、これはあくまでも社会福祉協議会側の予算をまず

立てていただいています。ステーションの指定管理については、年間運営費が先ほど申し上げた内容が1億165万円という経費がかかります。内訳申しますと、人件費が大体3,860万8,000円、あと光熱水費が2,900万円と、主だったところはその金額になりますが、そこから年間の収入ということになるんですけど、こちらのほうも3,020万1,000円を一応予定しております。ここも主だったものとしましては、利用料収入、先ほど言いましたお風呂とかプールなんかの利用料収入が1,056万円、あと教室の受講料、これが902万8,000円、ちょっと細かいですけども。それとあと食堂の売上げが600万円というような形の収入を立てさせていただいて、その差額が7,144万9,000円ということで指定管理委託料を算定しております。それは、令和3年度と一応同額というような形で算定をさせていただいております。

2点目の社会福祉協議会の補助金なんですけども、こちらは一応社会福祉協議会に対する補助金につきましては、社会福祉法の第58条第1項、それと社会福祉法人に対する助成に関する条例というのが葛城市にございまして、それに基づいて葛城市の社会福祉協議会に対して助成をするものでございまして、助成の対象となる事業というのは、社会福祉協議会は社会福祉法人、先ほど社会福祉法人のお話もさせていただきましたけど、市内の8か所のうちの1つのいわゆる社会福祉法人ですので、まず法人本体の運営事業ということで、こちらは人件費が大体2,579万8,000円、あと、事務費的なものが、いろんな会計システムの処理とかそういうようなことで事務費が362万6,000円ということで、大体主だったものがその金額。そこから、それに対して合計で3,062万1,000円必要であるという社会福祉協議会側の要求をいただいています。

簡単に説明させてもらいます。その3,062万1,000円に対して、今回令和4年度の市から社会福祉協議会に対する補助金予算3,000万円組んでますけども、3,000万円は全てこの法人運営のほうに充てさせていただいています。残りの62万1,000円は社会福祉協議会の自主運営収入、自主収入と、会費収入であるとかそういったものから賄うということになってます。

もう一方の福祉活動なんですけども、こちらは令和4年度の支出予定額、一応2,936万2,000円で社会福祉協議会のほうは予算を立てておるんですけども、これに関しては市からの補助金は充てておりません。全て社会福祉協議会が保有する福祉基金が2,505万7,000円と、あと社会福祉協議会の自主収入430万5,000円、こちらで賄うこととなっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 社会福祉法人についての監査ですか、市内8か所ですけれども、ちょっと僕はもうひとつよく分からないのは、普通、監査はそれぞれの団体で監査を置きますよね。例えば、土地改良区だったら、監事いう形で員外監事も入れて、そこはちゃんと監査をやる。さらにそれが県の辺りに行って監査も受けるんですけど、基本的に団体が監査を置いていますよね。葛城市もそうですけれども、監査委員がおるわけです。社会福祉法人そのものの中に監査委員がいてはるんですよ、多分ね。いてはるけれども、これ公益性があるから、いろんなお金も国から市からも出てるので、改めて市のほうから監査に行くだけけれども、そこに専門性が必要なんで、それについて業務委託をして手伝っていただくという理解でいいんですかね。

だから、団体そのものにもう監査そのものがないのかなと思ったりするので、そういうことではなくて、そういう理解でよかったらよく分かるんですけども、それについて確認させてください。これが1つです。

それから、あと社会福祉協議会についてですけども、私これ見たら、本当に市がおんぶに抱っこ、丸抱えという感じだと思うんです。ちょっと違和感があるのは、指定管理料のほうですけど、年間運営経費、これについては補助金も後から言うように運営経費についても出てるみたいですから、そこから利用料金、プール収入とかいろんな食堂とかいうようないろんな収入を引いて、その差額を指定管理料として払うと。幾ら赤字が出ようと収入が少なくなろうと、講座がうまくいかなくても、あるいは食堂で人が入らなくても、その分全部、この利用料が減っても、全部市が面倒を見るということのようなシステムのように思うんですが、そうじゃないんでしょうか。そこをお聞きしたいんです。本来やったら定額で、そこは指定管理者が努力して利益を上げるとか、運営経費を下げるんだけど、これだったら利用料が少なくなっても全部カバーしますよと。何かモラルハザードが起きるようなシステムだなというふうな感じがするんですけど、これもう一回お聞きします。補助金の件についてはよく分かりました。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 ただいま、まず1つ目の社会福祉法人のほうの中にも監査の方がおられるのではないかということで、確かに社会福祉法人を構成する役員の中に理事会というのがありまして、その中に幹事というのがおられまして、そちらは内部牽制のためにまず立場的におられます。あくまでも市が行うのは監査そのもの、運営とか会計処理が外部的に外見的に監査を行うという内容のものになりますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

それと、指定管理委託料のほうなんですけども、確かにこの構造ですと、足りない分を市が補ってるというふうな見方になるかとは思いますが、一応、指定管理者が社会福祉協議会にもし年間運営経費を上回る収入があれば、当然それは成果配分というような規定ももちろん設けておりますので、端からそういう足りない分を補うという思いではございません。できるだけ経費を節減し、かつ売上げのほうも向上するということに対して、常々社会福祉協議会とは協議をしながら運営を進めてまいっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 1点目のほうは外部監査ということですよ、結局はね。よく分かりました。それで担保していこうと。

それから、社会福祉協議会のことなんですけれども、前回、決算審査のときに請負の話で、市長が理事長であるし市長であるということでしたけれども、ほとんど100%出資が葛城市ということなので、これは例外規定があって、それは市長が社会福祉法人の理事長でも持てるということなので、逆に言えば、それだけ市の関与が大きいということなので、もっとこの社会福祉協議会の在り方は議会でもちゃんとやっていかなあかんなど。全国いろんな社会福

祉協議会があるけれども、もっと地域に出て、地域と一緒にやりながら、細かく校区ごとにそういう協議会を作ったりして、非常に包括ケアシステムの中でも活躍されてるところがあると僕は思ってますので、これ、あまりにもお任せ過ぎな割にほぼ全額市が結構お金出してるなというふうな感じがいたしました。

その上でですけれども、ゆうあいステーションそのものの指定管理をほかの業者に委託するということは考えられないんですか。本来なら社会福祉法人の補助金、本来の社会福祉活動に対する補助金をきちっと、それはもう当然ですけれども、指定管理というのは、お風呂もあるし、講座もあるし、それから食堂もあると。これ、ほかの方にやっていただいて、そこに入ってる社会福祉協議会が本来の社会福祉協議会としての役割を果たすというふうな考え方もあるんじゃないかなと、これは意見だけですけれども申し上げておきます。また今後ちょっと議論していく必要があるのかなというふうに思っております。私の考えは全然関係ないかもわからないですけど、もうちょっと社会福祉協議会の在り方についても議論が要るなと思うことだけ述べさせていただきます。

増田委員長 そこで切ってもうたら困るな。

阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。ゆうあいステーションというのは、旧當麻町のほうである福祉施設です。ある種、ノーマライゼーションの施設ですので、健常者から身体障がいをお持ちの方も含めて、老人福祉も含めた中での施設整備をいたしております。こちらのほうにはいきいきセンターという福祉施設があります。この形態が違いますのは、いきいきセンターのほうは直営でやっております。ゆうあいステーションのほうは社会福祉協議会を受皿として指定管理者をしてるという、この部分が違っております。委員ご指摘の考え方というのは、私はあると思います。また今後、そういう手法が使えるのかどうかというのは研究していきたいとは思っています。今現状としては、いろんなところでお話しさせていただいてますように、葛城市の福祉施策の水準の高さというのは、ある種、今の葛城市の社会福祉協議会の規模の大きさ等、それと組織力、それと市民の皆さん方のボランティアの意識の高さに支えられていると考えておりますので、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 おっしゃるとおりだと思いますが、これ1億円入るんですよ。だから、そのお金で確かにそういう活動も活発になってるのはよく分かるんですけど、在り方については今後また市長のおっしゃるとおりだと思います。検討していったらいいと思います。

以上です。

増田委員長 関連でないですか。私、質問させていただきたいんで、関連で。

暫時、副委員長と交代します。

(正副委員長交代)

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 関連で、ちょっと質問させていただきます。質問というか、いきいきセンターに関しま

しては予算も組んでいただいておりますし、あの施設を地域の高齢者の方を中心に利用していただくという目的を今後も続けるということで、ここも聞きたいんですけども、まずいきいきセンターについての今回の修繕ですね。これ、私ずっとこのいきいきセンターの工事に関しては、また今年もですか、また今年もですかと。あそこがあかん、ここがあかんと言って、もう私の頭の中では大体5回ぐらい、何百万円単位で、風呂穴開いたとか、ボイラーあかんねんとかいうのがずっと続いて、今回ちょっと大規模。ここでこれだけ投資をしていただいたら当面いけんのかな、どのぐらいのところまでこの工事がリニューアル的なところまでいくんか。屋根見てますとちょっと色が変わってるけども、あそこはどうなのかなとか、その辺のどこまで行ってくれはるかというのをお聞かせ願いたい。また来年もこれやっても次も出ますというようになったら、抜本的に公共施設のマネジメントを考えていただく必要があるのかなというのが1点。

いきいきセンターは、人事配置から行くと、先ほどお話があったように、職員が一応携わっていただいている。それから、アルバイトも含め運営に関わっていただいている、その運営のこの内容については上司がちゃんとおられて、この庁舎から監視機能といいますか、人事管理も含めましてきちっとその辺の管理をやっているということ、これ当然でございます。先ほど市長がおっしゃられたように、ゆうあいステーションは社会福祉協議会という1つの母体の一体的な施設で、もともとは当麻町の運営やったけども、社会福祉協議会を担っていただいている施設も運営していただくというふうなことで切り離れた。切り離れたということは、ただ切り離れたけども、従来からあそこの職員に関しましては、私、知りませんよ。知りませんけども、恐らく費用のウエートが非常に高い人件費については条件としてほぼ同じ条件で仕事していただいていると思うんです。そこを、ちょっと違ったら違っているとってください。いや、向こうは向こうで人件費は算定してますと言わはるのか、その辺のところはまた答弁いただいて。私の過去の質問からいくと、条件は、待遇はほぼ同じ条件でお仕事いただいた。ところが、先ほどから谷原委員がご質問あったように、どうなんですかと。委託してるんで関与でけへんというのが一般論なんですけども、私、安心してんのは、市長があそこの運営の最高責任者であるから、きちっとした監視機能は働いてるであろうと、いろんな面で安心して任せてるであろうというふうには思うんですけども、ただ、そういう人事管理についてまで言及できるのかどうか。その辺のところも併せてお聞きをします。この2つですね、ゆうあいステーションといきいきセンター。

杉本副委員長 油谷主幹。

油谷長寿福祉課主幹兼いきいきセンター所長 いきいきセンターの油谷です。よろしく申し上げます。

先ほどの質問で、いきいきセンターの改修工事につきましての測量設計委託、新年度につきまして計上しているわけなんですけども、こちらのほうにつきましては、今回の改修の予定の箇所、その辺なんですけども、いきいきセンターのほうはこの施設の老朽化に対して長寿命化を図るとともに、指定避難所の機能向上を目指した大規模改修の設計を委託するものです。今回の改修の予定箇所につきましては、外壁屋根の筐体と、防水についての改修設計、それとあと浴室、あと各便所の利用者の利便性や安全性を考慮したユニバーサル化や、老朽

化した給排水設備の改修、それと空調や浴室のボイラー設備の改修、あと電気設備の改修と、あと耐震診断の結果判定の中で、改修時に詳細な検査をして補強を行う必要がある部分の改修と内装の改修を行う予定です。耐震につきましては、いきいきセンターの本体については耐震診断の結果は基準を満たしているというふうなところではございましたが、浴室の部分の増築部分について弱い部分があるということで、その辺の詳細な検査と補強を行う必要があるというふうなところを御指摘いただいております。

改修箇所については以上です。よろしく申し上げます。

杉本副委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課、林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの増田委員長のご質問でございます。社会福祉協議会というのは、先ほども申し上げましたように社会福祉法人という民間ではあるんですが、一応、市町村の社会福祉協議会というのは必ず社会福祉法で決められて設置をされてますんで、その働いておられる職員につきましてはのいろんな就業規則であったりとか、もちろんそれぞれ社会福祉協議会独自で持ってはおるんですけども、他市町村の状況等も聞きますと、大体その市の職員の給料等の部分を批准してる場合が多いということは聞いております。あくまでもそこは私どももそこまでそういう、こうせえ、ああせえというわけではございませんので、一応そういう情報ということでお伝えしておきます。

以上です。

杉本副委員長 阿古市長。

阿古市長 いきいきセンターのほうからまずお答えしたいと思います。耐震診断をして、その結果が出てまいりました。耐震補強は要らないという形なんですけども、委員がご指摘のとおり、施設としてはかなり古うございますので、もうここずっと修繕を繰り返して延命処置をしてきたというのが実情でございます。ただ、いよいよもうその状況からは修繕では持たないような状況まで来ましたので、リニューアルというような表現まではいかないんですけども、皆さん方のご利用になるに当たって、やはりある一定の水準のものを維持する必要がありますので、そういう整備をするという、そのための設計の費用が新年度に上がってきております。当然のことながら、当初の議論といたしましては、合併したときからその福祉施設が2つ要るのかどうかという議論も確かにございましたが、その当時の議論の中で、私は逆に、1つにするべきではないかという議員としての立場で申し上げた記憶もありますけども、その当時の理事者の答弁は、やはり弱者である人にとっては近くであるという必要もあるんだという答弁をいただきまして、ああ、なるほどなど、そういう考え方もあるんだなということを感じたのがもうはるか十五、六年前になるのかなと思います。その中で、いきいきセンターというものはやはり残していかないといけない施設だという判断をしております。そのためのリニューアルに近い改装の中で、どのような財源を取れるのか。これ、設計やりますと、多分数億円規模の事業になると思います。まだ金額その他は、こちらのほうとしては大体の目安といたしますか、概算的なものは頭の中では描いておりますけども、設計していただいてどの金額になるのかというのは分かりませんので、そうしますと、その財源についてど

うするのかというのは、実はここ一、二年議論してきたところなんです。まず避難所としていきいきセンターとゆうあいステーション、特に台風等の一時的な避難所に、急激に起こる台風の避難所としてはゆうあいステーションといきいきセンターを2か所開設してるというのが近年の状況なんですけども、そうしますと避難所としての財源の取り方が1つあるであろう。それと、委員がご指摘していただきましたゼロカーボンシティの考え方、昨年、一昨年ですか、ゆうあいステーションのほうで実はそのような財源を活用させていただきましたけども、熱源として使う部分が多いものですから、そのような国の支援もいただけるのかと。その2本をある種考えながら、事業を今、進めようとしているところでございます。まず新年度は設計をして、どれぐらいの金額になるのかということを見定めて、またご説明をさせていただけたらなという思いでございます。

それと、ゆうあいステーションのほうですね。ゆうあいステーションのほうは、私自身が全てを、最終的には決裁権者は私になっておりますので、私のほうの決裁になりますけども、ある程度の部分はやはり社会福祉協議会の事務局がありますので、そちらのほうでしていただいております。それと、予算関係、金額につきましては、林本理事が返答いたしましたように、こちらのほうの福祉部門のほうで見ているというところがございます。非常に大きな組織でございます。多分、事業社協という、事業を持っている社会福祉協議会というのは、多分全国でも珍しいパターンでございます。一時、奈良県内部の市が集まったときに話が出たときには、奈良市で社会福祉協議会の職員が20名ちょっと、30名弱やお聞きしましたけども、葛城市では多分いろんな雇い方の形態がありますけども、79名ぐらいの人数を抱えているような大規模な社会福祉協議会でございます。ですので、その全てを把握するということは私自身では多分完璧にはできないのかなと思いますので、事務局長なり、それにかなり責任を負わせてるというのが事実でございます。社会福祉協議会がある種、事業社協を持った時代と今とは若干状況が変わってきておりますので、その事業社協としての在り方も含めた中で、早く一定の方向性を見い出す必要があるのかなという思いがしております。事業社協を持ったときには、民間の福祉法人なりがまだ成熟していなかったときに事業社協としてやっておりましたので、その制度の中でかなり利益を生んでいた部門であるんですけども、最近はなかなか利益の上がない部門になってきておりますので、そのような判断もした後に、しかるべき立場になりたいなという思いはありますけども、まだしばらくはその整理といたしますか、考え方をはっきりして、そういう方向でということまでなるまでは労力的な問題もあるんですけども、何とかいろんな判断を下していきたいなという思いでございます。

以上でございます。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 ありがとうございます。新年度で測量設計委託をしていただくということですので、先ほども市長からありましたし、私も以前から言ってきたという、一帯といいますか、あの施設を今後どう維持していくかという考えからいくと、今のご説明では今回ちょっと点検してもうて、将来的に長寿命化、長い間使えるような大修復をするんだと、こういうふうに理解をさせていただきました。ただ、私、公共施設マネジメントの中のいきいきセンターの状

況等々の資料も過去に見させていただいた経緯からいくと、非常に難しい施設であるなという感しております。今回、しっかりとこの設計に当たっては、慎重に見極めていただいて、恐らく億とかという数字が無駄な投資にならないように、ああ、もうあれリニューアルじゃなしに、新たにもっと違う方法で違うところで、みたいなことにならないように、無駄な投資にならないように設計していただけたらなと思います。

ゆうあいステーションにつきましては、私は経営内容をいろいろ谷原委員がお述べになってましたけども、一番気になるところは働いておられる方の職員の仕事っぷりであったり、業務内容で、なぜそういうことを言うかということ、恐らく庁舎内におられる職員含めて市の職員の、要するに市民からのプレッシャーであったり、それから上司からの目であったり、そういったような緊張感、それとの比較、そういう比較をすることが望ましいかどうかは別として、私、非常に同じ待遇でお仕事していただいている関連会社の社員から見ると、ある一定の違いはあるのかなと。もう一つは人事異動です。人事異動はないんです、あそこは。ずっとあそこです。ましてや、プロ中のプロですよ。同じ仕事をずっとしてはる。その辺のところも全然違うんですよ。そやから、私は1つ提案ですけども、市長がやっぱりトップですんで、人事考課するべきやと思います。やっぱり補助金を出している以上、職員に対して自分の目標はどうかと、仕事に対してどういうふうな目標を持ってんねんと、それに対してどれだけの成果、自分として成果を出したかという、そういったような人を管理する監視機能も、市としては大きなお金を出していただいているんで、よりサービスの向上といいますか、所期の目的が達成できるような業務に当たっていただく人の管理も関わっていただく必要があるのかな、しっかりやっていただけたらなと。ゆうあいステーションの職員、あそこへ行ったら気持ちええね。すごく丁寧な対応してくれはると。そういったサービス事業でもございますんで、人の管理も充実を図っていただくべきかなと思いますんで、もしご答弁あったらお願いします。

杉本副委員長 ない。よろしいですか。

増田委員長 結構ですよ。

杉本副委員長 それでは、ここで増田委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 それでは、戻ります。

西川委員。

西川委員 いきいきセンターのところなんですけど、先ほど増田委員とちょっと被るんですけど、体育館が奥にあると思うんです、いきいきセンターのところに。その使い方というのを、というか今回の設計にもそれが入ってんのか。体育館、何か避難所ということもあるんやろうと思うんですけど、体育館はどうされますか。

増田委員長 油谷所長。

油谷長寿福祉課主幹兼いきいきセンター所長 いきいきセンターの油谷です。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問のいきいきセンターの隣の体育館なんですけれども、いきがい体育館でございますまして、管理のほうは体育振興課になります。よろしく申し上げます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ほんなら、課が別やから、そこは今のところ何も考えてないということなんです。ゆうあいステーションといきいきセンターというのがずっと出てるんですけど、僕のイメージで、ゆうあいステーションは自分の子どもとかも連れて行きやすいんですよ。というのが、別にこれ、お年寄りだけ行く、行ったらええというためのかもしれへんのですけど、せやけど、連れていくというのは何でかいうたら、そこで卓球とか貸し出してできるんですよ。そこから、プールとかもあるからかもしれへんねけど、今度何か設計しはるときはもうちょっと入りやすいというか、それは何かそういう、ゆうあいステーションといきいきセンターにずっと出てるんですけど、ちょっと性質が違うのかなと思ってるんですよ。だから、今度設計しはるときも、もうちょっとそういうところに人が入れるような形で設計を考えてもらえるのが一番ええかなと思ってますんで、その辺よろしく願いいたします。

体育館の件については、分かりました。何もしないということですね。分かりました。

増田委員長 答弁要りますか。

西川委員 いいです。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 いきいきセンターでございます。位置づけとしましては老人福祉センターという形で位置づけされた施設でございます。利用対象者が60歳以上の方を対象とした形で、以前、国のほうからの補助等を使って設置しているものでございますので、当面、今回の改修でも60歳以上の方を一応対象とした形で対応させていただきたいと考えております。

増田委員長 よろしいですか。

西川委員 はい。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 委員長の関連なんですけれども、社会福祉協議会の補助金のところでいろいろと今、聞かせていただきました。市長からも、以前の事業社協としての在り方も含めたことを聞かせていただいて、ここで聞いてこれは答えられへんと言わはんのやったら、もうそれで結構です。でもちょっと聞いときたいんが、積立金はどれぐらい今、積まれてんのかなというのを教えてほしいんですよ。もしその使い方も、これはもう社会福祉協議会のことなんでここで議論する話ではないのかもしれないですけども、聞かれてる話とか、今後こういう形で市民の方にとこのようなことがあれば、ちょっとその方向性だけでも聞けたらなと、この場しか聞くところがありませんので、話せる範囲で教えていただけたらと思います。お願いします。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 ただいまの梨本委員の質問にお答えさせていただきます。

一応、社会福祉協議会の今、令和3年度末、今年度末の福祉基金と言うんですけども、積立金というか、そちらの残高が2億2,278万4,494円となっております。2億円少しあるんですけども、一応令和元年度から毎年2,500万円ずつ社会福祉協議会のいわゆる福祉活動、先ほど少し説明させていただきましたそっちの事業のほうに投入をさせていただいております。それによって、より地域福祉の充実に寄与するという目的でやっております、当面10年ぐ

らのスパンでそれを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、81ページの民生費、2目児童措置費で、恐らく私が今からお聞きさせていただこうかというこの費目が、多分この民間保育所育成事業の中に埋没してるのかな、どこにあるのかなということをお聞きしたくて、お聞きするのは保育所における新型コロナウイルス感染症に関わる支援ということで保育対策総合支援事業費という、これはどこに入っておるんか、埋没してるんかというところ。多分この辺りに入るんかなと思うんです。

それと、もう一つお聞きしたいことは、84ページの同じく民生費で、一番上にあります説明で言いますと医療的ケア児受入ガイドライン策定委託料211万2,000円というこの内訳ですね。ここをお伺いさせていただきたいと思います。

増田委員長 先のやつ、それをどういうふうに質問されるのかまで言ってもらったほうがスムーズにいくんじゃないですか、1番目の質問。

松林委員 一番最初の分ですね。最初の分は、もしこの事業に葛城市が参入しておるのであれば、多分これというのは保育士のかかり増しの部分やと思うんですね。自分の勤務時間以外のところで手当とかそういうのが措置されるというそういう事業があるんですが、これはこの事業自体に葛城市が参入してるんかどうか。ここへ入ってなければ国が補助出してもその補助をいただけないというところ、そのどこに入ってるかどうかというところがお聞きしたいんです。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問ですけれども、コロナ対策の費用なんですけれども、81ページの児童措置費の中の民間保育所育成事業の中に含まれております。内容ですけれども、私立3園と、来年度から来られる小規模保育所、新庄せいかナーサリーとアートチャイルドケアを含めまして5園に対して、1施設50万円を上限にコロナ対策として支出をさせていただくという形です。お問いにあったかかり増しの経費なんですけれども、保育を継続的に実施していくために必要な経費ですんで、職員が時間外に消毒をされるであるとか清掃とかを行った場合には、もちろん適用になるというところでございます。

次の医療的ケア児なんですけれども、現在、令和4年度なんですけれども、医療的ケア児と言われる方が2件ほど保育所の入所について相談を受けております。医療的ケアが必要な子どもやその家族が地域社会の一員として安心して暮らせるように、関係機関が密接に連携して一人一人の多様なニーズや状況に適した支援体制を充実させることが求められております。葛城市では、医療的ケアが必要な子どもの家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受入れを行うことを目的として、受入れのためのガイドラインを策定させていただこうと考えております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 最初の民間保育所、保育対策総合支援事業という、この部分につきましては、5園、私立ですよね。これ、公立の部分にはこういう事業というのは該当しないのか。公立、強いていうたら、この費目で見たらどこになるのかなということもお聞きしたいと思います。

そして、もう一つの医療的ケア児受入れガイドラインですが、昨年、一般質問で川村議長のほうがこの問題も取り上げられた課題でありまして、本当に近年、医療技術の向上によって、出生したときの赤ちゃん、いろいろな障がいを持って生まれてきた赤ちゃんでも、今まで命を落としていたけれども医療的な技術の発達で命を伸ばすことができると。医療的ケアやデバイス、いろんな仕掛けとともに生きる医療的ケア児がここ10年で2倍に増加しているということなんですけども、本市にとって医療的ケア児というのは一体何人ぐらいおるのかという。ほんでまた、その中でも特に医療的ケア児が医療的ケア児でない子どもと一緒に教育を受けることを望む、そういう保護者はどのぐらいおられるのかなということをお聞きしたいと思います。

増田委員長 野地課長補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。

まず1点目の公立保育所のコロナ対策ですけども、83ページの保育所費の中の需用費の消耗品費と医薬材料費の中に含まれております。消耗品費につきましては、公立3園で73万7,000円でございます。医薬材料費につきましては、手指消毒液等を購入する費用といたしまして、16万4,000円を計上しております。

2つ目の質問ですけども、令和4年度に保育所に入所できないですかという相談を受けた件数が2件ございました。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 最初のこの民間保育所育成助成事業という、こういうところに本市もこの事業に参入するというので安心をいたしました。本当に、オミクロン株の影響で、小児の子ども罹患率というのも非常に高く、保育士も超過勤務とか時間外での対応も非常に多いかと思えます。本当に必要なところに必要な支援が届くようによろしくお願いを申し上げます。

また、もう一つの医療的ケア児ということで、本当に保育所などでは医療的ケア児の受入れを可能とするためにまずはガイドラインの策定ということで、現実に向けて一歩進んだ感じはするんですけども、今後更にスピード感を持って、保護者にすれば一日でも早く受入れをしていただきたいという、こういう強い要望があると思えますので、今後、検討会の設置とか、また保育所において看護師の配置なども実現できるように並行してというか、スピード感を持って、どうか対応をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 関連でお願いします。今の医療的ケア児のところで、これからガイドラインの策定を委託

されるということですが、どのレベルまでを考えてはるかというのを聞きたいんです。はっきり言ってもういろんな程度がありまして、単純に痰の吸引だけで済む子もいれば、人工呼吸器をつけてる子もいるし、経口で流動食をなめる子もいるし、場合によっては胃ろうをやっている子もいると思うんです。その辺りの、どの辺で線引きを考えてはるかというのが、今もしある程度そういうのを考えてはるんであれば教えてください。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

ただいまのご質問でございます。奥本委員おっしゃるとおりに、医療的ケア児の範囲といえますか、その負ってらっしゃる医療を提供する、提供しなければいけない範囲が非常に広がります。ですので、今回のガイドラインを作る際には、医学的見地の方にもその委員の中に入っていたり、そういったところも含めて全医療的ケア児ということになるのかならないのか、そこもひっくるめて検討しなければいけないと思っております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 策定してないところから難しいと思うんですけども、これは人によって程度が違うんですよ。やっぱり複数の症状の介護を要する方もいらっしゃるって、もう本当に医療機関並みの受入れ体制が必要な場合もありますんで、そこをどこまでするか。仮にそこを線引きしたとしても、その受け入れる保育士にある程度の技能的な講習も絶対必要になってくる。そこは果たしてこの保育士不足の中で可能かどうかというのは、ちょっと不透明なんです。今後、その辺も踏まえた上でやっていただけるということを期待しまして、そういうこともよろしくお願いしますとお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしく申し上げます。84ページお願いします。一番上の保育士派遣業務委託料、こちらの概要のほうで28ページになります。これ同じく1の10番の保育士派遣業務委託料、これ一般質問で両方もやってるんで、もう1個、13番の使用済み紙おむつ処理事業、この2つについてお聞きします。まずは、保育士も派遣で頼んだらいかがですかというのを言ったのがいつか忘れちゃったけど、結構前にやって、今、保育士が足らんときに派遣頼むと。その前にも上がってきて、新年度、本予算でこндаけなんですけど、前のお話やったら、頼んでも来てくれるかどうか分からないと。でも、こндаけ上げるということは決まってるのかなと思うんですけど、逆に言うと、こндаけ先生来てくれんねやったら、今年待機ゼロなのというところ。でも4月なんで、もうある程度分かっていると思うんです。小規模保育所も入れていただいたし、認定こども園も始まっていますし、待機児童対策室、もうほんまにしっかり頑張ってもらっているんですけど、これを見る限り、先生も来ていただいて施設もあります、待機児童ゼロになったのかなというのがちょっと思うので、ここがお聞きしたい1点目です。

2点目、この使用済み紙おむつ、これも僕、一般質問でやらせてもらったんですけど、私立のほうはおむつはその施設で処理するけど、公立ではみんな持って帰ってもらっている。こ

れ駄目じゃないのと、この前一般質問してもうて、早速やっていただくんですけども、54万2,000円なんです。もっとかかるもんなんかなと思ってたけど、こっただけでできた。それは有り難いんですけど、これは何をしはるんですかね。この2つ、お願いします。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いします。

去る2月22日に、保育士の派遣業務の公募をホームページで出させていただきました。実際にまだ締切りが3月10日でその後3月17日には審査結果の通知ということで予定では出させていただきますので、今のところ具体的に派遣に関してはどういう状況かというのはお答えはできない状態です。おっしゃるとおり、待機ゼロを目指して派遣も1つの手段として考えております。

以上です。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問でありました使用済紙おむつの件ですけども、来年度に向けまして公立3園に紙おむつ処分用のダストボックスを取りあえず置く予定をしております。大体650リットルのやつを磐城第1保育所でしたら1つ、磐城第2保育所でしたら2つ、當麻第1保育所でしたら1つ置く予定をしております。あと、一時保管用のエコポリペールという普通の小っちゃいごみ箱なんですけども、それを各園に3つから6つ置いて、一時そこに保管して収集日には大きいダストボックスのほうに持っていくという予定をしております。

今、収集につきましては、取りあえず週2回、クリーンセンターにお願いして収集をしていただけるというふうに聞いておりますので、その予定でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっとごめんなさい。よく分かんないんですけども、保育所は4月から始まるんじゃないですか。今、派遣のやつは聞けへんかったから、また今度聞きますけれども、3月10日以降に業者が決まって、今ほんならまだ待機になってる子らがおるわけで、決まったらそれで来れますよというふうに案内していく。だから、今、まだぎりぎりでもまだ分かってない親御さんがおられるということですか。それ、何組ぐらいおられるんですか。要するに逆算したらこの金額が出てくるわけじゃないですか。先生足らんから、これやるんでしょう。違うんですか。取りあえずそこを聞かせてください。分かりますか、意味。先生足りないんで派遣業務を呼びます。4月から保育所始まります。3月10日、今、何日ですか。16日の時点ではまだ言えないと。ほんで、いつになったら言えて、4月の保育所に間に合うのか。何かよう分かんないですけど。

次、ほんならこの紙おむつのダストボックス、650リットルといってもあんまりぴんと来ないのは僕だけなのかなと思うんですけど、大体どれぐらいの大きさで、前、だって僕聞いたときに、ダストボックス置く場所がねえからできませんという話だったじゃないですか。でも、これ置けるんですか。週2日しか取りに来ないんでしょう。これ650リットルは結構

大きいん違うんですかね。これ置く場所はどこに置かはるんですか。前の一般質問では、僕、置く場所がないと聞いたんですけど、僕それを心配してたんですけど、650リットルはそんなに小っちゃいんですか。650リットルいうたらどんなもんですか。ぴんと来ないんで。

増田委員長 長持ちみたいな感じ。

野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。

まずその紙おむつ用の大きさなんですけども、幅が1.2メートル、奥行きが71センチメートル、高さが1メートル16センチメートルのもので650リットルになります。一応、週2回で足るといように保育士のほうともやり取りをして、週2回から取りあえず始めてみようというふうなんで始めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 置場所。

井上部長。

井上こども未来創造部長 置場所でございます。今、園庭を考えております。建物の外に設置を考えております。

以上でございます。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。

現在の待機児童数なんですけども、39名おられます。0歳児が34名、1歳児が3名、2歳児が2名の39名が現在の待機児童数になっております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 やっていただいて、両方とも嬉しいんですけど、おむつのほうはいいです。分かりました。これ、僕、井上部長にもずっと言うてたんです。やってくれて嬉しいんです。ほんまに頑張ってくれてるのは分かってるんです。僕ずっと言ってるんですけども、保育所に入る条件は働かなあかんの違うんですか。働きたいからじゃないんですか、普通に。働きたいから保育所に入れたいな。だから早くやってくれというのはそういうことなんです。あれ、申込み時期を遅らせれるから大丈夫なんやと思うんですけど、できるだけ4月に間に合わせてほしかったんですけど、最後質問でけへんで意見だけ言いますけども、その今、保育業務でうまくいけば、この39人の子どもたちはちゃんと入るんですよねと聞きたいんですけど、最後で聞けないんですけども、その数字が出てきてるはずなんです、これは。じゃないですか。今、39人足りないから、もちろん0歳児ですもんね。一番我が市で多い0歳児が39人待機児童出てる。これ、去年の今頃と比べても多くなってもうてるじゃないですか。多分、僕は、0歳児、保育所に入ろうという風潮が強くなってよくなってきて人口も増えてると、逆に意味やと思ってるんですけども、ほんまこれいつになるか分からん、ということなんですよ。だから、一生懸命やってくれてるのは分かるんですけども、今まだ何も決まってない子どもと親御さんが39組おられるということじゃないですか。これがそこで気になるのが、前に聞

いたときに、派遣の保育士呼んでも来ないです。あまり分からないですと言われたんがめっちゃ気になってるんですけど、ほんまにうまいこといくんかなと心配してます。ほんまに。いろいろやっていただいているんで、もうこれ以上言いませんけども、この辺頑張っていたで、僕からしたら、前の補正のもっと前に僕が一般質問でこの保育士派遣事業をやったらこんなことにならんかったんかなと思うのを一言言っというて終わりたいと思います。

以上です。

増田委員長 よろしいか。補足説明ありませんか。ないですか。

梨本委員。

梨本委員 私も、これ以前から杉本委員がずっとおっしゃってたんで、使用済紙おむつの処理事業、これ公立のほうで入れていただくということで、使用される方は非常に喜んでいただけるということではよかったなというふうに思うんです。ちょっと心配なのが、私立はもう既にそういうことをやってるということやったんですけども、ちょっと耳にしたところ、有料でやってるというふうに聞いているんですよ。私立は有料、公立は今度どうされるんですか。その辺りどう考えてらっしゃるか教えていただけますか。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いたします。

公立については、現在は無料でやろうと考えております。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 そうすると、やっぱり今まで私立のほうとのバランスが、今度また、今まではやってたやっとないうところのバランスの違いがあったわけなんですけれども、今度はそのに通う児童の負担が今度また差が出てくるというところがあると思うんですね。これちょっとうまいことやったらんことには、また今度逆のほうからいろんな意見が出てくるのではないかと、いうところだけ、私、懸念しておりますので、その点ちょっと留意して何らかの対策を講じていただけたらなというところをお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ちょっと私、聞きたいんですけども、衛生上問題ないですか。この保管の環境はどうなってるんですかね。むしむしと熱くて匂いがふんぶんするとかというふうなことに対しては、何かそういう脱臭剤を入れるとか、できたらどんなもん入れるというカタログぐらいちらっとあったら、ああそうかを感じるんですけども、もう想像もつかへんのでね。何か夏場にふんぶん匂いするなというイメージだけが頭にぼんと入ってるんで、夏場対策とか匂い対策は、使用してる例も含めて安全ですという何か説明できたらお願いしたいのと、さっき聞いてちょっと気になって、39名という話聞いて、まだそんなにたくさん待っていただいてんのかというのが1つ。それから、先日ちょっと聞かせてもらおうと、新庄のバイパス周辺の今、開発が進められてますけども、1開発で約80戸、その南側の開発も含めましたら100戸ぐらいの開発が進んでる。恐らく100戸の新しいお家が建つと、それに付随した幼児等々が大体想像付くかと思うんですけども、そんなことも含めてやっぱりこの緊急性を要するというか、そ

ういう緊張感を持っていただく必要があるのかなと思うんです。まず、ダストボックスの仕様について、いや、ただの箱やったら、ただの箱です、夏場くさいですというんだったらそういう説明してください。

野地課長補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いたします。

置く予定をしておりますダストボックスですけども、一応蓋も付いてるやつで、カタログは今あるんですけども……。ほかの自治体でも使用されてるものですので、問題ないのかなと考えております。

増田委員長 見に行かれましたか。

野地子育て福祉課長補佐 実物は見ておりません。

増田委員長 そういう機能は付いてないということですよ。匂い対策、それから保冷対策、週に2回取りに来るということは4日間滞留してるということでしょう。それでも大丈夫やと、中身については、衛生上問題ないというか。今度、入れにいくとき開けやんなんということも含めてイメージをしていただいて、えらいもんになったなど、えらいもんあそこに置いてんなどということにならんように勉強しといてください。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今聞いてても確かにと思って、僕、一般質問のときに医療用のパッチンの袋のやつ機械、僕、部長に渡して、あれ無料サンプルで貸してくれるから使ってくれとお願いしたんですが、使ってないんですか。あれ、無視ですか。僕の努力は無視ですか。今の話やったら、今、その前に聞いたときは、何かビニールに何ちゃらと言ったから、その機械入ったのかな。でも値段的に無理やけど。あれ試して高いし、値段もかかるしやめになったんか、まるで僕が言ったことを眼中になかったか、それだけ聞かせてください。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

たしか、パンフレット等、お渡しいただきまして、その後、担当の主任保育士も含め、検討をすごくしました。ですので、今のダストボックスにつきましても、他市の状況をちゃんと主任者会というのがあるんですが、他市のそういった連絡のところで検討させていただいて、そして検討した結果、費用的なところで私どもはそれを導入しなかったということになります。検討はしております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 私のほうから、2項児童福祉費、2目の児童措置費の82ページなんですけども、その18節保育所等整備事業9,610万円というところで付いておるんですけども、これは恐らく今度当麻のほうでやる認定こども園に対しての補助金やと思うんですけども、なぜこういう金額になったかと、その割合もあると思いますけど、それについて詳しく教えていただきたいのと、それと87ページですね。今度、これは4目の認定こども園費の、これも委託料ですね。12節委託料、測量設計等委託料311万5,000円、これについての内訳をお願いいたします。

以上、2点お願いいたします。

増田委員長 野地課長補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目のご質問である保育所等整備補助金の件ですけれども、これにつきましては、定員によって国庫の補助基本額が変わってきます。私ども、今回、予算させていただいたのが、保育所部分で200名、幼稚園部分で15名来るであろうという想定で計算をさせていただいております。すると、定員のほうが215名といたしまして、補助基本額のほうが1億2,836万円になります。令和4年と令和5年、2か年の事業に予定をしておりますので、来年度分としてその40%の事業費として計算をさせていただいております。そのうちの国庫補助金のほうが3分の2でありまして、1億2,836万円の3分の2で8,557万3,333円になります。そのうち、市の補助金額が12分の1でございます。1億2,836万円の12分の1で1,069万6,666円、あとは事業者負担額が4分の1となっております。3,226万円となっております。

以上でございます。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの西川委員の認定こども園の測量設計等委託料、こちら311万5,000円組んでおる部分なんですけれども、こちらにつきましては磐城認定こども園の給食ですね。来年度以降は当面外部搬入なんですけれども、令和6年4月1日を目指して、自園調理をまず目指して、調理室の整備を行うための設計でございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 まず補助金の件なんですけど、そやから新年度は9,610万円の予算を組んでいるということなんです。4分の1の額での割合にしているということです。ちょっと定員が気になったんですけど、定員が215人で見てると言うてはなんですけど、それはもうマックスで一応考えて見て、ほんでその予算計上としても、いうたらマックスを考えてると、そういう認識でいいですかね。オーケーです。それやったらもう大丈夫です。

それと、磐城の厨房ですかね、これやられるやつなんですけど、これについてはずっとお話を聞かせてもらってて、今度は1・2・3号されるということでこの厨房のやつも入れてもらってると言うんですけど、これというのは設計は来年度ですけど、工事はいうたら次年度にということなんです。分かりました。ということは、工事次年度ということは、受け入れるのが令和6年度からということなんかお聞かせ願いたいということと、もう一つ、戻ってあれなんですけど、さっきの民間の認定こども園に来られるやつという、これ今、多分プロポーザルを出されてると言うんですけど、みんな気になるところで、答えられるかどうか分かりませんが、事業者の応募があったんかどうかというところをちょっと教えていただきたいと思います。できればどれぐらいの応募があったというところまで分かんのやったら教えてもらえたらなと思います。答えられる範囲でええと思います。

増田委員長 板橋理事。

板橋子ども未来創造部理事 まず最初の質問にお答えさせていただきます。

磐城認定子ども園なんですけども、令和4年4月には0歳児から2歳児、それから3歳児から5歳児のフルスペックの子どもを受けるといことです。現状でも調理設備はございますので、0歳から2歳については20名以下なんですけども、若干名受け入れることは可能ではあります。ただ、保育士の手配等もございますので、今のところは3歳から5歳の2号認定、1号認定を受け入れるという形になっております。

以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 応募については、公開の場ですので控えさせていただきたいと思います。応募があったかどうかについても控えさせていただきますが、結果を発表したら、出たらもちろんご説明させていただきますが、今の時点では控えさせていただきたいと思います。

増田委員長 見通しも駄目ですね。

西川委員。

西川委員 まだ答えにくいというところは分かりますねんけど、また気になる議員がおったらまた個別に教えてもらったらええかなと思います。

そしたら、さっきの2号認定、厨房をやられるということなんですけど、やっぱり工事、今回もそうなんですけども、これちょっと1つきついこと、頭痛いことを言うかもしれませんけど、要は工事期間があまりにも短かったり、本当に発注の仕方をきっちり見通しを持ってやってもらわんことには、ほんまに業者がしんどくなるばかりなんですよ。それで期日は守らんあかん、いやいや発注の仕方がおかしいん違うのというところがあるんで、やっぱりそこはきっちり見通しを持って、やってもらって業者が受けれる体制をしっかり整えてもらわんと、これ言うように、不落になったり業者がついてきやんかったりしてもらったらほんま困るんで、その辺はちょっときつくまたお願いしておきます。この厨房のことに関しても、結局いつまでとかいうことを余裕を持って、ばたばたとやるんじゃなくて余裕を持ってしっかり計画を立ててやってもらわんと、事業としてもしんどなっていくし、また事業者もしんどなるし、あんまりええことばかりじゃないんで、その辺意見として言うときます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3つほどお伺いします。ページ数でいきますと81ページです。3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費のところ。特別保育事業ということで、保育士等処遇改善臨時特例補助金986万7,000円について伺います。これは、補正予算審査の中でもお聞きしました。これは国の事業として保育士の待遇改善ということで、1人当たり9,000円の処遇改善を行おうということの制度ですが、補正予算では民間事業者についてということで補正予算が組まれました。今回、本予算で組まれてるんですけども、この内訳を詳しくお聞きしたいんです。詳しくというのは、保育士等となってますから、その等の範囲ですね。公務

員の身分に関わっては、例えば常勤とか会計年度任用職員とかありますので、その区別も含めてお願いしたいのと、それからこれはちょっと複雑なんですけど、来年の10月からは公定価格が変わるわけですから、公定価格が変わったものについてはもう当然全ての方ということになるのか、その費用がここへ入ってるのか、10月以降の問題。それからあと、これは2月、3月、年度内の分と、それから4月から9月の分、これは全額国費で交付されるというふうになっておりますが、これについてもその費用がここに入っているのか。つまり範囲です。それを詳しく聞きたいということですので、お願いします。これ1点目です。

2つ目行きます。これは、先ほど来から出ておりました84ページですね。84ページ、3款民生費、2項児童福祉費の3目保育所費のところ、保育士の派遣業務委託料ということなんです。これ、5,330万円入ってるんですね。5,330万円の予算の枠組です。この枠組みがよく分からないので具体的内容を聞きたいんですが、派遣ですから、これはもう賃金のことなのか。つまり、10人分だったら、年間一人当たり500万円だったら大体10人ぐらいかな。400万円ぐらいだったら。要は、その派遣の依頼したときの賃金で見積もって計上してるのか、それとも。そんな金額だと思うんですね、5,330万円というのはね。だから、そういうことなんですかということ。この見積り、どういう積算でこの5,330万円となっているのか。これについて伺います。

それから86ページになりますけども、先ほどからご質問がありました、これは同じ3款民生費の2項児童福祉費の中の4目認定こども園費になります。その86ページということ、今現在は4月から認定こども園始まりますけれども厨房はありません。自園調理できる施設がないので、それは調理できるようにしましょうということで、市長の施政方針でもありましたし、設計委託料を出すということですので、これは進んでいくんだろうと思うんですが、2年か3年か先の話ですよ、これはね。ということは、それまでに給食調理業務があるわけで、これは86ページのところの12節委託料の中に給食調理業務委託料とあります。これの積算ですよ。見積りの積算がどうなっているか。つまりこれは夏休み、春休みもあるわね。幼稚園の教育を受ける1号認定の子は、長期休暇がありますから学校へ来ません。当然、学校給食センターも閉まります。ですから、これは外部委託、デリバリーということになるんですが、問題は、前の一般質問かどこかで私も聞きましたが、台風、早朝より臨時休校になりましたとなると、当然その日はもう朝からお休みになるけど、保育所の方は預けられるので、学校給食センターは閉まると。これは長期休暇中でなくて普通の日だから、そのときに閉まったときにデリバリー業者が対応できるのか。これ、どこからその給食をあれするんやと。非常食のようなものを食べさせたりとかそうなるんかなというふうな気がしたりしたんですが、その対応について、この給食調理業務委託料、そのどの範囲で提供されるものとなっているのか、考えなのか。その3点お聞きします。

増田委員長 野地課長補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目のご質問である保育士等処遇改善臨時特例交付金の件でございますが、今この予算計上させていただいておりますのは、民間保育所が実施される令和4年4月から9月分の

6か月分に対するものの補助金で計上させていただいております。私立5園といたしまして986万7,000円を計上しております。9月以降につきましては公定価格に含まれるということですので、ここには含まれてはおりません。

1点目は以上でございます。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず派遣の件なんですけど、この当初の予算の要求書での計算といたしましては、一人当たり1時間2,100円の委託料を支払うと。結果として、年で410万円一人当たり必要で、その13人分ということで5,330万円という予算を計上しております。

それから、給食の件です。警報などによってデリバリーができないときはどうするのかということなんですけど、今、委託業者と話しております、可能であれば可能な限り持ってきますという話は聞いております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に処遇改善の件ですけれども、今のお話だと、これは民間の事業者の保育士の方々への9,000円引上げということになりますから、要は先日の予算特別委員会の補正予算は2月、3月の年度内と、これは上がってるのは9月までの民間の保育事業者の方の保育士たちの9,000円の引上げと。つまり、公立の保育所の方々、等とありますから保育士以外もおられると思うんですが、会計年度任用職員もおられると思うんですが、その方たちには政府が国のお金を全額9,000円出しますよということは、これは当たらないということの理解でいいんでしょうか。その引上げが、だから国の事業としては当たらないのかどうかということ、それについて伺います。当たらないんだったら、なぜそうなのかという理由も含めてお話しいただけたらと思います。

それから、2つ目の保育士派遣業務委託料というのは、よく分かりました。一人当たり1時間2,100円で、年間に合わせて大体410万円を13人分ということでありました。これはフルタイムでいく場合もあるだろうし、そうでない場合もあるだろうと思うんですが、これ2回目の質問なんですけど、この保育士は派遣ですから、1時間当たり2,100円という単価は、これは保育士に直接渡る単価ではないですよ。大体何割ぐらいが保育士に渡るもんなんですか。これは結構社会問題にもなってます、そもそも保育士は苛酷な仕事で賃金安いと、そこへ派遣でやると。それが3割、4割とか年収の中で取られると、金額。それは、そもそも安い上にそんなことになると、それは派遣事業者はもうかるんですけど、直接携わってる方々の賃金からするとちょっとどんなもんかと。そこは業者によっていろいろだと私聞いてます、業者によっていろいろ手数料が。だからそこら辺はどうなのかという、どういう認識をお持ちなのかということについて伺います。

最後、給食調理業務委託料ですが、可能な限り、ちょっとその答弁ないと僕は思うんですけどね。これ、やっぱり原則、保育所は自園調理してる理由がどこにあるかいうたら、やっぱりお母さん方預けて働きに行かれるわけですから。それがこんな状態でどうなるか分から

んということをお預かりするというのはあれだから、そこはちゃんとお昼御飯が出るように何かその答弁をいただかないと、可能な限りやりますではちょっと違うんじゃないかなと、保育を提供する事業者としては違うんじゃないかと思う。これはもう一回お聞きします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 1点目の処遇改善につきましては、制度的に公立についても対象になります。我々としては、会計年度任用職員については対象にする予定であります。

以上です。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 先ほどの谷原委員の2点目の質問にお答えいたします。

当初予算ベースでは派遣に関する委託料、時間当たり2,100円で計算しておったんですけども、実はその後、処遇改善が出てきたんですね。それを受けまして、我々2月22日に公告の仕様を出したときには、保育士には時間単価で1,300円以上支払ってあげてくださいという仕様しております。そこから、当然、事業者としての社会保険料等々ありまして、結果的に当初2,100円と言ってたところを2,300円で仕様としては出させていただいております。社会保険料につきましては、社会保険料込みの単価としては恐らく1,900円ぐらいかかっていると思っております。

それから、給食の件なんですけども、まずは警報が出たときには基本的には給食はなくなるんですけども、給食がなくなっても、一旦、本来、学校給食センターじゃない給食の業者に、できませんかということで連絡させてもらおうと。それでもできないとなりました、以前も答弁させていただいたとおり、近隣の保育所、公立の保育所で、もう一回作れないかというふうなことで手配させていただく。それでも駄目だったら、こちらで調理設備がございますので、そちらで作るような形を考えております。よろしいでしょうか。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつばなしですけど、処遇改善については、会計年度任用職員にはということはおっしゃったんですけど、その2月、3月はどうなのか、3月から9月はどうなのか、そこがちょっと不明だったので、また個別に、もう質問できませんので、それは後でお伺いしたいと思います。私としては、何で公立の保育士、会計年度任用職員もどうなったと。2月、3月はどうだったんだと、補正予算が出てませんから、ああこれは逃げられたなど。ただ、この間、会計年度任用職員も含めて保育士の賃金のほうは、周辺と比べても葛城市はできるだけ来ていただくということで大変努力していただいているのは分かっておるんですけども、国から出るお金についてはちょっとどうだったのかなということがよく分からなかったもので、また伺いますけれども、ここは国民世論の中で、コロナの下、本当に大変な中で保育士が働いてると。その中で、国民的世論の中で政府のほうも動いて処遇改善をやるということだったので、もうちょっと丁寧な説明が欲しかったなど私は思っております。

それから、2つ目の派遣業務については、これはもうなかなか保育士が確保できないということでご努力された中でこれをやられるということなんですけれども、派遣事業にすると

いうことについて私もいろいろ聞いております。要は、保育士が定着しない。これは僕は会社の戦略もあると思いますけど、ひどい業者になるとそういうことがあるので、本当に質の担保される保育士がきちっと責任持って確保できるということが私は一番だと思うし、いろんな努力されてますので、そちらのほうの努力もしっかりとやっていただいて、あまりここに頼らなくて済むというふうな形でやっていただけたらありがたいと思っております。

それから、給食調理についてはやっていただけるということでしたので、ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 1項社会福祉費の5目老人福祉費で、75ページの12節のひとり暮らし高齢者配食サービス委託料のことなんですけれども、このひとり暮らし高齢者ということに対して何か制限というのはあるんでしょうか。要介護であったり、要支援の方であったり、健康でもひとり暮らしの高齢者であればこのサービスが受けられるのかと、それからどういったサービスなのかというのと、あと何人の方が今現在そのサービスを受けられているかというのをお聞きします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

ひとり暮らし高齢者配食サービスと申しますのは、ひとり暮らし高齢者配食サービス事業実施要綱に基づきまして、緊急通報装置を設置しております要介護者等に、ボランティア団体の方が作っていただくお弁当の配食を行う事業を行っておるものでございます。基本といたしましては、65歳以上のひとり暮らし、または同居者も虚弱、また両方とも65歳以上という家族に対して行っております。内容といたしましては、社会福祉協議会に委託を今年度はさせていただいております。月に1回、民生委員にお世話をかけまして、ボランティア団体で作っていただいたお弁当をお家のほうに配食いただいております。その際に、日頃の生活具合であったり、困り事であったりを伺っていただいております。配食数としましては、令和2年度の実績としまして、大体1回につき100食程度、月平均は大体100食お配りしています。令和4年度につきましても、一旦、配食予定135食程度見積もって予定をしております。お願いします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。じゃあ、これはボランティアがあちらの健康福祉センターのほうで作られている月1回のということで。その数なんですけれども、大体もう同じような数を毎年作られている、毎回同じような数なんでしょうか。今年度も来年度も同じ予算づけになっているので、これはもう人数関係なくそういうふうな値段をもう設定されているのかどうかというのをお聞きしたいです。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

設定といたしましては、一旦、予算ですので、基本大体変わらない数なんです。民生委員

からご要望がありまして、この方、行っていただいたほうがいいよというご希望をお聞きしたりするものですから、急激に年によってすごい人数が上がったりしているところは今のところはないので、予算としましては同じ数字、ただ実績としましては、結局、実績の配食させていただいた実費分等々のお支払いになりますので、行っているのは大体毎年、去年も令和3年度の予算にしましても大体145食を見積もりました。今年につきましても135食を見積もって予算のほうをお願いしております。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 この中から、ボランティアグループに報酬として出されてる分はこの中に入ってるんでしょうか。

増田委員長 予算組んでいただいた内訳ですね。それ言っていたら。

中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

内訳といたしましては、社会福祉協議会に委託をしておりますので、社会福祉協議会へのその分についての人件費相当分と、それとあともう実費分になるんですけども、いろいろお知らせをするときの郵便代であったり、あとは本当に材料費、配食をするための材料費、あと施設の使用料として一旦予算を上げさせてもらってます。あと、消耗品費としてお弁当箱代であったり燃料代であったりガソリン代ということで、その相当分を予算で上げさせてもらってますので、実際、ボランティアへの報酬といいますか、それは発生しておらず、本当にボランティアでやっていただいております。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 私も以前入ったことがあるので、報酬をいただかれてるのかなというふうな認識があったんですけども、これはもう純粋にボランティアということで、本当に助かってらっしゃるご老人の方、いっぱいいらっしゃると思います。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2点、お願いします。まず1点目、73ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、その他支援事業（社会福祉課）の12節委託料、概要で24ページですね。重度心身障害者・障害児福祉タクシー事業なんですけども、これ福祉タクシーであって、介護タクシー、またや介護保険タクシーではないんです。ということは、これは利用者が乗降介護を受けないということになると思うんです。ところが、これ概要のところは重度というのが付いてるんです。ここが私、気になるんです。重度心身障害者の中でも特に重度身体障害者の場合、座ることができない子どもが多いんですよ。そうなった場合、リフト付きの車でも難しく、本当にストレッチャーごと乗り込めるような介護事業者が要るんです。ところがそういう方というのは、恐らくこの制度だったら全く利用でけへんと思うんですよね。その辺は、実際は重度心身障害者とうたってるけども、該当する一番その重度の方がこれ使えないんじゃないかと思うんですが、その辺りは実際どうなんかなという疑問があるんです。だから、これまでの、毎年これついてるんですけども、利用の実態というか実績も含めて、そういった方

がどういう形で利用できるかという状況か教えてください。それが1点。

もう1点、これは誰もおっしゃらなくて、私、立場上、厚生文教常任委員会の委員長として入ってますんで、もう言わざるを得んということと言えます。75ページ、敬老年金です。数字が予算の概要と若干差異があるんですけども、散々、厚生文教常任委員会の調査案件でこの間やったところなんで、もう詳しい内容だけはもうこれ以上はまた繰り返しになりますからやめます。ただ1点、これ予算として審議しますんで、議会として、もう毎年毎年際限なく増えていくかどうかというところを確認しとかなないと、予算特別委員会として入った委員としても厚生文教常任委員会の委員長としてもその辺は見過ごせない点なんで、もう一度その点だけ改めて聞きます。特に、今年度も増えました。この状態を見直すおつもりはあるんか。あるのであれば、どういうスケジュール感というか、予定で来年度考えていらっしゃるか。それを改めて教えてください。

以上、2点お願いします。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課、林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員の質問にお答えさせていただきます。まず対象者の方につきましては、重度心身障害者（児）ということで、身体障害者手帳の1級、2級を所持されてる方、それかまたは療育手帳A1、A2の所持者ということになりますんで、重度の心身障がい者（児）ということになります。利用のほうなんですけど、対象は毎年600人ぐらいおられまして、大体7割ぐらいの方がまずタクシーチケットを、今ちょうど明日ぐらいから来年度分を交付するんですけど、7割ぐらいの方が交付で取りに来られまして、全体の中でまた4割ぐらいの方が実際に利用されているという状況でございます。今、委員ご指摘いただきました、やはり重度の方の中でそのタクシーの利用が果たしてできないのかということですが、大体40業者がこちらのほうに登録いただいている、そちらのほうの利用対象ということになりまして、中にはもちろん自立の、いわゆる黒塗りのタクシーのようなものから、当然、介護事業所がやられてます介護タクシー、一般的に車椅子ごと乗れるタクシー業者もおられます。ただ、更にそれでもなかなか利用が難しいという場合、先ほどおっしゃったストレッチャーということになりますが、これは本当に実際のところかなり業者のほうが少ないんで、ただ、そうなってくると、これは一応初乗り運賃を助成するタクシーチケットになるんですが、そういった場合、かなり時間貸しの場合が多くて、時間貸しになってくると使えないのかと、そこら辺は臨機応変に業者のほうも、単位をちょっと細かくしてその分をこのチケットで当てますというような配慮をいただいている部分もあつたりするんですけども、現状、市としましては、今、40社の業者に登録していただいているんですが、そちらの持つておられる車両に頼らざるを得ない状況でございます。今後、もっとそういう特殊というんでしょうか、ストレッチャーのあるタクシー業者等も当然、お声がけさせていただいて、こちらの委託の業者として登録していただくようには努めてまいりたいと思います。

以上です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井でございます。お願いいたします。

敬老年金の来年度の予算についてです。まず予算書のほう8,714万5,000円を計上させていただいております。こちらのほうは純粹に敬老年金として年金のお金を支給する予算になります。それ以外の、先ほどの予算の概要書と金額が少し違うという部分のそれ以外につきましては、敬老年金に係る消耗品を概要のほうには足し込んで入れさせてもらいましたので、少し差が起こっております。実際に敬老年金として純粹にお支払いさせてもらうのは、予算書のほうに上がっております8,714万5,000円を予定しております。人数でいきますと、令和3年度におきましては大体1,420人から1,470人の幅で計算をしたんですけれども、令和4年度につきましては1,430人から1,490人の幅があるんですけど、その間の中で毎月ちょっと変わってはいきますので、幅を持たせた中で8,714万5,000円を計上させていただいております。お願いします。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 私のほうからは、この敬老年金について検討してるのかということでございます。先日ご質問いただいたとおりの回答になりますが、今現在、私どものほうで見直しについての検討はしておりません。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず最初の福祉タクシーのことですね。今ご答弁いただきましたように、登録されてる業者は県内にないんですよね。ないんです。私も15年前に調べたときも全くなかって、今も調べたらないんです。同じように、桜井市はその辺のところの業者名をホームページで公表してます。桜井市の場合は三十何社かな、もうほとんど全部大阪でしたわ、そこ。でもその中にもおっしゃってるようにストレッチャーが乗り込めるタイプというやつがあると明記してるのはゼロでした。だから、はっきり言ってもうないに等しいんですよね。ですから、当時も私、タクシーチケット配布できますよという案内を受けましたけど、使った試しありません。普通のタクシーやったら座れませんから、車椅子でも乗れなかったんで。実際のところ、その辺りのそういうご家族のところというのはもう自己負担でされてるんですよね。だから、どうせやったら重度とうたうんであれば、そういったところへの支援、数は少ないんです。少ないから、多分そんなに難しい話じゃないと思うんです、金額もしれてますからね。そういうのも今後考えていってほしいなという、もうこれは要望としてお答えしておきます。本当に一番支援が必要なところには手が届いてないのが現状ですんで、これはもう葛城市に限らずどこでもそうですけど、そういう現実があります。

それと、年金のところですね。今ご答弁いただいて、私、今後の見通しを一番尋ねたかったんで、そこのところはお答えありませんでした、前回と一緒にやなということで。ただ、これやっぱり議会の予算審議というところなんです、これが今後どうなっていくかというところはある程度把握しておかないと、我々も予算を通せるか判断できないんです。そこところは、やっぱり何らか、この間の審査から日程の日はあまり空いてませんが、やはり少なくともその間、検討していただいた上で、検討を一応続けてますというその辺のところは

欲しかったなというところがございます。実際のところ、これ本当に言いづらいところを我々議員も、ああいうところを棚に上げて、俎上に上げて議論したわけですから、やっぱりこちらが一生懸命この問題に対して議論しよう、検討しようと言ってるにもかかわらず、いや何もやってないと言うか、もうやるつもりもないというんやったら、そしたらもう勝手にしろとなりますんで、そこはやっぱりこちら側の意図というか、誠意もせっかく頑張っているというのを酌んでいただいて、もしかしたらこういうチャンスもう二度とないかもしれませんよ。延々と上がっていくかもしれませんよ。だから、その辺も踏まえた上で今後の対応を考えていってください。

以上です。

増田委員長 先日の資料に基づいてピークの予測というのが資料にあったと思うんです。現段階の8,714万円から、ピーク時いつ頃に何ぼになるというご答弁だけいただけますか。

中井課長。

中井長寿福祉課長 こちらのほうで試算しております金額なんですけれども、参考ということでお願いします。まず今、令和7年に75歳以上になる方で、その方が85歳以上となる令和17年ですね、2035年になりますが、そのときがやっぱり一番人数が多くなっていくのかなと考えております。その頃になりますと、大体月2,700人程度になるかと推測しております。年間支給額といたしましては1億5,400万円程度にはなっていくのかなと、数字上ではありますけれども推測はしております。お願いいたします。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 概要のほうの30ページ、簡単な質問なんですけども、予算書で言うと、もう概要のほうだけで行きます。30ページの4番、子ども若者育成支援事業、こども・若者サポートセンターの委託料ですよね。この概要には6番のところの委託料、AI相談システム保守、これ、前、協議会でやったやつやと思うんです。僕、そのいじめとかそういうひきこもりとかというのをずっとどうしたらええかと考えてて、こういうのがあるよとやってくれて、来年度4月からやっていただくという説明をこの前受けたんですけど、この前僕が聞いていろいろ提案させてもらって、こういうのをしたらいいんじゃない、こういうのをしたらええんじゃないと、あんまり細かい内容は言わないです、今もう時間もあれですし、いっぱい言ったと思うんですけども、あれは反映してくれるんですかね、ずばり。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。先日の協議会でいろいろと貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、実際に運用します、仮運用しております学校もありますので、学校等の意見も踏まえながら、可能なものに関しては実施のほう、中に取り入れていきたいなというふうには考えております。

また、その土台には乗せていきたいというふうには考えております。ありがとうございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。これも後日でいいんで、結果発表してください。なぜかというたら、僕、あそこで何か適当に言ってたわけじゃなくて、ほんまに違うなと思ったんです。帰ってもう一回考えても。という箇所が何か所かあったんですよね。この前も言いましたけども、本当に埋もれてる声を拾い上げるにはという目線で見るときに足りないんですね、やっぱり。と思ったんで、これはまた、今言ってもしょうがない、多分最近の話やったんで、この前の、多分そうやと思うんですけども、これは取り入れました、これは駄目でした、これは何でなんですかと僕が聞いたときに答えられるようにしといてください、ほんまに。お願いしておきますね。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 75ページになります。3款民生費の1項社会福祉費の5目老人福祉費の中の75ページの最上段になりますけど、説明のところですよ。シルバー人材センター運営補助金ということで1,003万9,000円ほど計上されております。現在のシルバーの登録者数、それから請負額がどういうことになってるのか。この1,000万円の積算の根拠になるようなところを教えてくださいましたらと思います。これは1つ目ですね。

2番目は、シルバーの方の仕事内容、請負で民間の方も請負があると思うんですけども、葛城市が発注してるシルバーのいろんな仕事もあるかと思うんですけど、民間のほうはもう結構なので、葛城市がこのシルバーに対して発注している仕事内容の主なものが分かれば教えていただきたいと思います。シルバーについて、今、2点質問しました。

それから、先ほど杉本副委員長の関連になりますけど、92ページですね。これは3款民生費の2項児童福祉費の8目こども・若者サポートセンター事業費の中で、子ども若者育成支援事業の中の12節委託料、A I相談システム保守委託料ということです。システム保守委託料ということで上がってるので、これはどういう内容のお仕事を誰に委託するということなんでしょうか。15万4,000円程度ですから、これよく分からないので、ここがどういう内容か教えていただきたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

シルバー人材センターの登録者数ですけども、こちらのほうは令和3年度の理事会、定時総会のときの資料になります。令和3年3月31日時点でしかないんですけども、男性が126名、女性が50名、合計で176名という人数が登録の正会員数ということで、資料のほうをいただいております。

次に、補助金のほうの金額の積算なんですけれども、まずシルバー人材センターの運営補助金の内容につきましては、国からシルバー人材センターへの補助金があるんですけども、そちらの金額が決まりまして、地方公共団体の補助金が国からの補助金を下回ることになりますと国の補助金が同額までしか交付されないという決まりがあるため、まず国の補助金と同額にするか、またはそれ以上の補助金を交付する必要があります。ただし、葛城市におき

ましては、ここ2年、平成31年からは国の補助金と同額の補助金を交付しております。以前につきましては少し多く補助金を出していた時期もあったんですけども、現在は同じ額を出しております。

あとは、シルバー人材センターのほうに委託している業務です。長寿福祉課といたしましては、軽度生活支援事業委託ということで事業のほうを委託している件があります。こちらのほうにつきましては、ひとり暮らしの高齢者の方への生活援助に係るお仕事といたしまして、主には庭の草引きであったり、部屋の簡単な介護ではできない片づけであったり、あとは家具の転倒防止の取付作業であったり、そういうものを委託させてもらって、これは時給といたしますか、時間額で委託させてもらっております。あとはそれぞれ担当課でシルバー人材センターのほうに委託してる業務があるとは聞いてるんですけども、詳しい内容が分からないので、すみません、長寿福祉課のほうの分だけになります。お願いします。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋でございます。よろしくお願いたします。

先ほど、谷原委員のAI相談システム保守のサポートの内訳です。まずオンライン保守としてログの解析、あるいは運用サポート、Q&Aですね。それからさっき杉本副委員長がおっしゃったように、ブラッシュアップするための費用、こちらは年間9万2,000円、それからクラウド上でのサーバーの維持費といたしまして4万8,000円、これを足しまして税抜きで14万円に、消費税入りまして15万4,000円ということです。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まずシルバー人材センターのほうですけども、登録人数等、分かりました。補助金の内容についても分かりました。委託のほうなんですけれども、これは意見なんですけれども、前回も言ったんですけども、シルバー人材センターで働く方、これを楽しみにされたりとか、時給も高いいうことで仕事欲しいいう方は多いんです。とりわけ、高齢者の方で達者な方は草刈りとか剪定とか公園管理で汗を流していただいているんですが、清掃として旧當麻庁舎、半分、シルバー人材センターの方がやっていたり、そういう軽作業的なところをぜひ増やしていただけたらなというふうな希望なんです。その上でちょっと私が懸念してるのは、インボイスの件なんです。インボイスで消費税の問題が、これは1年後になりますけれども、インボイスが入るとシルバー人材センターの運営が大変になるということになってます。補助金をどうするのかということも出てくると思うんですが、今年度はこれでいけると思うんですけども、ぜひインボイスの動きがどうなるかというのはちょっと注意していただけたら、高齢者の生きがいにもなりますので、よろしくお願したいと思います。意見となります。

あと、AI相談システム保守なんですけど、これ安いと思ったんです。えらいもう高い、いろいろと難しいシステム保守いうたら、すごいウン百万円というのが大体見ることが多いので、これで請け負ってくれる方がいてはるわけですね。それとも、事業そのものがそんなにまだ大きくないということなんですか。そこら辺お聞きします。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 おっしゃったとおり、事業そのものが大きくないのもあるんですけども、先方としても、どちらかというところ協力して研究開発していきたいというのがあるみたいです。以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 この件については協議会でも申しあげましたけども、センシティブな情報も含まれておりますので、情報の取扱い、民間事業者等、そこら辺に漏れないようによろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、第3款民生費の質疑を終結いたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。明日は13時ちょうどの会議になりますので、よろしく願い申しあげておきます。

延 会 午後5時22分